

# 平成23年9月甲良町議会定例会会議録

平成23年9月12日（月曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

## ◎会議に出席した議員（12名）

1番	西川誠一	2番	丸山光雄
3番	丸山恵二	4番	木村修
5番	金澤博	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	河上達次郎	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	藤堂与三郎

## ◎会議に欠席した議員

なし

## ◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	山本貢造	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	茶木作夫	住民課長	中川愛博
保健福祉課長	川嶋幸泰	直売所準備室長	阪東克美
社会教育課参事	池田弥太郎	長寺センター館長	大野政士
総務課参事	陌間忍	選挙管理委員長	上田進彦

## ◎議場に出席した事務局職員

事務局長 大橋久和 書記 宝来正恵

(午前 9時06分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年9月甲良町議会定例会第2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、9番 河上議員および10番 山田議員を指名いたします。

日程第2 これより、一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより順次許しますが、発言時間について申し上げておきます。諸般の都合により、本日の質問時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により1人35分以内といたします。

まず最初に、4番 木村議員の一般質問を許します。

4番 木村議員。

○木村議員 それでは、議長のお許しをいただいて、一般質問をしたいと思います。今回の質問は、過去に質問した事項の確認といたしましょうか、その件、新しい件、今後、もう少し続いていくかというような事柄に関して質問させていただきたいと思っております。通告書のとおり質問事項が書いてありますが、それに準じて質問させていただきたいと思っております。

まず、307号線池寺地先の諸問題ということで、以前に307号線の養護学校付近の交差点がありますが、そこに信号をとという要望をしておいたことがあります。それはそこに関係する養護学校はもちろん、池寺区、正楽寺区で要望書を出した経緯があると思っております。そのことに関しまして、普通といたしましょうか、一般的な信号機は難しいというようなことは聞いておりましたが、歩行者の専用とか、例えば愛荘町の吉田あたりにあるライトが回るというような簡易な信号機でも設置してもらえればなというふうに考えておりますが、それについてお答え願います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 信号機の関係のご質問でございます。

議員おっしゃったように、平成22年5月に養護学校、平成23年1月に池寺区、そして本年5月に正楽寺区より要望書をいただいております。そのつど警察の方にも要望書を提出をしながら信号設置についてのお願いをしておるところでございます。

議員おっしゃっていただいている場所につきましては、主道路であります

307号線、そして従の道路であります養護学校、集落側の町道ということになっていきますけれども、集落側の町道の交通量が少ないというふうなことも言えようかとは思いますが。

また、集落側の道路幅の確保が十分でないというふうなこともございまして、すぐにとというのはなかなか難しい部分であるということも聞かせてはいただいております。

ただ、少しでも危険をなくしていくということでのご要望もちょうだいしているということですので、これにつきましては今現在はカーブミラーと交差点ありの警戒標識、破線のドット線というものが表示されておりますけれども、現在は一時停止の標示板と横断歩道の設置を彦根署の方から県警の方に上申をしていただいております。そういうふうなことでございまして、私どもの方もぜひとも設置いただけるように再度重ねてお願いをしているというところでございます。

以上でございます。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

今、停止線の関係のことも、その次に質問しようと思ったんですが、お答えいただいてありがとうございます。本当にあそこには停止線もないんです。だから、停止線、あるいは横断歩道がないんです。あそこの、私はそばにいてるケースがあるもので、養護学校の生徒さんが散歩ということで沢山横断されているのを見ます。そのたんびに先生がもちろん誘導されておられるわけですけど、やはり先ほども申しましたように信号機が難しいというようなことは警察の方も来ていただいたときに偶然出会いましたので、そういうような交通量のことを聞きました。だから難しいんだなというふうには思っていますが、せめて横断歩道、停止線は何とかしていただきたいというのが要望でございます。

それでは、次に移らせていただきたいと思います。

その次に、この307号線の池寺地先に歩道を今、約半分だと思っておりますが、つくっていただいている最中ですが、残りの部分とか、あるいは歩道の舗装がまだできておりませんので、当初ちょっと、いわゆる政権がかわったということもありまして、予算が云々というような問題もあったかと思うんですが、現在の進捗状況はどんなものかということをお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 307号線の改良工事の件でございます。

現在湖東土木事務所に道路改良を進めていただいております。

す。池寺地先におけます国道307号線の改良工事は、総延長が900メートルございまして、改良済みの区間が450メートル、議員さんが申されるように約半分、50%仕上がっております。残りの450メートルにつきましても湖東土木事務所の方に進捗の方を尋ねてみましたら、この11月ごろに発注予定をしているということでございます。発注がちょっと遅れたのは、ちょうどカーブのところの勾配というか、片勾配になってきますので、バンクになる部分の勾配が、当初設計がかなり急でしたので、それを少し滑らかにするという設計の変更をしておったものでちょっと遅れたということでございます。

そして、工事の進捗でございますけれども、307号線、通行止めをするわけにはちょっといきませんので、今、用地、敷地幅、できた部分の中で自動車を迂回させて工事をするということで23年度事業を24年度、翌年度に繰り越しをして、夏ごろには完成する運びでございます。

以上でございます。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。よくわかりました。何とか急いでやってもらいたいということを希望しておきます。

それと、その工事と一緒に、現在、あそこは高居自工という自動車屋さんがあるんですが、その前に信号機があるということで、あの信号が若干北の方にずれるというふうなことを聞いておるんですが、同じ時期にやってもらえるのかどうかということと、前回も建設課長にはお話ししておいた部分ですが、あそこに盛り土が、工事の残土じゃないんですけど、畑があったものでその盛り土がしてあります。それを何とか、あそこにこの間まで草がぼうぼう生えていましてかなり見通しが悪いということで地元の苦情を聞いておって、それは解消してくださったんはいいんですが、その盛り土はどうなるのかということで、それから、以前から歩道ができる前、あそこは年に1回、月日は忘れましたが、多分8月か9月ごろのことだったと思いますが、307号線沿いの際の雑草を、1メートルから1メートル50ぐらいを両サイドあったらあったですと草刈りをしていってくださったという、これは県の事業だと思っておりますが、それが今そこら辺は歩道が一応できましたのでほったらかしになっているというのか、一部してくださったのかがわからないんですが、除草作業をしておられたのが、今もあるんだと思っておりますが、未処理のところがありましたのでちょっとそここのところに関してお尋ねしたいと思っております。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 まず、町道の信号機のところの交差点でございますけれども、

これも同時に仕事の発注をしていただけます。

そして、盛り土の件でございますけれども、今、議員が申されたように、草刈りについてはこの9月の初めか何かにしていただいたところでございます。併せて盛り土部分の除去についても今後強く県の方に要望していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

それでは、その次の質問に移らせていただきたいと思います。2番ですが、四ツ塚古墳ならびにその周辺についてということで、この四ツ塚古墳というのは池寺の領地にあつて、山のグラウンドへ行く、交流村から山のグラウンドへ向いて走っておる道の途中に四ツ塚古墳というのがあるわけでございます。その古墳の、いろいろと、もちろん私も地元で調べはしたんですが、四ツ塚古墳の誕生と、そのときからの管理ということについてお尋ねしたいと思います。

当初は池寺の土地改良組合に管理をしていただいていたという経緯もお聞きしたんですが、何年かに町の方に買い上げていただいたというようなことになっております。だから、今現在は町の町有地になっていると思うんですが、そこら辺の経緯をお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 社会教育課参事。

○池田社会教育課参事 今のご質問で、四ツ塚古墳の成り立ちと維持管理についてでございますけれども、四ツ塚古墳につきましては、圃場整備事業計画時点では池寺区土地改良組合としては四ツ塚古墳を圃場とする予定でありましたけれども、県教育委員会文化財保護課から、貴重な古墳群のため、また今後子どもたちの学習の場としても、圃場とすることなく古墳公園として保存するように指導がありました。そのことから町が買い上げをさせていただきまして、農村整備事業、単費でございますけれども、公園整備として町名義にて保存整備をさせていただいた経緯がございます。

維持管理については、整備当時、公園等につきましては、基本、区の方に管理依頼をされていると思いますけれども、この池寺区の四ツ塚古墳につきましては、当時周辺の地権者の畑をつくっていただいている方に依頼をされているというように聞いておりますけれども、詳しく管理等についての協議書等につきましては町当局とも確定されるに至っておりません。今後、今現在池寺区の方でも維持管理をされていないようにというのも聞いておりますので、地元区と協議をさせていただきたいなと思っております。

以上です。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。今、答弁いただいたとおりでございます。管理という部分でほんまに、いわゆるクエスチョンマークがつく、誰がするのか、誰がするのかというようなことになっております。区の区長さんというのがもちろんおられるんですが、その区長さんが年々交代していかれます。だから、その当初の区長さんが誰だったのか、そういう話が出てきたときに、四ツ塚古墳として残したいというような話が出てきたときの区長さん自体が、そんなことがあったかなという、いわゆる記憶になっておるんだと思うんですが、だから申しわけないことに区でもはっきりしておらない部分でございます。

だから、今、課長が答弁していただいたとおり、今後早急に区と行政と話し合いの場を持っていただきたいなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

四ツ塚古墳の隣に、さっき言いました、いわゆる山グラに上がる道沿いに川がございます。私ども、地元では島田川というふうに呼んでおるわけですが、見てみますと、構造は私はよくわからないんですが、ぱっと見たらコンクリートの三面張りになっているかと思うんですが、底を見ますと土の部分も沢山あるということで、そういうような構造になっておるんですが、その構造は何なのか。その川の管理はどこにさせていただいておるのかということをお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 まず、排水川でございますけれども、これは圃場整備で施工されたものでアーム作溝という作溝でございます。横はコンクリート板が入れてあるだけで、底は土のままでございます。今、通称で言われた島田川につきましては、環境型の排水路ということで動植物がすめるようにしてあるというふう聞いております。

そして、管理でございますけれども、当初は圃場整備でつくった関係上、甲良土地改良区の方で管理をされておりましたが、解散されましたので、その後犬上川沿岸土地改良区の方に管理が移管されております。通称ダム事務所でございます。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。ということは、底が土の部分があるということなんですが、アーム作溝ですか、という構造だそうでございますが、長年あの部分に関しましては私どもの区としましても川の整備というか、除草ということかということが、あの部分ではされておりません。だから、かなり土がたまって、土がたまるころには草が生える。ひどいところになれば、たしか柳の木が生えていると。三、四メートルになる柳の木が生えているというよう

な部分がございます。ですから、あそこのそういう、ちょっと水が出るとあそこの川は半分ぐらいまでは簡単に水かさが上がってくるというようなことを聞いておりますのと、先日来、いわゆるここら辺ではありませんでしたが、和歌山、奈良の方でひどいことになっておる。ああいうような雨がもしもここら辺に降った場合、あの川は乗り越すのが間違いないというようなことを地元の人が言っておられたのを聞きました。あそこの川の中の管理というか、除草関係のことをどこがどういうふうにしなければならないのかということをお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 今申しましたとおりに、ダム事務所の管理となっておりますので、詳しいことはわかりませんが、当時甲良土地改良区にあるときには地元の管理ということでお願いしたいと。そして、しゅんせつとか、大規模な工事につきましては地元だけでは無理ということで水土里ネット、昔の土地改良事業団体連合会という、その方で補助制度が現在もございまして、そこが60%の補助金とたしか聞いております。そして、町が一部その部分、あと残りの部分の負担を、ダム事務所と町が負担をしてしゅんせつ作業を行うという事業がございますので、大きなしゅんせつとか、そういうことがございましたらそのような程度でやっていくということでございます。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。私も勉強不足の分が、今答弁していただいたなというふうに思います。そのことをまた区に持ってかえって、こういうことがあるんだと、こういう事業があるんだということを伝えたいと思います。

それから、その川のことなんですが、307号線のあるところからずっと流れて、最終的にみな川に流れ着いておるわけですが、金屋から307、金屋のあたりから池寺の途中までを先日、今年度だったと思うんですが、先ほども言われました土の部分ですね、土の部分をコンクリートを打って、今は土もたまってなく、水が流れておりますので草も1本も生えていない状態でございます。それは池寺のあるところまでやっていただいた。でも、それ以降、先ほどから申しております島田川の部分でみな川に落ちるところまではそのままになっておるということでございますが、金屋から池寺の入口あたりまでの工事をされたのがどういう経緯でされておったのか。の途中で終わってあるところからみな川までの部分はどうなるのかということをお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 307号線から、今申されるように池寺の方に向けての圃場

整備でできました排水路の床打ちのコンクリートの件でございますけれども、これは池寺区、金屋区が307号線の道路改良に伴いまして強い要望をされて県が施工したものでございます。それは、307号線、昔の状態では側溝のない状態で道路がつけてございまして、今回の改良工事で両側溝がつくということで、最終流末が、今、議員が申された排水川に落ちるということで地元から、今までは緩やかな水の流れですけれども、夕立とか大雨のときに一気に大きな水が来るということで、流速を少し上げていただいて流れをスムーズにしてほしいという要望がございまして、県の方にも再三の要望をした結果、県の方がもしあふれることがあってはいけないということで床打ちコンクリートをしていただけるということになったわけでございます。

現在のところ、先ほども申しましたように、そこからみな川につきましてはダムの管理となりますので、それと、最初に申しましたように環境型で排水路が整備されてございますので、なかなかそこから以降の床打ちコンクリートというものがなかなか難しいんじゃないかと考えております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

そうしましたら、先ほど答弁いただいた水土里ネット系の、いわゆる補助金をいただいて、地元ももちろん地元負担というものがあろうかと思うんですが、そういうふうな流れで今後解決していきたいというふうに思いますので、ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

3番になるんですが、サポートセンターのその後についてということでお尋ねしたいと思います。たしか3月の議会だったと思うんですが、いわゆる皆さんには回すことができなかったんですが、回覧させていただいたんですが、あのときにはたしか五十数カ所のふぐあいというのがあったということでびっくりしたというようなことで質問した経緯がございまして。

そのときに6月、梅雨があって、暑い夏があって、それを過ぎたらまたふぐあい、あるいはいろんなことが出てくるんじゃないかというようなことを知り合いの建築業者さんにも聞いておりましたので、6月のときにはその質問をせずに9月の、今回に聞こうというふうに思っておりましたので、そのときの五十数カ所あったふぐあいが今どうなっているのかということと、今言いましたように梅雨が過ぎて、暑い夏が過ぎて、新しいふぐあいがあったのか、なかったのかということをお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 ライフサポートセンターのふぐあいの件でございますけれども、今年の5月12日の日に浜野工務店さん、あるいはヤスダ設計事務

所の担当者の方と手直しの確認、それは五十数カ所あったんですけれども、確認をさせていただきまして、ほぼ完了をしております。一部その中でもふぐあい等がまだございましたので、また新たに新規でふぐあいが見つかったために手直し箇所をまた整理させていただきまして、浜野工務店、それとヤスタ設計事務所さんに図面と場所的なことも含めましてお渡しをさせていただいています。そのことについては6月の全員協議会のときに報告をさせていただいているところでございます。

その後、8月18日手直し工事の完了をいただきましたので、現地を確認させていただきました。そのときにつきましても新たにデイサービスセンターの方のかつらぎですけれども、一部、2カ所ほど新たに追加要望というか、ふぐあいがございます、その対応もそのときをお願いさせてもらっているものでございます。それにつきましては、かつらぎの責任者が直ったということで完了の確認をさせていただいているところでございます。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。申しわけなく、ちょっと6月の全協のことを私、頭から飛んでおりますので申しわけないことでございます。

そうしましたら、今、かつらぎの話が出ましたんですが、施設全体が床暖になっておるということは聞いておりましたが、その床暖に対する部屋、部屋で、床暖に対する床の構造が違うかと思うんですが、それでかつらぎの部分では七、八センチでしたか、10センチはなかったと思うんですが、そのフローリングが引いてあるということで、そこにかかなりのふぐあい箇所があったというふうに思っております。ですから、あれは床暖に対する材料が適合していなかったのじゃないかというふうに思うわけですが、どうでしょう。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 今現在確認をするところにおきまして、フローリングはきれいに直っております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 直っておるのはどうもないんですが、僕が聞いておるのは、材料がよくなかったんじゃないかというふうに思うわけで、それはどうでしょうということでございます。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 当初の設計どおり、規格どおりしておりますので、そのような問題はないと思います。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。

それから、次に、いろんな施設が町の持ち物でももちろんあるわけですが、聞いておりますと、そのときそのときの、例えば大きな問題がありますと、小学校、中学校、学びや等々、両センターの改築等々というふうにあるわけですが、そのときそのときに、完成したときにはその課と違う別の課の課長さんなり、参事さんなりで検査をしておられるんだというふうに聞いておられます。ですから、私はその検査を任された方というのが今回のことに関しましてかなりの責任を感じておられるんじゃないかというふうに思うわけですが、そういうことをクリアをするために今年度、4月、昨年度の入社試験になると思うんですが、たしか資格を持った方がおられて、入ってこられるというようなことは聞いておったんですが、残念ながらやめられたというふうに聞いておられます。今後は検査員という部分に関しましてどのようにされていくのかをお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 木村議員、通告書にない質問ですので却下してください。

○木村議員 割愛します。申しわけございません。

それでは、施工業者から、あのときにも申しましたんですが、例えば私の家が建てたときに、もちろんふぐあいはございました。年々ふぐあいが出てくる箇所もありましたけど、1年たって一気に五十数カ所というのは非常にびっくりしたという部分があるわけですが、それに関しまして施工業者さんの方が何らかの、何でこうなったのかというような説明があつたときに聞いていませんでしたので、どういうことだったのかということ、どういふふうに言われているのかということをお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 業者からの説明につきましては、私も4月から担当させてもらいましたので、その後聞かさせてもらったことですが、設計書どおりには資材購入、あるいは施工管理のヤスタ設計事務所、それと町の検査を受けて施工を行っているということを述べています。また、現地確認につきましても、打ち合わせ等を頻繁に実施した経過があるということを言っています。このような状態になることにつきましては、施工業者の方ですが、なかなか予想はできなかったということを述べておられます。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 見抜けなかったということだと思いますが、申しわけなかったという一言もなかったというふうに承っておきます。

それでは、その次に、サポートセンターのその横にあるけんじいの家の利用状況についてお尋ねしたいと思います。

以前、私、質問で、よそのところで、そういうサポートセンター関係のところによくある話で、大学生の下宿という形で利用されておられるところが

新聞あるいはニュース関係で流れておったのを思い出します。そのことに関して甲良町でもそういうような、いわゆる利用規約といひましようか、入居基準と申しましようか、そういうことを変えてでも考えてもらえないかというふうな質問をしたと思ひます。

だから、今回の質問はその下宿、大学生の下宿をされるという話と、新たに思ひますのが、昨今、いわゆる東日本の大震災、あるいは今回の大雨の台風による和歌山、奈良等々の被災者の方々というふうな方も沢山おられます。だから、災害に遭われた方とか、あるいは自己破産というふうな方もおられるかと思ひますし、生活保護を受けておられる方もおられると思ひます。

ですから、もちろん期限は切らなきやならないと思ひますが、いわゆる申請された場合、そういう方が、それは僕の思ふのは、区長さんとか民生委員さんとかの了解をとって、許可をとって、申請して、最終的には町長に判断していただいてということになろうかと思ふんですが、そういう規約を見直し、いわゆる追加していただいて前向きに考えてほしいと思ふんですが、どうでしょう。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 現在のグループハウスの設置基準というか、つくられた経過ですけれども、設置につきましては、高齢者が加齢による身体機能低下を補うためにお互いの生活を共同化、あるいは合理化することによって高齢者が自立した生活ができるという目的でこのグループハウスは設置されております。現在、入居対象者におきましてもおおむね60歳以上の高齢者、あるいは1年以上の住民の方、それと、独立した生活をするのに不安がある方、あるいはそのグループハウスにおいて共同生活を営むことができる方というふうな基準がありまして、その中に特別な、今、議員さんがおっしゃいました大学生、あるいは自己破産した方とかいうことの規定がありません。現在も、入居者は現在ずっと1名だけのございまして、東日本大震災の関係で、これはあくまでも特別枠ということでございていただきたいんですけれども、被災者を1名、3月24日から5月20日までその場所を使っていたという経過がございまして、それと、最近、これは55歳の方ですけれども入居の希望がございまして、これも自己破産をされるということでありまして、現在のグループハウスの設置基準に照らしますと、おおむね60歳の高齢者ということになっておりまして、ちょっとこれには該当しないということでお断りさせていただいた経過がございまして。

今後につきましては、そういう要望が多く出てくれば期間を限定、あるいは考えて、改正も考えたいなという思ひはございましてけれども、今後の検討課題にさせていただきたいと思ひます。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。けんじいの家ができて1年半ほどが過ぎようかとは思いますが、ずっと聞いておりますのに、その当初じゃなかったですかね、もう少し後だったと思うんですが、とりあえず1名ということですと聞いておりますが、今言いましたように入居基準、利用規約関係のことをもう少し緩和していただいて、入居者を増やすという方向でぜひ前向きに考えてほしいと思います。ありがとうございました。

そしたら、その次に移りたいと思います。

せせらぎの里こうらについてお願いしたいと思います。仮オープンの実績ということでお願いしておったところ、資料をいただきましたので、この部分は資料のとおりであるということでもいいかなと思います。この資料、7月30日に竣工式をされて、実際に7月28日から仮オープンというふうに進んでおられたと思います。だから、7月には3日ほどだったと思うんですが、そのときは本当にてんてこ舞いというようなことが目に浮かぶ次第でございます。ですから、この資料は8月1日から8月いっぱい、31までというふうに資料をいただきました。

さっき計算等々をしておったんですが、お盆のセールというふうに書いておる8月11、12、13というふうに区切っておるんですが、14、15も売り上げが多くありますので、ここら辺をなべて、その前後、大体10万円前後が多いんですが、そのお盆セールの部分もなべて10万円ぐらいの売り上げだというふうに見た場合に、1カ月の平均が、1日の平均がお盆セールを除いて1日の売り上げが11万円というふうに僕は計算したんですが、そんなものだと思うんです。11万円/デイというような実績が上がっておるということで、これは8月ということで目新しい、オープン間近で目新しいという、日本人独特の、特徴のことだと思うんですが、オープンの目新しさとかお盆があったということでかなり好調であったという実績が伺えると思います。

その当初から、9月に入って、今日12ですね、10日ほどたったわけですけど、10日間の売り上げが10万円前後で経緯しておるのか、多分大分落ち込んでいるんじゃないかというふうに、売る物の端境期ということもあろうかと思うんですが、落ち込んでいるというふうに思います。そのことに関して今後の取り組みをちょっとお聞きしたいと思います。

○藤堂議長 直売所準備室長。

○阪東直売所準備室長 最近の直売所の状況に関してでございます。

先ほど議員さんから説明がございましたように、当初は町の行事の関係とか広報の関係で8月の地藏盆前後ぐらいまでは10万円を超えておりました。

それもやっぱりそういうような効果の関係が減ってきたというのと、一段落したということで、地蔵盆の前後あたりから10万円を切っております。ちょうど端境期にも当たっております。これに対しまして現在直売所の方で考えておりますのが、当初はメロン、トマト、スイカ等々の果物関係とか、菜っぱ類の関係もあったわけでございますけども、それが端境期ということで減ってきております。短期的にはこれに対しまして近くの町村から購入をいたしまして販売という方向でやっていきたいと考えております。長期的には現在町内の果樹の生産者は少ないですけども、やはり直売所は町民のためのものですので、そこら辺の充実ということで県の指導も仰ぎながら、そして同時に、現在行っております園芸作物の振興の助成を、その内容を整備いたしましてこれに対応をやっていきたいと考えております。

今月の23、24、25に関しましては、「頑張ろう、福島」ということで福島県の風評被害払拭の関係と、町の花弁とかの特別セールということで販売の計画を立てております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

今ちょうど申されたとおり、3日間ですか、福島の方の販売セールをする。要はイベントでございますよね。ですから、私思うのに、11月でしたか、たしかJR東海に関連でせせらぎウォーキングというようなイベントが数年前から行われておりました、去年はせせらぎの里こうらの部分で、会場ということで大々的にやられたことを覚えております。今年もそれがあるといふうに聞いておるんですが、そういうイベントというのは非常に大事なことだと思います。

例を申しますと、ある家電屋さんが、年間に当初、かなり前ですけど、夏とか冬とか年2回ぐらいのセールをやっておられたというふうに思います。だが、それからもう2回ぐらい増やして年4回ぐらいに増やして一生懸命やっておられる部分があります。それもイベントだと思います。ですから、そういうふうにやっぱり日々の販売だけじゃなく、やはり2カ月、あるいは3カ月に1回はイベントをかまして大々的に盛り上げてやるというようなことが大事だと思うんですが、そういうような計画はございましょうか。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 11月に入りますと紅葉のシーズンです。今年度も11月にJR東海さんとかと連携を行いましてもぎ取りの体験を考えております。ほかにも彼岸とか、町の行事関係と、しゅんの果物関係とか、菜っぱ類の関係とかの、時期時期に応じましてセールを考えていこうと考えております。

以上です。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

そうしましたら、その次にお聞きしたいと思います。

せせらぎの里こうらというのが本格、今はいわゆるプレオープンですが、本格オープンというのをもちろんやっていくわけなんです、その見通しをちょっとお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 生産者の確保や販売品の品質検査等についてということでもよろしいでしょうか。

○藤堂議長 ちょっと質問の意味が違いますので。本格オープンの見通しを聞いておられるので、いつごろどうなるかという。

○阪東直売所準備室長 失礼しました。現在のところ、今年度最終の建設の関係で、直売所の実施設計をしております。これに関しましては次の項目で出てきます計画運営協議会等々で検討をしております。今年度中には県の簡易パーキング整備事業で駐車場と公衆トイレ、駐車場に関しましては県の方で契約中やというふう聞いております。順次公衆トイレの準備に入っていくということで聞いております。

これに関しまして、建設課の方でも国道沿いに駐車場の工事の関係、そして調整池の中の芝生整備の関係に順次入っていくというふう聞いております。

それとまた、関連の町道の関係に関しまして、ただいま用地の関係に入っております、また順次拡張の工事に入っていくというふう聞いております。

全体を総合いたしますと、来年の3月までには直売所は除きましてほとんどの整備ができるというふうに考えています。

以上です。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。その部分、本当に大事な部分で、いわゆる道の駅の本体の部分だと思います。それが今お聞きしましたところ23年3月にはというふうにお聞きしましたので、なるべく早くでき上がったらいいなというふうに思います。

それから、その次ですが、現在、いわゆる組合員数は約100人と聞いておるわけですが、これはまだまだ足りないというふうに思います。もちろん町外の組合員のことでも考えてもらわなければならないと思うんですが、その組合員数のことに関してお教え願えますか。

○藤堂議長 ちょっと待ってくださいね。先ほどの質問で訂正、先しますか。  
総務課長。

○山本総務課長 直売所の本格オープンにつきましては、平成24年ということでございまして、今関連事業については大体本年度の末までに完了を済ませていきたいなという思いでございますので、若干ちょっとニュアンスが違いましたのでよろしくお願ひします。本格オープンは24年度末ですね。

○阪東直売所準備室長 生産者の確保や販売員の品質検査等についてでございます。

(「品質検査はまだ聞いてない」の声あり)

○阪東直売所準備室長 昨年の5月現在の組合員数が60名です。今年の8月末の組合員数が96名ということで、この1年間に36名の増加です。36名のうち町外が6名の増加ということになっています。これに関しましては、直売所の建設が具体的に、加工所ですけれども、済みません、建設が具体的に  
なってきたということと、そして7月30日の竣工後からも町内、町外の新規加入の方が来られていますので、やっぱり加工所の完成を中心に目の色が変わってきて大変よい方向になってきていると考えております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。早く生産者の組合員数が増えていって、今、先ほども出ていましたけど、端境期という部分がありましたけど、そういう端境期がないように、常に何か売りがあるというような直販所になっていったらなというふうに思っています。

それと、先日来組合員さんの役員さんなんですが、お話ししておったときに、品物の検査、検品のことを言っておられました。ですから、役員さんも今は生産者組合ということで生産者のお一人なわけなんですね。ですから、生産者の方が100人ほどの、96人ですか、96人ほどの出品のある方の品物の検品をするのは非常に難しい部分があるというようなことを言っておられました。そのことに関して検品ということでどうしたらいいかというふうに、どういうふうに考えておられるかの質問をしたいと思ひます。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 検品の関係でございますけれども、現在のところは販売員と町から指導員さんが直売所の方に行っておりますので、共同で検品をやっております。当然十分ではございませんので、組合の中でも検討中なんですけれども、農業の経験のある専門の方に常時直売所の方についていただきまして品質管理の全般を任せるといふようなことも直売所では検討中です。今ちょっとこういうような状況です。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。本当に難しい部分であると思いますが、十分配慮してやってほしいと思います。

それでは、最後の質問になろうかと思いますが、計画運営協議会というのが立ち上がったということをお聞きしました。その協議会の設立の趣旨はどのようなものなのか、お聞きしたいと思います。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 お手元に要綱を配っておりますのでご覧ください。せせらぎの里こうらの計画および運営について広く町民等の意見を聴取し、計画に反映させるため、せせらぎの里こうら計画運営協議会を設置するという趣旨でございます。

前回の協議会では、町の各層の代表者ということで議員さんとか商工会の関係者とか、15名で協議会をつくっておりました。これをふまえて農業関係者の協議会に変えてはどうかというご指摘もございましたので、こういうふうな形に変わってきております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。このせせらぎの里こうら運営協議会設置要綱というのが、けさもりましたので詳しく読む時間がなかったんですが、後で読ませていただきたいと思います。

この設立の趣旨はわかりましたんですが、役員の構成と選出方法ということに関してちょっとお聞きしたいと思います。それと人数ですね。人数は10人以内と書いていますが。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 要綱の3条と4条をご覧ください。役員の構成と選出方法、人数でございますが、3条では、協議会は委員10人以内で組織すると。それと4条ですけども、農業関係代表者、その他町長の適当と認める者ということで、現在ちょうど10名でございます。この10名の内容に関しましては、現直売所組合長と部会長、それと元組合長、営農組合長、商工会事務局、農業の担い手、加工品のグループ、それと栽培農家で10名でございます。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 わかりました。最終的に町長が適当と認める者というふうに書いてございますので、一番直売所のことに関して町長の目を見ていますと、日々血走っているというような思いがしております。それほど一生懸命やっておられるんですが、そのことに関して町長が適当と認める者ということで安心してお任せしたいと思います。

その次に、協議会はでき上がったんだと思うんですが、協議会と、先ほど

来出ております生産者組合があります。それと行政との関係ということで、私としてはもちろんその三者がうまく回っていてももらいたいというのがもちろん希望でございますが、どのような関係ということをお聞きしたいと思っております。

○藤堂議長 直売所準備室長。

○阪東直売所準備室長 協議会の構成員に関しましては、ほとんどが直売所の組合員さんです。10名のうち9名が直売所の組合員さんですので、協議会にも直売所の意見が十分反映できていると考えております。町はその協議会の意見を受けまして、尊重いたしましてやっていきたいと考えております。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

いわゆる「広報こうら」の9月号に、ちょうどせせらぎの里こうら農産物加工所プレオープンという記事が載っておりました。一部読みますと、本施設は旧直売所の老朽化が激しく、組合員の強い要望によって建設が早まりました。これによって地域間、都市との交流を進め、甲良米、各字の特産物、環境に優しい安全・安心な農産物、地元農産物を利用した加工品の販売促進を行い、農業の振興、まちづくりの達成かを図っていかうとするものというような記事で、23年度末までに駐車場、公衆トイレを整備し、24年度には本格的な農産物直売所を建設する予定になっておりますという記事が出ておりました。これは楽しみにしたいという部分でございますが、最後に、先ほども質問したんですが、いわゆる検査するという方が一番大変な役なんじゃないかなと思う部分と、それと、直販所、利益を追求していてもらわねばならないということで利益を追求する経営管理のできる人、いわゆる私流に申しますと各地の道の駅でよくおられます駅長さんと呼ばれる方が必要だというふうに思っておりますが、今現在プレオープンの部分、24年度末には本格オープンということになっておるわけでございますが、駅長さんという方の必要性をどのように考えておられるかを最後の質問としたいと思っております。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 直売所の役員会でも経営に関しまして、特に意見が出ております。私たちは生産者ですので経営はできませんということで、当然ながら経営と生産は別個という形になってきます。協議会ではそこら辺も検討中でして、例えば道の駅長さん、仮称ですけども、どういうような仕事をやっていくとか、どういうような会社の形態がよいのかとか、NPOとか、そこら辺も含めまして将来どういうような形が一番よいのかというのは検討中です。

組合から出ていますのは、やっぱり安心して一生懸命経営をやっている管理者にということで聞いておりますので、今後はこういうような方の人選関係が大変大事になってくると考えております。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 今、担当者が言いましたような内容でございます。

まず、先ほどの議員の質問、2点ございまして、1点は検査の指導員、その件がございまして。今、農産物の出している中である程度時間がたったり、例えば2日目になったりということになってくると品質が低下します。そういうことも含めて、まず最初に出していただくときに出荷者に十分調べていただいてからまず出していただく。これは第一条件です。それから以降、今言いましたような形で時間がたち、日がたつと品質が低下する中で常に指導員も目を光らせてチェックもしておりますし、販売員の方も2名が常駐ですので、朝から夕方までびっしりとお客さんが入るわけでもないですから、あいている時間帯は必ず品質チェックをしていただくということで指導もしております。見つかり次第、すぐそれは引き揚げるというようなことで、常に新鮮で、安心・安全な、そういうものを供給できると。そういうような体制をつくって、いわゆる信用を落とさない。そういう形で進めていきたいというように思っております。

それと、道の駅の駅長さんということになるんですが、現在は直売所仮オープンですので、先ほどから説明はしておりますように、24年度末、いわゆる25年3月をめどに道の駅の認定をいただくような形でオープンを本格的にしたいと。そのための準備を直売所以外の周辺整備も含めて今順次進めているということで、この2年間の間は今の直売所の組合長さんを中心に頑張ってもらいたいというようにことで了解をいただいております。その中で順次進めるということで、最終的には道の駅の駅長さん、愛知県の幸田町も行きました。筆柿の里の駅長さんもよく頑張っておられた。この前、京都の新光悦村、行って来ました。そこも駅長さんが一生懸命頑張ってもらっている。やはり道の駅という認定をいただいた形の拠点施設になれば、やっぱり駅長さんがいないと、これはだめだなというように思っております。それには経営感覚があり、そして、トップセールスができる、そういう人材を探していかないと駅長さんは務まらないのではないかなというように思っておりますので、この2年間の中に、そこら辺は運営協議会の中でも十分議論をしながら進めていきたい。

そして、運営協議会は、最終的には道の駅の認定をもらって本格オープンまでが運営協議会の、私は役目だというように思っています。したがって、その中でいろいろと議論をしながら最終的には進めていく。

それ以外に、今現在の直売所プレオープンの中のいろんな運営の中は組合員の役員さんもいらしたんですよ。そういう人たちも月一度集まっていたいて状況を把握をしながら、どういう方向へ行くのがええのかということも決めていきたいということであまりうまく並行しながら取り組んでいきたいと、このように思っています。

○藤堂議長 木村議員。

○木村議員 ありがとうございます。

先ほどもちょっと申しましたが、いわゆる協議会と組合と行政と、要はトロイカ体制で本当にうまく運営して行ってほしいということが我々の希望でございますので、ひとつ十分配慮してうまく行っていただきたいということを申し上げまして私の質問の最後としたいと思います。ありがとうございます。

○藤堂議長 木村議員の一般質問が終わりました。

行政の答弁が長過ぎたのかどうかわかりませんが、ここで暫時休憩します。

(午前10時17分 休憩)

(午前10時28分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、1番 西川議員の一般質問を許します。

1番 西川議員。

○西川議員 議長のお許しを得ましたので質問させていただきます。1番のところはちょっと長くなるかと思いますが、分けておいたらよかったかなと思っているんですが、質問させていただきます。

保険制度の窓口一元化ということでございますが、行政サービスはあくまで住民本位であるべきだというふうに考えております。そのような観点から質問させていただきます。

現行のところでは住民課が国保、年金業務、保健福祉課が介護、後期高齢者、老人医療保険等を担当しておられますが、高齢者にとって窓口が2カ所あり不便を感じておられる方がいらっしゃいます。例えば住民課だと思って、自分は住民課だと思って行きますと、これは保健福祉課ですというようなこととか、またその逆であったり、また場所も道路を挟んでいるため交通事故の危険性もはらんでおります。また、健康診断の通知等においても、受診が終わっているにもかかわらずまだ未受診ですよというような通知が来たりとかしております。このような観点から、どちらか1つの業務にすれば重複する業務も少なくなると思われま。

また、東日本の大震災や東電の原発事故処理のような形で国の予算も大き

な費用がつき込まれると思いますので、本町への交付金等も減額されることは必至だと思われます。この際、業務のスリム化も含めて見直し、ある意味事業仕分けの第一歩とできないかなというようなことを思います。

この辺のことで、今現状の保険に関しまして近隣の市町村はどうされているのかというようなことがわかれば教えていただきたいのと、もし一元化ができないとすればどのような要因があるのか、報告を求めたいと思います。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 議員の質問にお答えします。

確かに、特に高齢者の方からは窓口を間違えて住民課に来られたりとか、あるいは保健福祉課に行かれたりということがございます。できるだけわかりやすい説明を心がけていますけれど、結果としてたらい回しになってしまうということがなきにしもあらずでございます。その辺、円滑な連携を進めてわかりやすい業務にする必要はあるというふうに考えております。

近隣の状況ということですが、今おっしゃられた保険制度ということでございますと、近隣の多くは、大きな市は業務が膨大ですので業務分担がはっきりされていることが多いんですけど、県内の6町を調べてみました。国民健康保険、それから後期高齢者医療、それから国民年金というのを、併せて介護保険の介護保険料の部分、その辺を一体的にやっている町がほとんどでございます。

以上でございます。

一元化ができない理由があるのかということやっただと思います。一元化できないとかというよりも、コンピューターで業務をしていることが多いので、その辺の設備の問題でありますとか、あるいは国民健康保険とか、特に後期高齢者医療とかいう制度の見直しというのが今進められておりますので、その辺を見据えた中での業務をどうするかということは考えていかなければならないんじゃないかなというふうには思っております。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 よくわかりました。今最後におっしゃいましたところの国の方針が明確になってきた段階でいろんなことを考えていただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、人口の減少問題についてお尋ねします。

まず1番目に、国勢調査発表で、当町は滋賀県内で最小の人口の町となったわけですが、これに対する現状の歯どめや増加に向けた施策を講じていかなければいけないんだというふうに思うんですが、1つに、前回も質問しておりましたけど、企業誘致も大いに必要なことでございます。やはり企業、来てくれるのはありがたいんですが、新規に来られたような企業の方には特

に住居を甲良町に移してもらわないことには、税収は伸びるかわかりませんが人口は増えないということもありますし、あるいはまた、この間も話したと思うんですが、地元採用の企業誘致をめざしてほしいというふうに思うんですが、この辺の報告を求めたいと思います。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 6月にも西川議員から質問がありました。そうした中におきまして、本町では「一森と琵琶湖を結ぶ一笑顔で暮らせる豊かな農村」を将来像として、ゆとりや潤いに満ちた心豊かな暮らしを求め、まちづくり施策、また農業振興施策、教育・文化施策、環境施策等、安全・安心のまちづくり等において大きな成果を上げてきましたが、近年の人口の減少および少子高齢化は地域の活力の低下や税収の減少を招くことになり、町にとっても大きな、そして、避けて通れない問題となってきています。今後、まちづくりの至上課題の1つといたしまして、人口減少防止対策を甲良町の新総合計画に基づいて、福祉、教育、健康、またまちづくりを総合的な取り組みとして進めていくことが重要であると思っております。

具体的には、子どもを育てやすい保育や教育環境の整備、また、女性が子どもを産み、育てるといふ、そしてまた働き続けられる環境づくりも1つではないかなということも思っておりますし、6月にもお話しさせていただいたように、企業誘致を推進することにより、確かに雇用の場の確保ができてくるというようなことでありますけれど、本町におきましては新たな用地の候補地が限られている中での自然環境の保全と調和を図りつつ計画的な土地利用について今後検討する必要があるのではないかなということを思っております。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 前回もお聞きしたようなところでありますが、この辺のところ、真剣に取り組んでいかなければならない問題だと思いますので、ありきたりじゃなくして行動を起こしてほしいと思います。

次に、2番目の問題点ですが、若者や結婚を機に他の市町に転出する人が多いと聞いております。私の住んでいる金屋で、平成20年に年代別に身近な問題、困り事等のアンケート調査をしました結果でございますが、若い人の三、四十%の人が答えてきているのですが、まずは行事が多い、それから出費が多い、出役が多い、若い人が少ない、いろんな役が当たるといふ、役員の数が多いのといろんな役があるというようなことで、このようなことにつき合っていたら自分の仕事ができなくなるというような形で、だから彦根等へ出たい、出るとの回答がございました。この辺のところは金屋での、ちょっと想像するところでございますが、町としてどのような原因があると推

定されているかということをお聞きしたいと思います。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 今の2番目ですけれど、甲良町では水環境整備、また美しい農村環境、環境の形成など、集落自治組織での強化によりまして地域住民のきずなの深まりなどを果たしてきたところでもあります。そうした中、みずからの町をみずからの手でという意識が定着してきたことも大きな本町の成果ではないかなというふうに思っております。

そうした中、今、西川議員からありましたように、むらづくり委員会を核とした住民主体のまちづくりを町が推進しているところであり、そのようなまちづくり活動が活発になるに従いまして休日の出役の回数が増えていくことや、字のまつりごとですね、そうしたことの多さ、また、隣近所とのきずなの深さがかえって住みにくいという若者に対するマイナスイメージが意識のもとにあるのではないかということで甲良町離れの1つの要因として考えているところでございます。

せせらぎ遊園のまちづくり、むらづくり活動の主体である住民の参加意欲を高めることと負担軽減を講じながら活動の質を高めることにより魅力あるまちづくり、また活力ある農村を展開し、若者層の定着および人口増を図っていくことを考えていきたいなというふうに思っております。

また、農村系関係性を保持してきたことによりまして住宅等の土地利用の開発行為が進まなかったことも1つの要因と考えられます。

ということで、生活形態的には近年同居しなくなっているというのも1つかなというのと、他町と本町との違いにつきましては、やはり宅地、民間によります宅地分譲の開発ができるところが限られているというところが1つ大きなところかなというふうなことも思っております。

そうした中におきまして住宅等の土地利用の開発が進まなかったことの1つの要因でありますので、若者の定着を促進するために農村計画、また今日まで培ってきた自然環境の保全を図りながら、最低限必要な宅地の供給を進めていくことも重要な課題だというふうに受けとめております。

今後、この新総合計画が今始まったばかりでございましてけれど、前期の集約をさせていただいた中で、内容を検討して精査していきたいというふうに思っておるところですので、よろしく願いいたします。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 今お答えになっている住宅政策だとか、そういう形のものは大いに進めていかなければならない問題だと思うんですが、先ほどのアンケートの中での話なんです、若い人の責任感というのか、町に対する愛着だというのが乏しいところもあってこういうことが出てくるんだと思いますので、

我々もそういうことのないような指導をしていかないかのじゃないかというふうにも思います。行政も、議会の方もいろんな意味合いのところで定着してくれることを望む方策というのを打ち出していかにといかに。人口が減っていけば減っていくほど若者が少なくなるということを頭の中に置いておかないと、町が維持できなくなるようなことではいけないと思いますので、その辺のところをよろしく願いしておきます。

3番目に、一人暮らしの高齢者家族がさらに増加することが予想され、福祉予算が拡大することは必至であります。早急に対策を講じないと取り返しのつかないことになるのではないかと思うんですが、何か対策を検討されているか、お尋ねします。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 まず、甲良町の現状を報告させていただきたいと思えます。

甲良町の世帯、2,520世帯のうち、一人暮らし高齢者が488世帯、単身世帯が263世帯であります。昨年8月と比較すると人口が7,904人から7,826人と78人減少をしております。そのうち高齢者につきましては2,000人から1,984人、16人減少しております。高齢化率につきましても、25.3%から25.35%と、わずかに増加をしております。今後も団塊の世代の高齢化を迎え、高齢者人口が増加することが必至でございます。高齢期になっても健康寿命を長くすることで介護保険の予算や福祉予算、利用者の抑制を図っていきたいと考えています。特に町といたしましては特定健診受診率向上を図り、生活習慣病等の早期発見、早期治療を進め、保健指導の充実に取り組んでいきます。

また、地域包括支援センターでは高齢者の自立した生活の継続を支援し、要介護状態を予防するための介護予防事業に力を入れて、元気な高齢者づくりのための支援を図っていきたいと考えております。

以上です。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 今、お聞きしましたようなことなんですが、人口が減ってきているということは目に見えているわけですし、その辺のところでは対策、一人暮らしの方が、私も現実にお世話してきた中で見ていると、やはり増えております。その辺のところを、老後を楽しんでいただかないかというようなこともあるわけなんですが、甲良町の予算の三十数%が福祉予算だというふうに思いますので、その辺のところを、一番大きな予算を消化しているところだというふうに思いますので、真剣に考えていただきたいと思います。我々もそのようにも考えていかないかというふうに思いますので、よろしく願

いします。

次に、4番目でございますが、ちょっとわかりづらいようなことでございますが、町職員の方々はそれぞれ事業計画を実施されて各字へ補助金事業というようなことでいろんな施策を講じておられると思います。これに関しまして見直すことが必要ではないかなというようにことを思ったわけなんです、ちょっとこれ、行政だけで言ってもいけませんので、社会福祉協議会、我々に権利があるかどうかは別として、社会福祉協議会の福祉事業や各種団体の育成事業を活発に実施されているわけなんです。その辺が個人的におやりになっている介護タクシーだとか、そういう話は別としましても各種団体事業というのは各集落へのところへいろんなものが回っていく。事業としては結構行政と両方やると数が多いと思うんですが、その通知、情報等は区長さんへ届くわけなんです、区長さんはほとんどが1年交代でされているというふうに思います。その中の数人の区長さんからちょっと聞いてよというふうな話で、初めてならせてもらったんだけど役場での会議が多いんだと。私らにとっては地域の行事もあると。毎週会議や行事があって、そのための事前準備等で自分の仕事がおろそかになってしまうと、このような長は二度とやりたくないというふうなことをおっしゃっているわけですね。

その辺の苦勞を少しでも解消するために、一度行政と社協の方とで重複するようなことになっている事業はないか、ぜひ検討していただきたいが、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 今、会議が多いというふうなこと、また、補助金関係での内容について精査の必要があるのではないかと、以上2点のお話だったかなというふうに思っています。

確かに会議につきましては年度当初になりますと区長さんを招集させていただいて、町の考え方、また補助金事業等々の説明をさせていただいているということで、その後、集落での会議をしていただくということになってまいりますので、非常に大変な思いをさせていただいているかなという思いもしております。

その中で、私ども、調整できる部分につきましてはしっかりと調整させていただきながらやらなければならないなというふうなことは感じておりますし、また、会議が5月当座にダブったというふうな事例もございましたので、そこら辺のことを関係課にも伝え、そんなことがないようにというお伝えもしたところでございます。

実は、役員さんについては区長さんだけではなくて、1人1役、あるいは女性の社会進出ということで役割分担をしていただきながら集落内の役員体

制もお考えいただく、また、行政の方もそういうふうな機会をつくらせていただいて、一極集中ということにならないようなことで考えてまいりたいという思いでございます。

もう1点の補助金関係がいろいろとある中での事業の多さでございますけれども、むらづくり委員会関係の地域振興交付金、農地・水関係、教育委員会のソフト事業、ちょっと別格になりますけれども、社会福祉関係でお互いさまのまちづくりであるとか、子育て関係、各種団体補助等々のものがございます。若干社会福祉協議会との調整というところでうまく機能していないというご指摘もいただいているというふうな思いもいたしますので、そういうふうなものにつきまして今後関係課を含めまして事業内容の区分け、あるいは統合等を考えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 ありがとうございます。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

1つの問題があると思うのは、小集落、小さな集落さんですね、その辺のところが大変なことになっていくというようなことも考えられますので、人数がおられないところでは、区長さんなんかもやりたくないのにまたやらないかとかいうようなことだとか、そんなようなこともありますし、その辺で人口減少にもつながっていくというようなことも考えられますので、そういうところもお含みをしていただきたいと思います。

それから5番目に、新聞発表等、報道もなされていますが、東京電力福島第一発電所周辺で、20年近く自宅に戻れないというような方がいらっしゃるということですが、本町は滋賀県そのものが福島県を担当されていると思うんですが、こういう中で農業者の家族ぐるみの移動、移住ですね。こういうことが、受け入れ等ができないのか。空き家が甲良町の中にも目立っておりますし、道具はあるかどうかは別問題としても、そういう形で家族ぐるみだとか集団で、集団というても大きなところで来られても困るわけですが、そういうところでちょっとでも福島の人たちにお助けできるようなことができないものだろうか。

それと、空き家の中には、木村議員も質問されていましたが、けんじいの家が、私も何回か行っておりますので見ておりましたが、即座に住めるような状態ですし、ああいうところを利用することも考えて移住が受け入れられないものなのかなということを考えますので、ひとつ、検討課題としてやっていただきたいと思いますと思うんですが、ご意見を求めたいと思います。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 ただいまの本町におきましても空き家というものが増え

てきているというのは事実だというふうに思いますし、そうした中、農業者の家族ぐるみでの受け入れということで検討してはということでございます。今現在、取り組みとしては湖東管内におきまして、ご承知のように古民家の再生活用、また、空き家の活用方法等について検討がなされております。そうした中、本町で仮に受け入れをやっていこうとって具体的に考えますと、受け入れするにはやはり住めるようで、リフォームは当然必要になってこようと思います。それと、所有者の了解、また農業者でありましたら農地の借り入れ、そういうことも含めて多額の改修費用等の負担が当然あらわれてくるというふうに思っております。それ以外にも地域性もありますし、課題も多く検討する必要があるというふうに思っております。

それと、もう1点につきましては、関西広域連合等で今後今ほど議員が言われている20年近く放射能の関係で帰れないというような報道もされているというようなこともございますので、今後、うち、町長等が県を通して、関西広域連合等でこのような話もありましたら、大きな組織の中での取り組みをということで検討できるかもというふうに思っておりますのでございます。

以上です。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 この辺は大きな問題だと思いますので、一長一短にはいらないかと思うんですが、現状でも高齢者の方、田んぼをやりたくないんだと、誰かやってくれる人がおったら任すというような話も時々聞きますし、その辺のところはそういう意味ならという形でお貸し願ひできるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、採用計画についてお聞きしたいと思います。

来年度の職員採用は何名ですかということなんですが、採用時期、それからどういう方が募集されるのかというようなところをお聞かせ願ひたいと思います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 来年度の採用でございます。現在募集をしているというところでお伝えをしたいと思っております。上級職の職員が4名、保健師が1名、保育士が1名、初級職が1名ということでございます。いずれも滋賀県の統一試験という形で採用試験を実施し、2次試験については本町独自の試験という形で実施をしております。上級職につきましても2次試験も済ませていただいております。保健師、保育士、初級についてはこれからということでございます。試験日につきましては9月18日

ということになるかと思えます。

以上でございます。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 滋賀県の統一という形でございますのでお聞きしますが、給与等もその辺は全部統一されているというような形で思ったらいいんですか。給与は違うんでしょうか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 大体町ベースでは大体同じかなと。上級職は、彦根市でもあまり変わらなかったかなと思っております。ただ大津が若干高かったかなと思うだけでございます。正確な数値を持っておりませんので、申しわけございません。そのぐらいでよろしいでしょうか。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 もう1つお聞きします。保健師さんの件なんですが、これを統一の試験でなくて事前のあれでできないかと。まだ試験が始まっていないようですので、この辺のところを彦根市さんと一緒にすれば、どうしても彦根市さんの方へ持っていかれるんじゃないかというおそれがありますので、ちょっとでも早く試験をして人材確保というのでも大きな問題だと思いますので、そういうことができないものだろうか。例えば、なってもまた次の彦根市、両方受けられても困るんですけど、その辺のところでは要員を確保するための手段というのは後から試験をしては絶対になかなか難しい人も来ないですし、事前にやればちょっとでもいい人が来るんじゃないかなというようなことも考えられますが、いかがなものでしょうか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 私どももそれを危惧する部分もあります。合格をさせていただいてもほかの市、あるいは町が受かったのでそちらの方にと。結局は採用に至らないということも過去にもございました。特に保健師さんにつきましては、専門性を有するということですし、また、町民の方の訪問指導をしていただくということもございまして、非常に人格と申しますか、専門性みたいなものを問うていきたいという職種だと思っております。

そういうような中で、私ども独自だと申しますと、例えば専門試験であるとか、教養試験の内容について持ち合わせているものがございませんので、そういうふうなことについて統一でという形をとってきているところでございます。

ただ、よその試験の内容をどこかからいただけるとかいうことで、独自に事前にとということもあるのかもしれませんが、今、議員がおっしゃっていた方がいい人材を早い目確保をとということについては今後の検討課題にさ

せていただきたいと思います。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 ぜひそのようなことで考えていただきたいと思います。

次に、エネルギー問題について質問させていただきます。

原子力発電の事故の問題は、関西の方でも大変大きな問題になっていて、甲良町もいろんな取り組み、各市町村と連携しての対応をされていると思いますが、現状の報告を求めたいと思います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、6月議会でご質問もいただいておりました、そのときにも滋賀県の防災計画、原子力編の見直しについてしっかりと注目もさせていただきながら、本町の計画見直し、あるいはその予算化の時期を探りたいというようなお答えをさせていただいたと思います。

それ以降でございますけども、市町長、市長と町長の寄り合いでございます自治総合会議、また滋賀県町村会首長会議等で原子力発電に対しての議論の場がございました。結局そういうふうな中で大きな問題としてクローズアップされまして、原子力発電についての市・町・県の思いを事業者の方にきちんと伝えていくということが必要だということに決定をいたしまして、8月24日になるわけでございますけども、関西電力、あるいは日本原子力発電株式会社および日本原子力研究開発機構へ、原子力発電所の安全対策等に関する要望書を提出しています。これにつきましては新聞にも出ておりましたので10市6町の首長名で要請ということで本町の北川町長名でも要請をさせていただいているということでございます。

それ以降、会議については7月14日に防災の調整会議がございましたけども、具体的なものはそのときには出ておりません。この9月でございますけども、13日、あしたですね、あるいは14日に防災連絡会議、あるいは第2回になります滋賀県の地域防災計画原子力編の見直しに係る専門検討委員会という会議が持たれてまいります。滋賀県への原子力の被害が出たときの影響シミュレーションというものが少しこの場所に出てくるのかなというふうな思いでございます。

そういうふうなもので、今現在のところ具体的な影響データは発表されておりませんので、その状況を見ながらということで本町の対応について考えていければという思いでございます。

以上、経過でございます。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 そこでちょっとお尋ねしたいんですが、今、長浜、高島とか、その辺は関電から補助か何かが出ているかと思うんですが、予算も減ってきた

とかいうようなことも聞くんですけど、補助と言うたらいいか、保証といいか、その辺のところの言葉がちょっと見当たりませんが、この辺の問題を今度の申し入れ書、要望書の中にそういうものを入れると、金を出したら済んでしまうからとか、いろんな問題が起こるかわかりませんが、現状では、滋賀県ではもらっているところは高島と長浜という理解だけでよろしいんでしょうか。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 私が聞いているのは、合併前のマキノ、西浅井、余呉、いわゆる関電の美浜なり敦賀の原発に近い距離の自治体が当時もらっていたと、保証金として。1回切りやというようなことを聞いていますけども。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 わかりました。どのぐらいの額かというのが、想像するに福井と滋賀はえらい差があるというようなことも聞いておりますので、現実、この間からのあれを見ていますと、滋賀県の方が被害が大きくなるんじゃないかなと思いますので、その辺のところ、将来の問題だと思いますが、原発をなくすにしてもそういうところの問題も出てくると思いますので、よろしくお願ひします。

次に、太陽光パネル発電のメリット・デメリットですが、その辺と実施状況の報告を求めたいのと、あしたからの問題にも出てくるのかもわかりませんが、小水力発電の実験をやられたと思うんですけど、その後はどういうことになっているのか。それが進められるような状態のものなのかとか、そういうところがわかりましたらお教え願ひたいと思います。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 まず、太陽光の補助を出しておりますことから産業課の方でまずご答弁をさせていただきたいと思います。

産業課でやっております補助につきましては、住宅リフォーム等の補助制度によりまして、今年度、新年度、4月から議決をいただきまして、太陽光につきましては200万円の予算を組んで補助事業の実施をしてまいりました。

実施状況でございますが、個人につきましては事前申し込みが2件ございまして、今1件が事業完了していただいて10万円の補助を交付したというところでございまして、もう1件については内容を検討されているというふうに聞いておりますので、順次個人住宅については補助の実施をしていきたいというふうに思っております。

それから、メリットなり、デメリットでございますが、いわゆるメリットとしては設置した方に聞いておりますと、節電の意識が高まってきたという

ことで日々自分の家庭における節電をしていかなければならないということで聞いておりますし、オール電化と組み合わせることによって光熱費が下がってきているというふうなことを聞いておりますし、そういうことで地域の方が考えておられるということでございます。

逆にデメリットとしては、太陽光の発電の能力から1キロ当たり調べてみますと60万から80万円の設置費がかかるということでございますので、3キロワットの布設でいくと180万から250万ぐらいの工事費がかかるというところで、こういうデメリットがあるのではないかというふうにも聞いております。売電をされると、11月から約48円というところで売電の単価も2倍になったわけでございますが、なかなかもとがとれないというところで各家庭でも考えておられるところがデメリットではないかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○藤堂議長 小水力については、通告はされておられませんけれども、お答えになりますか。エネルギー問題という大きなテーマの中では当てはまりますので、どうです。答えられなければ結構です。

総務課長。

○山本総務課長 予算決算常任委員会の折に、その調査結果等の項目も出てまいりますので、そのときに譲っていただきたいと思ひます。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 先ほどの答弁の中で1つお聞きします。

1件設置されておりますが、これは何キロワットを設置されているんでしょうか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 1件の家庭ですが、5.4キロワットの設置をされておられます。ちなみに事業費は約350万ぐらい使われております。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 細かいことを聞いて悪いんですけど、5.4キロワットで350万かけていくということで、それで売電はどのような状態になるんでしょうか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 各家庭の電気の利用状況によって売電がされておられますので、それは各家庭の利用状況で変わるかなというふうに思っておりますので、掌握しておりません。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 私の聞いていますのは、中流家庭以上の人がつけた場合に売電するともうかるというような話も聞いたことがあるんですけど、その中流家庭

がどれだけの何キロワット数とか、その辺がよくわからなかったものでちょっとお聞きしたんですが、わかりました。またわかったらで結構ですので教えてください。

最後になるんですが、犬上川周辺というところで挙げさせていただいたんですが、現状で金屋の頭首工から下流の堤外地は雑木や竹林で荒廃しているというところがものすごく目立っているわけです。町の方としても県に要請されて小川原地先付近の除去が実施されておりますが、栄養分の行き届いた水が流れているのか、その辺はわからないんですけど、またまた生えてきているような状態だと思います。最近はやっと水害が、大きな水が流れていますので流れたところもあるかもわかりませんが、その辺のところがあるんですけど、福寿橋前後から上、小川原上全体なんですけど、とりあえずの第1番目として、多賀町と強力し合っていかなきゃできない話だと思うんですが、環境美化、防災面、堤防強化、水辺の環境整備、その辺のところを行って、住民に安心と潤いを与えるような、あるいは子どもには学習の場として、学習の場というのは、私、前にも申し上げたことがあるかもわかりませんが、最近の子どもは川遊びを一切、学校が禁止しているのかどうかわかりませんがやっていないというようなことも思います。やはり冒険心のないような子どもではいかんというふうに思うところもあります。

それから、前回も申し上げましたが、観光のために天然アユの釣り場を設けるとか、多目的親水公園の整備を国に働きかけていったらどうかと。そういうことをすることによって散策路とか、そういうこともできるわけでしょうから、せせらぎの里の集客も望めるというようなことにもつながっていくんじゃないかと。対岸の多賀町側は、堤防というのはないわけですし、竹林が民地なのか、官地なのかというようなところもわからない状態になっているところもあります。金屋橋から下のところ、名神までの間を去年だったか、おとしだったか、きれいにされたんですが、今もまた大分草も生えてきていますし、駐車場だけは利用されていると思いますが、その辺のところもありますので、この辺を大きな問題として、観光もめざさないかんわけですから、その辺のところをぜひお考えいただいて国や県に働きかけていただきたいと。

何年か前でしたら、こういうものはすぐにでも取り上げられた項目かわかりませんが、昨今の情勢でございまして、一長一短にはいかないと思いますが、粘り強いあれでお願いしていかないとこういうことはできないと思います。ぜひ検討していただきたいというふうに思うんですが、よろしく願いします。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 犬上川周辺の整備につきましては、まず、頭首工から下流の流域の部分のお話から進めさせていただきますと、黒田先生が県会議員のときに、頭首工から名神の少し下流のところまで、これは単年度事業で限定で進めていただいて、右岸、左岸両方を、いわゆる森の側も伐採してもらって、甲良町域の左岸側は、一ノ井幹線に行く水との間も整備をしていただいて、そして名神のすぐ下流の部分で、駐車場やらああいうところの整備もしていただいた。これは単年度事業で一度切りの事業やったんです。

私たちも、実は、私は当時議員をしておりましたので、毎年1年に一度犬上郡の首長と議員による自民党の見解議員と政務調査会の公聴会をやったんです。その中でそれぞれの3町が抱える問題について要望するというようなことが年一度必ずございました。そういう中で、その部分をきつく言わせていただいてできたのが単年度1回切りだと。それだけではだめだと。これから以降の下流はどうしてくれるんだというような問題がございました。

そういうことで、毎年毎年、政調会があるたびにその要望も重ねており、そして、こういう機会で前任町長や、その前の前任町長のときにも要望もさせていただいたというような経緯があります。そういう中で非常に、以前にも新幹線と近江鉄道の橋げたのところで台風19号でしたか、それでだっと鉄砲水が来て、いわゆる樹木やらが流されてそこにとまったということで近江鉄道の橋げたが傾いたというようなこともございました。そういうことを例に挙げながら何とかしてほしいというようなことを言うておりますが、なかなか予算づけがしてもらえなかったということでしたが、今年の4月の、私が就任して間なしですけども、4月に湖東地域振興局で県の事業説明がございました。1市4町の首長がそのときに寄せていただいた中で、この犬上川のその問題を一番に取り上げをさせていただきました。そのことによって福寿橋の上、池田実業さんが竹の伐採やらをやっていただきました。そして、今年は小川原地先の一部分をやっていただいたというようなことで、少しずつそういう部分では樹木の、川底の樹木の伐採を進めていただいております。

犬上大橋の前後も以前にやっていただいているんです。ところが、今またどんどんどんどんまた伸びてきているというような状況です。したがって、これは根気よう要請、要望していきながらやっていきたい。湖東土木事務所の方も、後の残っている部分も伐採はさせてもらおうというようなことで予算づけしようというようなことも言っていただいておりますので、毎年それはしっかりと要望していききたいというような思いをしております。

それと、多賀町の方と連携もさせていただきながら、これは進めています。ただ多賀町が芹川の方がかなり厳しく要望されています。

それともう1つ、多賀町域については右岸、福寿橋から無賃橋、あそこま

での堤防の道路、それを前々からやかましく言うておられるというようなこともあって、なかなか要望が幾つもあるもので、全部が全部なかなか受け入れてもらうということは難しいのかなというような思いをしております。

それと、水辺環境の問題、これは、いわゆる犬上川左岸の福寿橋から犬上大橋、そういう間の中で、以前にも、昔私たちが議員のときにそういう話もさせていただいたことがあったんです。今現在は、不法投棄が非常に多いというようなことで、堤防沿いに金網、フェンスを張っていただいて、不法投棄を少しでも防ごうというような取り組みをしております。そういうことで、なかなか、例えば土手を整備を全部して、そこにいろんな公園をつくって子どもたちを遊ばそうというようなことは非常にいいことなんです。そういう環境づくりをすることによって不法投棄も少のうなるのではないかという思いはするんですが、なかなかそれに対して国や県の予算をつけてくれるかというところが非常に難しい。それと、仮にできたとしてもそれから後の維持管理を、多分行政が全部していかなければならないということと、議員おっしゃるように、子どもたちにもし事故があったときに誰が責任をとるんやというような問題もございます。

したがいまして、そういう部分については先ほどからお話が出ておりますように、せせらぎの里こうら、ここが平成24年度末には完成する。その中で今現在工事も進めております調整池周辺も公園化しながら、あるいはせせらぎの川もつくっております。そういうところをうまく子どもたちや親子で遊べる環境づくりをして、そういうところに来ていただくということの方が安全やし、安心に我々も見られるのではないかなというような思いをしておりますので、そちらの方も重点的にしていって、子どもたちや親子連れが来ていただくというような方向で考えていきたいというように思っています。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 非常に町長、努力されていることはよくわかりましたが、いずれにしてもフェンスが張られているような川はあまりないわけですから、それと、県の方から指名されて河川パトロールされている方もよく町の方へ、よくごみが捨ててあるとかいろんな連絡をされているようですし、その人たちも見回るだけでも大変やというようなこともおっしゃっていますし、そういうところの環境美化というのはやっぱり、汚いなというイメージよりも美しいなというイメージの方がいいわけですから、その辺、せせらぎとあわせたような中で堤防、道路も何とかうまく利用できるようなことを考えていったら、地元の人が遊ぶというのはなかなか難しいと思うんですけど、来てくれた人が楽しんでいただけるというようなことも考えていくというようなことも必要だし、現状ではあれだけアユ釣りなんかでも、遠くは浜松ナンバーま

で届いていますから、その辺でみんな情報がインターネットで流れているわけでしょうから、そういうところも、お金がもらえるような駐車場整備をしていかないかなのかなと思いますし、その辺のところをぜひ検討していただきたいと思いますので、今後の問題として取り組んでいただきたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤堂議長 西川議員の一般質問が終わりました。

続いて、3番 丸山恵二議員の一般質問を許します。

丸山議員。

○丸山恵二議員 まず、去年の今ごろであったと思うんですけども、子育て支援センターに関しての職員の話は尋ねたんですが、先にちょっと安全面のことを聞きたいと思うんですが、今の状態で周りの、去年はヘビというか、そういうような危ない、マムシが出たという事件があったんですけど、今のところその以外のことは聞いておりませんが、やっぱり今の状態で町が運営する中で周りにフェンスがないというのは、誰でもどこからでも入ってこれるという面ではちょっと安全に欠けるのではないかなと思うんですけど、今後フェンスの設置というか、防犯カメラとかいう設置を考えておられるのかどうかということを尋ねたいと思うんです。

というのは、尼子駅のトイレが、ちょっといつときありましたよね。それが防犯カメラ1つついたおかげでなくなったというのを聞いておりますので、やっぱり何かがあってからというのでは遅いので、今後やっぱりそういうなんを、フェンスで囲いをきちっとして防犯対策ができているというところを見せるか、防犯カメラを設置する考えがあるのか、ちょっとその辺をお願いします。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 まず、フェンスの件でお答えをいたします。

支援センターの所長の方から、周囲のほとんどを民家や林などに囲まれています。防災、防犯については施設をご利用いただく町民の皆様の安全第一に努めているところであります。自然センターとしましては開かれた、利用しやすい施設でありたいと考えていますので、フェンスの設置については今のところ考えていませんという意見でありました。

議員おっしゃるように、フェンスがないと、当然外部からの不審者の侵入ということは、そういうことを考えると、当然周りに囲いがある方が安全であるというのは言うまでもないと思います。が、逆に、中で火災などが発生したときは、囲いがない方が四方八方に避難できるということもあるのでは

ないかなと思ったりもしますし、今の現状を見ると、フェンスをすると草と  
かつるが、いろいろ巻きつき、草の管理ですね。草刈りの管理等がやりにく  
いなということも考えられます。

というふうなこともありますし、いずれにしましても、今、議員からフェ  
ンス設置のご提案をいただいておりますので、支援センター、また、デイサ  
ービスもやっております福祉課ともいろいろ協議をしながら、今後の課題と  
してしておきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それと、防犯カメラにつきましては、それも協議をしながら、また財政の  
こともありますので、協議をしていきたいと思っておりますので、よろしく願  
いをします。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 説明は今のあれでよくわかったんですが、やっぱり今、隣が  
神社ということであり、いわゆる時間帯ですよ。夜なんかの侵入というと、  
建物の中にはセキュリティーはあると思うんですけど、やっぱり夜になると  
非常に、民家があるといえども暗い。暗い上に神社の竹とか木がものすごく  
出てきているというのかな、見通しが悪い。簡単に侵入しようと思えばでき  
るような感じが思えるのと、幾つかちょっと聞きますと、やっぱり夜になると、  
おそがけやね、やっぱり、駐車場に車が何台かとまっているという、誰  
でも入れるからもちろんとめられるものやと思ってとめておられるのか、ち  
よっとその辺がわからへんんですけど、それが時間が来たらなくなって、朝  
になってはなくなっているの、もちろん夜だけのことかなとは思いますが、  
やはりそういうなんでも防犯カメラが1つでもついておれば確認がで  
きることだと思うので、たちまちフェンスが、今言うてる草が伸びてきて作  
業が大変だというのやったら、防犯カメラだけでも1つ先に備えるというこ  
とは、関係のある人が駐車をしているのか、関係のない人が来て駐車をして、  
車だけ置いてどこかへ遊びに行っておられるのか、その辺の確認ができる  
と思うんです。その辺でひとつどうかよろしく願います。

続けて、議長、よろしいですか。

○藤堂議長 はい。

○丸山恵二議員 去年の今ごろでしたか、正職員は所長が1人ということで、  
所長が1人では大変だということを聞いておりましたので、今年は今はもう  
2人に、所長プラス副所長という形になったんですが、2人いてたら今の状  
態というか、今のあの大きさをやったら2人の正職で、あとはアルバイトと  
いう形で十分いけるのかどうか、その辺をちょっとお答えください。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 今、議員の方からお話ししていただいたとおり、今年の4月

より正職 1 人、しかも課長補佐級を配置をしていただきまして、去年は正職は所長の 1 人だけということで、あとはすべて臨時職員だったというようなことから所長には大変ご苦勞していただいております。現在は所長、副署長の正職 2 人と、あと臨時の事務員 1 人、そして臨時の教師とか保育士の指導員 3 人、あとは必要に応じてパート職員を何人か雇用しながら仕事を進めていってもらっております。今のところ昨年のように人手が足りないとか、どうしてもまだ正職が欲しい、必要だというようなことを聞いておりませんので、当分はこの体制でいくのではないかなというように思っております。よろしくをお願いします。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 今の説明でよくわかったんですけど、せっかくああいう大きな、ええ建物を建ててもらったので、運営をしていく中で安心・安全な支援センターをとイメージが持てるように努めてほしいなと思うんです。所長が今日いるから、所長に言いたかったんですけど、所長もある程度年が来ておりますので、その後、やはり引退するまでにはええ所長ができるようによろしくをお願いします。

続けて、議長。

○藤堂議長 はい、どうぞ。

○丸山恵二議員 先ほど木村議員からもちよっとあったんですけど、グループハウスのことで、去年から思う、まだ 1 人の入居者、去年も言ったと思うんですけどもうちよっと、町内に知らない人がまだ多いんですよね。これをどういうような形で募集を今まだかけておられるのかというのを 1 つ聞きたいんです。

というのは、1 年半弱ですか、ずっと入居者が 1 人というのは寂しいなとか、せっかく補助をもらって運営する中でこのままではいかんと思うので、もっと公にわかるような募集をかけておりますか。お願いします。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 先ほども木村議員さんのときに申しましたように、現在 1 名というより、ずっとこの 1 名が続いているということで、募集につきましては民生委員さんを通して、そんな方がいらっしゃるかどうかというのは探させてもらってます。

それと、以前には広報で、こんなことをやりますということで募集をかけているんですけど、また再度そんな広報、あるいはいろんな福祉の会につきまして、人ですね、入居される方の該当者があるのかどうかということは今後尋ねていって、すぐ入居者が増えて元気な高齢者がどんどん増えて、特養とか施設へ行かなくてもそこで生活ができるような健康な老人を多くつくっ

ていきたいと考えております。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 それはよくわかるんですけど、先ほども言ったように、木村議員の言いはるのにちょっとかかわるところもあるのかと思うんですが、やはり今1人の人が住んではる。そこに、言うたら単独じゃないですよ。建物自体は1つですよ、部屋は幾つかあっても。そこへもって高齢者の人が入っておられる中にまた大学生を入れるというのも、やはり難しいと思うんです、正直言うて。

だから、徹底してもう少しいろんな呼びかけを通じて、年寄りの方が今1人入っておられるということですので、その人の友達になれるような人を優先的にもっと募集をかけてもらって呼びかけをしてほしいなと思うんです。それが1つです。

やっぱり今、復興のあれで1人来てはったですよ、しばらく。あの人もずっと住んでもらえるのなら住んでもらったらいんだと思うんですけど、やっぱり期限が決まっている中あり、そういうことは無理だったと思うんですけど、その年寄りの方が今1人である中、もし何かがあってもいかなので、もっと強い呼びかけをしてほしいなと思います。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 今、丸山恵二議員さんがおっしゃるとおり、1人ですので、1人でも多くの方というか、利用していただくよう最大の努力をさせていただきますと思います。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 今の議員の、1人、福島から来てもらっていた人は、一応2カ月の間に自分で滋賀県なら滋賀県、例えばこのエリアで生活を将来的にしたいということであれば自分で仕事をすることを職安へ行って探す努力をするようにという、私が指導をしたんですよ。そのことによって彼は、柳沼君やけども、職安へ行って紹介してもらって、面接をして、それでたまたまうまく採用してもらえてアパートも皆補助をしてもらおうというようなことで自分で独立してこれから彦根を拠点にして生活するということになったので、2カ月で一応切りをつけたということです。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 町長のわかりやすい答弁もよくわかりました。これは正直言って、多賀町の方でも正直聞いていたんです。何カ月という一応、ひと月なのか、ふた月なのか、期限が一応あるということは聞いていましたので、その間にここにいて就職先を見つけるか、帰らなければ近くで住みたいという人がいる、これは多賀町の方でも聞いているんです。ありがとうございます。

す。

続いて町民グラウンドの安全面を問うということでお願ひします。非常に甲良町、町民グラウンドは最近では有名になり、小さい子どもさんから年のいった方まで楽しめるいい環境の上でできているグラウンドだと思うんです。ただ、それについて単独、正直言ってもう3年ぐらいになりますかね。単独の事故があったので、これは正直その人が事故をしたときから意識がない状態だったので、実際のところは何とも言えんですけれど、非常に上り勾配のS字カーブで、片側は溝ぶたがかかかっていないという状態で、その川底がものすごく深い。ああいう安全面からかけたらカーブで下り部分だけ、部分だけというのは全面かけてもらえるのがありがたいんですけど、予算の都合なんかもあると思うんですが、溝ぶたをかけるのかという今後の計画はありますか。

○藤堂議長 社会教育課参事。

○池田社会教育課参事 今の丸山恵二議員さんがおっしゃっております水路の溝ぶたについてですけれども、基本的には公園内すべて徐行運転をしていただくということを第一と考えております。上部の公園の周回道路は非常に狭く、ちょうどゆず公園から上は狭くなっております。ゆず公園の手前から左折していく広い道路につきましては、おっしゃったように側溝が深く、溝ぶたがついていない状況がございます。

ですけれども、交通安全には留意をいただいて、ゆっくり走っていただくということを基本に考えて、進入箇所ですね、あるいは取り付け以外については整備当初からふたはかけないというような形をとって現状に至っております。確かに議員がおっしゃるように、両側を溝ぶたがかかるということで、特に往来について安心いただけるというのは十分わかるんですけども、結構勾配がきついようにも思います。現実溝ぶたをかけることによってよりスピードを出されることが本当のところ一番懸念をしております。

そのことを考えますと、現実としては予算面はもちろんでありますけれども、やはりおりていかはるときに、特に曲がり角とか、そういった、冬場はあまりないかもしれませんが、利用度が少なくなってくるかもしれませんが、あの勾配の状態で溝ぶたがついてあって安心と思われてスピードが出ると非常に危険を感じるところでございます。よって今のところではあえて溝ぶた、確かに側溝の深さはかなりあるとは思いますが一部あると思うんですけども、あえて現状維持をしていきたいというように今のところは考えております。よろしくお願ひします。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 今の答弁でもありましたけど、当初、最初のころから、最初のころは溝ぶたをかけないということが考えられていたと思うんですけども、

今非常に、甲良町民グラウンドは有名というか、町外の人がものすごく増えているんです。土日なんかやったらすごい人、車の出入りが、もちろん野球の試合とかもあるのでそれだけというわけでもないんですけども、そこへもって、年寄りの方はグラウンドゴルフに行かはる。それについてくる小さい子どもさんたちがいます。そういう中での面として、当初は考えていなかったかと思うんですけども、今の現状からするとやはり町外の人に来たときには勢いよく上がってくると、びくっとして、歩いている人なんか、もしバイクなんか乗ってはる人なんか、それでびくっとして接触はしなくても転んだりすることがあるんですよ、正直。そういう面で負担がかぶっていると。

というのは、結構勾配がきついもので、ふたをかぶせても泥がたまるとか、そういう心配はないと思うんです、今の町民グラウンドの道路に関してはね。今言うているゆず公園から公園墓地の方へ上がっていく方は道路も狭いし、水路も浅いからそんなに速度も出ないと思うんですけど、やっぱり今の入り口の門からメイン通りというか、メインの道路ですよ。あれに関しては道路幅も広い。それプラス地元の人にもあるんですけども、これは一概に町外の人、他町の人というわけではないんですけども、やっぱり知らない人は走ってくるスピードの勢いが違うんですよ。そういう面で、極力今言うているカーブ、見通しの悪いところ、そういうところだけでも設置をしてもらえないかなということなんです。

○藤堂議長 社会教育課参事。

○池田社会教育課参事 今、丸山恵二議員さんおっしゃいました、ゆず公園のちょうど手前まで、ちょうど上がっていくところから、ゆず公園のところから左側へカーブする大きい道路、確かに片側がオープンになっておりますので、かけることによって全面安心で広く使えるというのはおっしゃるとおりだと思います。勾配がかなりあるからふたをかけることによっておそらく目詰まりもせんやろうということもおっしゃっておられると思うんですけども、私も専門的にはわからないんですけども、担当をしていたサイドの職員とかに聞きますと、ふたをかけることによってどうしても、グレーチングじゃなくてコンクリのふたをかけることによって掃除もしにくくなって、当然目詰まりといいますか、うまくはいかないと。あふれてくるというようなことも聞いております。

確かに今言うていただいております大きくメインとなる道路のところだけでもおっしゃっておりますけれども、やはり基本はどうしても、オープンになってあることでゆっくり行っただくということの基本を考えたいと考えておるんですけども、その点では基本はゆっくり、あえて現状維持させていただきたいというような、今のところは基本はそのように考えており

ます。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 言うていることはよくわかるんですけど、今言う、正直言うて単独で、さっきも言うたんですけど、グラウンドゴルフの帰りに年寄りの方が1人こけはって、それは車と接触したのか、単独で川にはまったのか、それはいまだかつてわからないんです。だけど、その状態のときから意識が不明の状態です。1年間病院生活をしてはって、もう亡くなったのが事実なんです。ただそれは、単独でこけたのか、接触したのかというのはいまだに、その時点から意識がないものでわからないんです、接触したかどうかということがね。

ただ、やはり今言うている小さい子どもから年寄りの方までが遊びに来られるほど有名というか、それほどみんなが利用が多くなったグラウンドですので、特に危ない箇所だけでも、全面とは言いませんので、危ない箇所だけでも何とかかけられるように、また建設課の方でも案を聞いてでもひとつお願いしたいなということでお願いします。

○藤堂議長 社会教育課参事。

○池田社会教育課参事 今おっしゃっております単独事故で現実に亡くなっておられる方、原因が定かではございませんけれども、そういうこともお聞きさせていただきましたので、再度専門的にわかるような方というか、職員と現場を見させていただいて検討させていただきたいと思っております。よろしくご理解のほどお願いします。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 また前向きな検討で、できるだけそれをお願いしたいなと思っております。

それプラス、またグラウンドのことなんですけれども、やはり今言うている、このごろ町民グラウンドが有名になってきたので、大概少年野球の大会などがかなり多くなってきていると思うんです。その大会のあるたんびに警備員をとるわけにはいかんと思うんですけれども、やはり今言うている大会のあるときは車の出入りがものすごい多いんです。それが現実なので、それが今言うている、何度も言うけど、地元の人でもあり、町外の人も沢山来る中、やはり道路の感覚がわからないのか、すごい勢いで確かに上がってきます。日曜日、土日の試合が結構多いですよ。そういう中でグラウンドゴルフをしてはる人もいます。小さい子どもさんはまた上の遊具で遊んでる人もいます。そういう中で、公式試合がせめてあるときだけでも警備員の設置なんかは考えてもらえませんか。

○藤堂議長 社会教育課参事。

○池田社会教育課参事 今、丸山恵二議員がおっしゃっております、特に球技の大会とか、そういったときの警備員の配置についてということなんでございますけども、今、現実常設の、確かに警備員の配置等は考えておりません。ただ、野球大会等、多くの大会が本町では開催をされております。スポーツ人口そのものにつきましては、自主運営を基本としましてグラウンド整備やら日常の管理等も今現在団体等でしていただいているところでございます。特にグラウンドの管理については丸山議員がおっしゃっておりますように県内でも特に行き届いた管理ということで、かつ自主的に行っているという、対外的にも非常に高い評価をいただいているというように聞いております。大会の開催時につきましては関係者といいますか、スタッフ、主催者におきまして危険箇所の安全管理を十分行うようお願いをしていきたいと思っております。

現実には、今後施設の貸出申請のときに、見えられたときに申請人に対しまして安全管理の徹底をその場でお願いをしていきたいというように考えておりますので、よろしく申し上げます。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 そういうような今のことはわからんことはないんですけども、今、何も甲良町だけに警備員を出せと言うているわけではなく、少年野球だけでないんですけど、主に目立つのは少年野球の公式戦が多い。多い中で大会の主催者ですよ、いわゆる。主催者側に、そのとき町民グラウンドを使ってもらおうときについての主催者側の協力で警備員をつけてもらうということをお願いをしたいなということで、というのは、もう今2年ほどは町役場でやっておりますけど、夏祭りのときなんかは警備員は必ずつけておりますよね。上がって行っておいでいくのは裏の方か、裏の一方通行みたいな感じでやっておられる。あの夏祭り以上ぐらいの土日はすごい人なんです。そういう面で、何も甲良町だけが実施するわけじゃなし、またそういう連盟の方に声をかけてもらって何とか協力できることなら連盟の方の方にもちょっと協力してもらえそうな感じで、大きい大会のときには警備員の設置を要望しているということを伝えてもらえたらありがたいなと。

○藤堂議長 社会教育課参事。

○池田社会教育課参事 今おっしゃっておられますように、当然財政の面がありますので、町主催につきましては町の判断に基づいてさせていただいておるところでございますけれども、各種団体等につきましても議員がおっしゃるように、当然お金がかかってくることかと思っておりますけれども、貸し出しの方の町といたしましては、やっぱり規模が大きくなれば小さい子どもさん、あるいはお年寄り、子どもさん、対象者に応じてそこら辺も考えていただく

ような形を指導としては行っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 そういふあれで要望になりますけども、甲良町だけでなしに、もちろん皆さんにそういふ協力、呼びかけをしてほしいということと、もちろん甲良町主催のときはそういふ安全面に関して、町民グラウンドに行っけがをした、事故をしたという声がかかないように協力をしてほしいなと思ひますので、どうぞよろしくお願ひします。

次に行きます。

最近、これは建設、土木の方ですよね。最近、町工事に対して町外業者の数が増えておられるという面で、地元業者がちょっと不安な気持ちでおられるので、今後とも今までと違って営業所じゃなしに町外の業者さんが入札に参加できるということになりましたので、これに関しましては今後ともずっとこのまま続けていくのは、これはいずれかどこかでは当たることなんですけども、やはり今、田舎町として田舎の中で昔からしてはる、表に出たことがない人がいますよね、中には。というの、商売を甲良町で始めて甲良町で終わるといふ人もいふと思うんです。そういふ人がかなり不安な状態といふか。

というの、甲良町に仕事が少ない上に業者さんだけがが増えておられるという声を聞いたので、このまま今後こういふ状態を続けていかはるのかどうかといふのをちょっとお願ひします。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 今ほど町内業者に対しての仕事といふか、町外業者が増えてきているということでございます。ご承知のように、本年度より条件付きの一般競争入札を実施しております。実施に際しましては、建設工事に発注方式といふような形をとりまして、各業者の総合評定値といふのがありますので、それを基準として準町内といふのか、町内に支店・営業所がある方、当然本店を、町外に支店を置かれていふ町内の業者もおられます。それと、町外と県外との二分にしてインターネットで参加していただくといふことで、条件に該当した場合は入札に参加できるシステムでありまして、町内、準町内業者より町外、県外業者につきましては、その総合評定値といふのが業者別にありますので、それに町外の方についてはハードルと高くした形でやっております。

それと、当然入札に参加申請をされるといふことは、企業の申し出がないとできないといふようなシステムになっておりますので、その点でいきますと、結構町内業者といふても参加を出していただいているといふことで、当然町内での業者につきましては契約審査会におきましては工事の内容によっ

ては町内業者を中心として参加申請の範囲を条件を提示してやっておるというようなことをございまして、また後ほどこの話についてのこと、質問もあるんですけど、ちなみに今、4月以降今日までの段階については16件あったうちの町内で一般の競争入札で7件が町内、準町内業者ということで、土木、舗装・建築に関しては1社、舗装と電気が1社、1社だけで、それ以外は町内業者の方がとられているというような状況でございます。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 今の説明でよくわかったんですけど、もちろん商売をしていくガラになっては地元業者育成のためにも、これは地元業者も頑張っって勉強もしていかなあかんところだと思うんですけども、やはり今甲良町、この辺で、この間のあんなきつい台風であっても災害が今のところありませんのでいいんですけど、もし災害とかになったときに県外業者から来るのに時間が、来ないとは言いません。来てくるんですけど時間がかかります。そういうときにやっぱり地元業者に先に動いてもらわないかんということだと思うんです。

というのは、やっぱり町外に、車30分ぐらいで来れるところだったらあれやけど、県外でもし時間がかかるようだったら災害復旧に来てもらうのに、後先、もちろん来てもらえと思うんですけど、やっぱり今どうせなあかん、こうせなあかんというときに時間がかかるようでは心配やというのはあるんです、正直言うて、聞いていると。そういうような面もあるので、もう少し地元業者の育成というか、ということを考えてあげてほしいなという気持ちです。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 今、丸山恵二議員が言われる内容につきましては、災害時等を含めまして商工会の方が中心となりまして各業者の方から、そういう災害協定というものはできていますということで、ちょっと数は今わかりませんが、このような物資が出せるとか、重機が出せるとかというようなことでして、それも総合評定値の加点になっているというようなことは聞いておりますので。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 大体わかりましたので、それは地元業者もいろいろ勉強せなあかんところでもありますので、町外業者、県外業者にもまたよろしく協力の方をお願いしておいてください。

最後になりますけれども、これは今日たまたま愛荘町の方が来てくれてはるのでわかりやすい話かと思うんですけども、愛荘町が、僕ら町民でないのももらえないので。町長への手紙という形で愛荘町では広報を通じてこう

というような切手の要らないはがき4枚、これを入れておられると思うんです。教育長なんかは地元やでよく知っておられると思うんですけども、これはやっぱりいいことであり、悪いことであり、はがきを通じて町長への手紙ということで、ボランティアで花壇に水をあげてはる人がいるとか、学校の通学に横断歩道に旗振りに、子どもの安全を守るために立ってはる人なんか、いいことにしてもそういうようなことを、あの人は頑張ってくれてはるのやなということを手紙について愛荘町の方はやっておられると聞いたので、こういういいことは甲良町でもこれから取り組んでいけないかなと思うんです。

中には悪いこともあるんですよ。例えば、近所の人がいっぱい路上駐車をしてはる。今言う、町内でもあると思うんですけど、ドラム缶で火をたいてごみ、臭いですよね、正直言うて、そういうようなことをやっている。けど、近所づき合いというのがある中で正面向かってはなかなか言えない。それを愛荘町ではこういうようなはがきを通じてやっておられるんです。これは切手も要らないし、広報と一緒に挟んで一緒に来るらしいので、言いにくいことを正面向かって、ええことはいいですよ。いいことは、あなた、いいことをしてくれてますよねということは言えるんですけど、中には今言う嫌なこと、それを手紙で来ると、またそれであまりにもひどいときは行政職員の方がそっちへ出向いて注意をしたりとかして、そういうような感じで愛荘町の中ではいいことだと、いいことをされているということを知ったので、こういうのを甲良町でも取り入れるということはできますか。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 議員言われます愛荘町については、私もこれ、同じものを持っているんですけども、愛荘町が行っていますはがきを使って住民の声を行政に反映させるという町長への手紙ということで調査いたしました。

同じように愛荘と、また別に多賀の方でも確認をさせていただきました。多賀の方はこういう封書になっているんです。この裏面が原稿用紙みたいになっているというようなことで取り組んでおられます。

ということで、愛荘さんは今の4枚を年に2回、多賀町は1回のみ実施しているということでございました。本町にとっても、結果的に町民の声を聞くということは大切なことだというふうに思っておりますので、現段階においてはインターネット等もありますので、今後調査、また検討課題とさせていただきますというふうに思います。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 非常に前向きな返答をいただいたと思うんですけども、やっぱりいいことは1つでもまねをするという言い方は悪いんですけども、やっぱりいいことはいいことで取り入れていってほしいという気持ちなんです。

今こういう小さなことだと思うんですけども、やはり愛荘町の方ではこれをやってから何もかも町がよくなってきたというのは実際地元住民の方が言われておりますので、やっぱり正面向かって言えないことがありますよね。そういうようなことはがきを通じて町長への手紙という形でこたえてもらえるということをもものすごく喜んでおられるというのを聞いたので、これからも甲良町でもええことは取り入れていくような方向でお願いします。

○藤堂議長 答弁は要りますか。

○丸山恵二議員 もういいです。前向きにさえやってくれたら。ありがとうございます。これで一般質問を終わります。

○藤堂議長 丸山恵二議員の一般質問が終わりました。

ここでしばらく休憩をいたします。1時半まで休憩します。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時35分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、10番 山田議員の一般質問を許します。

10番 山田議員。

○山田議員 それでは、議長に一般質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。4番目ということで、先ほど3名の方が質問された中にも重複している質問があろうかと思っておりますので、重複したやつは割愛させていただいてスムーズな進行に撤したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず初めになんですけども、昨今甲良町も人口が減って、滋賀県では一番少ない町村になったということを知っております。国勢調査の結果7,501名、住民登録では、今役場の方では7,817人という住民登録はあるんですけども、316人の誤差があるというのを我々ちょっと理解ができないもので、そういう違い、住民登録と国勢調査の違い、その説明をちょっとお願いしたいと思っております。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 今の山田議員の。国勢調査につきましては、国勢調査の調査用紙というのが国から示されます。そうした中の設定された区域の中の人口についての調査ということになります。それが7,501名ということになっています。

○藤堂議長 住民課長、どうぞ。

○中川住民課長 三百数名の違いは何かという質問やと思うんですけど、今、規格課長が言いましたように、そういう調査をさせていただいて、具体的に言いますと、例えば入院されていたり、入院されていた場合はその入院さ

れている病院の場所での国勢調査とか、あるいは学生さんであればどこか寮とか他県なりで住んでおられた場合はその府県での調査とか、あるいは単身赴任で行っておられる場合とか、あるいは福祉施設へ入っておられる場合、そこにおられる体のところでの調査というふうになっておりますので、そういった人数がいわゆる住基、あるいは外国人登録の数と国勢調査の数と差異が出てくるということでございます。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 理解はあまり深くはできないんですけど、ああいう老人デイサービスとか、介護とか、そういうところへ行っておられる方は、向こうは向こうで国勢調査を行われるということですのでよろしいですね。ありがとうございました。

私が議員に当初なったころは8,000人ぐらいの人口ということでお聞きしていたんですけども、ここ五、六年で200名近い人口が減っているという形に見えてくるんですけども、甲良町として、町としてこのような人口減少を原因、先ほど西川議員の方から各字の自治区の役員等、いろんな役割に携わらなければならないというような若者の甲良町離れが目立っているということをお聞きしたんですけども、これを区には、むらには残らなくてもせめて甲良町だけにとどまっていただけ、そのような場所、そして、隣接する豊郷町、そして愛荘町であれば個人の事業所がマンション、アパート経営をされているんですけども、なかなか甲良町には開発できる土地も、圃場整備がほとんどされてないんですけども、行政、公的などところでそういう対策を主に考えていただいて、町への雇用促進とか、促進住宅とか、町への住宅を建設して、せめて町内に定まっていたような施策はとれないものか、努力はいただけないか、お聞きしたいと思います。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 ただいまの質問ですけれど、確かに山田議員が言われますように新たな用地の候補地が、確かに土地利用の関係上限られております。そうした中、町としてはやはり安心・安全で住めるまちづくりということも含めて新総合計画の中でもその部分について書かれておるわけでございまして、今ほど言うた町営の促進住宅とか、町に対して住むところ、地域性もありますけれど、なかなか1つの屋敷で新家を建てるとかいうことで用地的な確保の難しい面とか、そういうことも書かれておりますので、今後については前期の集計がまたありますので、その段階において議員おっしゃっている内容についても選択肢の1つかなというように思いますので、その段階で検討の1つとして挙げていきたいというふうに思っております。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 ぜひとも前向きな姿勢で取り組んでいただきたいと思いますと思っております。私の方にも愛知川で、今は愛知川に住んでいるし、河瀬に住んでいるしとか、豊郷に住んでいるけど、結局は甲良町へ帰りたいんだ。帰りたいけども入るところがないからやむを得ず町外にいるというようなことも幾つか聞いておりますので、ぜひ前向きなお考えをしていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、先ほど7, 817人の住民登録があるということで、私の問題も含め、他町に隣接するところに、私みたいに甲良町の住民として住んでいるんですけども、それは仕事場と両方の兼用でいろんな問題がありましていろいろしているんですけども、外国人の方、そして、そういう41世帯115人余りの人が現在そういう形の人がいるんですけども、このような人を甲良町から他町へ住民登録をしてくれといった場合、どのようなメリット、デメリット、甲良町に対してあるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○藤堂議長 申しわけありません。通告書にないので行政が答弁できないということですので。

○山田議員 わかりました。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

湖東三山インターが平成24年に開通する予定でありますけども、この湖東三山インターが開通をするだけで車の乗りおりは便利になるかと思っておりますけども、甲良町行政、甲良町住民、甲良町の経済的にどのようなメリット、デメリット、デメリットはさほどないと思っておりますけど、交通量が多くなるという形になるかと思っておりますけども、交通量が自然と多くなればインフラの整備も考えなければならない。先日も私、自民党の政務調査会で下之郷から池寺、あの路線が今は町道の農免道路という形になっているんですけども、おのずとあそこを通行どめにしない限りは車の量が増えるのではないかと。歩道整備、そして道路拡張、至るところに問題が生じてくると思っております。また、子どもたちの通学の危険度、自転車等の問題もございます。甲良町としてどのような整備をいつごろに考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 インター開通によってどのようなインフラ整備を考えているのかということですのでございます。

1つには、今ほど議員がおっしゃいましたように、1年インターの開通が早くなったということで、それに伴って当然交通量も多くなるということが予想されますことから、町道池寺下之郷線に県道に昇格願い、また、県によ

る道路拡張工事、歩道も含めて、やっぱり安心・安全な道路と、あと経費的にも多くかかるということで近年は県土木に要望して実現していただきたいということの取り組みを1点はしております。

2点目につきましては、やはりインターができたことによって湖東三山の観光も多くなろうと思いますし、せせらぎの里こうらを核とした農業振興や観光振興を図っていききたいというふうに思っております。

3つ目については、民間所有地であります、西ヶ丘の山林の活用ができればというふうに考えておるところでございます。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 西ヶ丘のことは次のときに聞こうと思ってはいたんですけども、せせらぎ、こうらのまちも集客等で大変大きなメリットが出てくることだと思います。せせらぎこうらの里へ来ていただいて、お買い物だけをしていただくというだけでも、せっかく来ていただけたので、もったいないので周りを、周りというか、役場の、甲良町ではメイン通りになる道路とか、せせらぎ遊園の場所を利用して周りをきれいなまち、コスモスを道の両サイドに植えたり、そして、ヒマワリを植えたり、それに伴っての遊歩道、サイクリング道路を整備をしていただけると、せっかく来ていただいたお客様に、甲良町こんなきれいなまちなんだと、またこういうこともやっているんだと。

そして、県に対しても、甲良町はこのように企画しているんだというような要望の中に入れていただけると、県の方もそれなりの配慮があるのではないかと私は思っておりますけども、圃場整備事業いろんな問題もありますけども、そこを町サイドとして、行政から、いろんな形で指導していただいて、本当に甲良町はこのようなきれいな花のまちだ、そして水がきれいだ。そういうイメージのいいまちにさせていただけると、本当にありがたいと思っています。前向きな考えを示していただきたいと思いますが、こういうまちづくりにどのようにお考えですか。お答えをいただきたいと思っています。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 今ほどの山田議員の質問で、きれいなまちということで、当然コスモスとかヒマワリ、これは集落営農等転作のひとつの一環として部分的にやっておりますけれど、できるだけ集落営農、また転作をされている方を通してせせらぎの里こうら、また甲良町までの役場までの間とか、メイン的な道路について取り組めるような、そのようなことも考えていきたいというふうに思っております。

特に全国では迷路をこしらえてイベントをやったり、また、親水公園等も利用しながら活用することは幾つか考えられるというふうに思っておりますので、そのようなことについては今後できるだけ明るいニュース的に取り組

めたらというふうに思っております。

○藤堂議長 周辺の整備について。周遊道路とか、周辺の道路を聞いているけども。

○米田企画監理課長 当然そのような取り組みをしていくことによってごみ問題とか、また周辺の道路等についてもそれ相応の対応も必要かなというふうに思っております。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 ぜひ実現できるようにご努力いただきたいと思います。

先ほど西ヶ丘の工業誘致等のことをちらっとお聞きしたんですけども、先ほども初めに申したように、甲良町の中には圃場整備をして、工場誘致の場所も本当に限られた場所になっております。前々から候補に上がっているのは西ヶ丘、大林組さんの山、そして、愛荘町さんの、隣の愛荘町さんの西武建設の西武の山ということで、先日、愛荘町の町長からちらっとお聞きしたんですけども、甲良町と連携して開発に取り組みたいというような思いなどもちらっと聞いておりますけども、コンタクトを取って町単独の事業ではなかなか県の補助も動かないと思うんですけども、隣接する町と連携してそういう事業計画をしていただけると、県の方も前向きな、そしてまた協力が得られるんじゃないかという思いがしておりますので、この経過、今までの経過等をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 西ヶ丘山林については、今のところなかなか前向きに前進した形で話が進んでいるというようなことではありません。先ほど議員さんがおっしゃった、いわゆる愛荘町長との話の中で、私はそれ以外の場所で、県の方で町村会のそういう県との会議があるときに甲良町には大林さんが持っておられる山林があると。甲良町としてはそこしか工業団地として企業誘致をする場所がないんですということで、できるだけ県の方も協力をお願いしたいというようなことで、東京へ行ったら東京滋賀県事務所、そして、いわゆる関東の方で企業誘致、企業進出が関西の方にはないかということを常に目を光らせて調べてほしいというお願いもしております。したがって、県の方でもこのようなお願いをして今まで進んでまいりました。

しかし、そういう中で村西町長とは、隣に、今おっしゃるように西武さんがもっている土地があるということで、群界を挟んで両方が山林でつながっているというようなことで両方とで県の土地開発公社等をお願いをしながら、いわゆる工業団地のそういう事業計画を進めていけるような体制は取れんかというような話で今しているというような段階で、じゃ、県の方にそれをお願いしたかということ、またそこまで行っていませんというようなことです。

ただ、インターが24年度末に開通するというようなことにもなりましたので、東京事務所の方にも昨年は25年度末に開通する。今年行ったときは1年前倒しだと。だからできるだけ急いで我々もそういう方向でうまく企業誘致ができるように頑張りたい。お願いしたいというようなことをお話も申し上げ、滋賀県人会の方にもそういう話もさせていただきました。

先般、9月2日に大林さんの本社の方にも寄せていただいているいろいろとそういうお話をさせていただきました。昨年寄せてもうたときは25年度末、1年早くなりました、今年はということで、改めて24年度末にインターが開通しますので何とか協力をお願いしたいという話もさせていただきました。大林さんいわくには、なかなか企業誘致も難しいというようなことで、1つはメガソーラーのそういう場所にしようかなという計画もあるというような話をこの前のときはされたんですが、それ以上、まだ今は進展がしていない状況ですので、これからいろんな情報を集めながら企業誘致に向けた形もつくっていきたいが、しかし、しよせん大林さんの土地ですので、それに対しては西明寺さんの名義の土地を了解をもらって取りつけ道路をつけないと307からは入れないというような制約もある。そういうことも含めて今後検討していきたいというふうに思います。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 よくわかりました。甲良町が活性化するには、本当にいろんなアクションを起こさねばこのままではじり貧といってしまうでしょうか、言葉はあまりふさわしくないんですけどもじり貧というか、衰退していくのは我々見ていくわけにはいかないので、そういうアクションを起こしながら甲良町の発展にご尽力いただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、道の駅といいたいでしょうか、先ほど木村議員の方からもいろいろ質問があったんですけども、いつごろできる、こういうことができるというのは大体の計画はわかったんですけども、今まで過去に道の駅計画、あるいは交流村という形で補助金がいろいろ、農水省の補助金とかいろいろな、国交省の補助金、いろんな角度からの補助金をあれしていたんですけども、今回、24年度末にオープン予定という道の駅、また、その道の駅に伴う直売所の、拡大した直売所の建設について補助内容ですね。補助交付の内容をお聞かせいただきたいと思います。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 補助金の交付の内容についてご質問でございますが、今までから国の、いわゆる農林水産省の補助金をいただきながら整備をしてきました。今、仮オープンさせていただいている加工兼直売所についても農林水産省の農村・漁村活性化プロジェクトの50%の補助をいただいて事業を進め

ているところでございます。また新たに24年度に建設する部分につきましても同じプロジェクト交付金を使って、補助金をいただいて事業を推進しているということで、これについては変わりはありません。

もう1点、建設課で進めていただいている調整池と一部駐車場、道路については社会資本整備交付金ということで、これは55%の補助金をいただいて事業を進めるということになっておりますし、あと、県の方につきましては県が100%の事業費を持ちまして駐車場とトイレの整備をしていただくというところで、従来からの方向で交付金をもって進めているというところでございます。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 ということは、引き続き次の道の駅に伴う拡張した直売所も50%の補助が出るということですか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 50%の補助、農林水産省の補助をいただいてやるという。

○山田議員 わかりました。

道の駅については、先ほど何名かの方がお聞きしていただいたので割愛させていただきます。

入札等についても、先ほど丸山議員の方からいろいろお聞きいただいたんですけども、町内業者さんの説明会が多分4月末か、していただいたと私は思っております。私は直接は説明を受けていないんですけども、私が3月のときに、一般質問のときに条件つきというのが我々にはちょっと理解ができなかったもので、条件というのはいろんなことが想定されるのではないかと。全協のときにもちょっとお聞きしたんですけども、条件というのを地元業者、町内業者の皆さんにはなかなか理解ができていないんじゃないかなど。私たちのところにもあんな入札の方法はあかんやないかとか、ああいうような、議会でそういうふうに決まったらしいなとかいうような苦情も、小言もお聞きしておるんですけども、私の方が逆にどういう条件なのかなというようにこともわからないので、その条件というのを詳しく、こういうケースがある、ああいうケースがあるというようにご説明をお聞かせ願えますか。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 先ほど入札のやり方というのか、条件つき一般競争入札について質問に対して答えさせていただいて、そうした中におきまして、町内業者をとということで、特に業者に対して説明というより、その業者に条件つき一般競争入札はこういう形でやるんですよということを含めて、わからない場合は役場の企画監理課に問い合わせさせていただくか、来庁していただいたら説明させていただくというように案内はさせていただいてお

ります。

それと、また町内業者を中心として、特に建設業につきましては近隣では多い町ですので、できるだけ町内の業者を中心とした形の入札という形で取り組んでいきたいというように考えております。

条件付きの条件といいますのは、基本的には建設業法に沿って書類整備をしていただくわけなんですけれど、業者の指定については総合評定値というものがありますので、その段階で町内と町外との区分けというのか、参加申請を提出願うというような段階を、ハードルを高く、町外、県外の方には上げているということと、併せて工事の内容によっては審査会ででも町内業者を中心に参加申請の範囲を条件づけをしているということでございます。

町内業者につきましてですけれど、基本的に、先ほども言いましたように業者の数も多いです。そうした中、入札の内容というのか、中身について精査しながらできるだけ配慮をしていくという段階でございます。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 いまいちちょっと理解はできないんですが、もちろん町外業者はP点が100ポイントとか、そういう点数が高くなければ入れないというような、そういう条件はわかっているんですけども、先日、ある業者さんから朝こっちに来られて、入札の姿勢を示していたんですけども、10年間公共事業に携わっていないと入れないと。けど、入札の届けはずっと10年前からしていたんですけども、たまたま仕事がとれなかったと。そういう業者は除外されるというような解釈で私のところに、隣に来たというのか、どうなっているのかというようなことでいらしたんですけども、私はそんなばかなことはないやろうと。町内業者でずっと入札の登録をしていれば、点数さえそれなりにあれば入れてもらえるはずだというような返事はしていたんですけども、そのときの条件で10年間経験がなければ、また技術者がいなければできないと。下請で、町外の仕事でも公共事業は下請でやっていた経歴はあるんですけども、そういう経歴を持っててもだめなのか。そういう条件というのは、我々ちょっと把握できてないんです。入札時に、この仕事やったらこういう条件が必要やとか、あなたは技術者はこれだけで、経験がなければできないとか、もちろん入札申請をするので、ある程度の県の基準に基づいた点数とか、いろんな経審の点数とか、データは持つてのことだと思うんですけども、その都度、その都度規約が変われば、条件が変われば戸惑うところがあるのではないかとということを思ったんですけど、その点はどうふうにお考えでしょうか。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 今ほどの質問については入札参加の申請の書類のことだ

と思います。そうした中で、2つ出さんならんということで、総合評定値の数値が決まっておりますので、これはインターネットで見ることができます。それと、もう1点、今の工事の内容についてですけど、当然申請段階で現場代理人と主任技術者の届け出が義務づけられております。その義務づけされております技術管理者についてですけど、その企業において過去10年間で元請で工事をされた工事があるのならということで届け出いただきたいということで、町内業者については工事名と金額等については担当課で調べることが可能ですので、町外業者につきましてはそのときの契約書とか、主任技術者、当然主任技術者が現場の工事の指示をしますので、その方が内容を精通されているということの判断の1つに使おうということです。そうした中、先般もそういう相談がありましたので、審査会の方で検討させていただいて、営業努力もされておる、また入札にも参加されておる。そうした中、下請等で工事をやった経緯があるとか。業者の仕事の能力、そういうものを10年たって考えてできないと。一生懸命仕事をとりにかかっているんやけど、たまたまとれなかったという場合においては審査会で諮って検討していきたいというふうに思っています。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 わかりました。昨今、建設業の方は本当に死活問題といひましょるか、仕事がなく、本当に困っておられる方が多くお話を聞きます。極力地元業者さんが廃業、倒産等が1件でも少なくなるように、行政さんの方もお力添えをしていただいて、また税収の増加にもつながってくるのではないかと考えますので、どうぞご尽力よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、これは町長さんにちよつとお聞ひしたいんですけども、私、本当に町長職というのは経験がないのでわからないんですけども、北川町長が就任されてから2年近く、1年10カ月ですか、2年近くになるんですが、最初の1年目、そして1年半ぐらひは残務整理とかいろいろなこともありまして、本当にいろいろご尽力いただきました。今後、残任期間の間に、2年余りあるんですけども、北川町長が北川豊昭色を出されて甲良町をこのようなまちにしていくとかいう導き、そしてビジョンを我々議会人に説明していただいて、我々が協力できることは本当に協力して、甲良町を活性化していきたいと思ひますので、北川町長の今後2年間の思ひ、ビジョンをお聞ひさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 山田議員から大変難しい質問をしていただきました。なかなか1期4年で、北川町政のカラーが鮮明に出たなといわれるようなことはなかなか難しいのではないかとというような思ひをしております。私は選挙、立候補

させていただいたときの公約は、一番大きな目玉、これは甲良町の農業振興にかかわる道の駅事業、このものは大幅に削減をして、甲良町の財政力に見合う事業で進めていきたいというようなことを申し上げて選挙も戦わさせていただきました。それを支持いただいて当選をさせていただきました。

以降、この件についてはご承知のとおり、緩やかなカーブで少しずつ事業を進めております。したがって、当初計画、一番最初に、平成20年ごろに発表されたのは総事業費が7億4,000万円ぐらいでした。今現在進めている事業は全体で4億5,000万ぐらいになるのではないかとということで3億ぐらいの減になるのではないかと。それも一気に進めるんじゃないし、順番つぎに、少しずつ甲良町の状況に合わせてながら事業を進めていこうということで今直売所プレオープンというところまでやっとの思いでこぎつけた。

けども、今端境期で、今日阪東室長が言いましたように端境期で物がちょうど今なくなる時期です。夏物野菜が大幅になくなって、これから秋から冬にかけての野菜はまだもう少しインターバルがあります。だから、そういうことを考えると、いつも直売所の中に物がきちっとあるという体制づくりをするには相当時間がかかるなど。だから、見切り発車を既に行っているわけです。以前からそういう形で。だから、その見切り発車の中でいかにお客さんに来てもらえる体制づくりができるかということで努力しているのが1つ。

それと、公約として機構改革をやりますというようなことを申し上げました。役場の職員の機構改革も大幅にさせていただいた。そのことによって今現在住民さんのサービスを含めてやっと思口対応が定着してきたのと違うかなというような思いをしております。

それと、今年の22年度決算、見ていただいたらわかるように、滞納整理、税務課長を筆頭に一生懸命頑張らせていただいております。私もそういう部分では全面的にバックアップをさせていただけるところは一生懸命させていただきながら進めていきたいということで、今まで右肩上がりですと滞納額が増えてきたのがちょっと歯どめがかかってきました。これは県の収納チームやらもいろいろとご指導いただきながらやけども、そのことによって成果がやっと思出てきたのではないかとというような思いでいます。

これからの2年間、じゃ、2年間で何ができるんやと言われるとなかなか答えが見つけ出せない部分がありますが、1つは、今の言うている農業振興をするための拠点施設の、いわゆる24年度末に国交省の認定をいただける道の駅機能の部分を甲良町の拠点施設として完成する方向に進めていきたいというのが私の1つの事業ですね。

それと、先ほどから出ております企業誘致。非常に難しい問題があります

が、例えば今現在、やっとな提案説明のときにもお話しさせていただきましたように古川ASさんも1万坪、何とか農地転用ができる運びのところまで来て地権者の了解もいただいたということで、将来的には本社のビルを建てていただいて、1万平米の工場を2階建て、2万平米になるように建てていただく。そのことによって従業員を300人ぐらい増やしたいというような構想もあるようでございますので、そのときに、例えば人口増につながる、そういう住宅地の問題もみんな連動して絡んでくるのではないかな。そこで人口減に歯どめをかけるようなことをいろいろな形でしていかないかな。土地利用計画そのものを見直さないかなということになるのではないかなというような思いもいたしております。

したがいまして、なかなか数字できちつとは出てこないかもしれませんが、そういういろんなことを考えながら進めていきたい。その中で、今甲良町は教育施設を含めてハード的な部分は大体終わっています。だから今後は、インフラ整備が終わった中で、じゃ、住環境はどうなんやという部分を含めて、みんなが住みやすい、住んでよかったと言われるような、そういうまちづくりに力を入れていきたい。そういう思いを持っておりますし、これから2年の間で少しずつ、一歩ずつ前進というような形で進めていけたらいいんじゃないかな。

ただ、公共工事が減っていますが、なかなか工事の方を発注をどんどん出せるような状況にはないということは確かですので、土木業者の方も含めて町内業者の人も企業努力をしながら、頼らずに自分たちの力で仕事の開拓をしていってほしい。製造業は皆そういう関係でみんな頑張っています。そういうことですので、焦らずにじっくりとやっていきたいというように思っています。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 町長がおっしゃられるように、短時間ではなかなか難しい問題かも知れませんが、そういう目標、またそういうビジョンがあれば、それに向かってみんなで力を合わせれば甲良町がいいまち、また経済的にもゆとりのあるまちになるのではないかなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

次ですけれども、この質問、今の人事体制で甲良町行政に問題はないのかというような、私は人事体制を全く批判しているわけではございませんが、先ほど木村議員の方から、専門職、そういう入札等にも、そして予定価格とか、そういう見積もり、いろんなどころで十分把握できた方の判断があれば、先日の入札の結果を見てみますと、29者のうち19者が失格。970万か、80万の仕事が760万前後でしたか、そういう価格で落札されたんですけ

ど、それ以下の見積もりが19者あったということですね。

ということは、九百何万の予定価格にしているのにもっと安くできる。そういう値段なのに九百何万の予定価格を出しているんです。町の職員の中で本当にこの値段で予定価格がええのかというような判断ができる専門の職員さんを、今年3月ですか、置いていただけるといようなことを聞いていたんですけど、残念ながらできなかったんですけど、今後そのような方の、次年度、24年からでも結構ですので、そういう方の職員さんの採用をまだお考えいただいているのかどうか、お聞かせください。

○藤堂議長 北川町長。

○北川町長 今年の4月1日から1級建築士の資格を持った人を採用するといようなことで、昨年の面接で決定をいたしておりました。したがって、今後はそういう方面での入札も含めて、あるいは建築が終わった後の完了検査等も含めてそういう技術者がいれば本当によかったなといような思いをしておりましたが、残念なことに本人がおやめになられたといようなか、今勤めているところがどうしてもやめられないといようなことで最終的にはどうにもならなかったといようなことでございます。

ただ、今後も、来年も4人の採用を決定しております。その4の人がどうのこうのといことじゃなしに、そういう若い人たちを含めて、あるいは、今現在の職員の中でもそれにある程度精通している人も含めて今後は研修会を継続的にやっていきたいといことで、1つは、こういう業務名が、竣工検査研修会、こういうものが今年彦根の方でございます。それに積極的に参加をして、そしてそれなりの技術を習得してもらいように進めていきたいといような思いもいたしております。

業務内容は、工事竣工検査については専門検査員を任命し実施しているところがあるが、検査項目、技術等、町では専門性に欠けるきらいがある。特に建築では検査に苦勞しているところがある。そこで、彦根市の竣工検査を実際に見せていただきながらの研修会にて本町職員の資質向上を図りたい。特に建築工事の竣工検査をお願いしたいが、それが無理な場合は土木の工事検査でも含めて勉強、研修をさせていただくといようなことで進めてまいりたいといようなことでございます。したがって、今後は専門職を養成をしていくといことに積極的に力を入れていきたい。いような思いをいたしております。

それと、人事は、特に2013年、14年で今現在の管理職が13名定年退職をむかえます。いような時期にも来ています。したがって、今後はベテランの管理職が一斉に定年を迎えてくる。いようなことも考えながら後継してもらい人の養成が大事かなといような思いをしております。

以上です。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 本当に町長が言われるように、ここ何年かもしればベテランの方が退職され、今後甲良町が考えていかなければならない課題の1つだと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、町長、お一人で頑張って町長職をこなしておられると思うんですけども、山本町長時代は、前半は助役という形で町長をサポートする方がおられたんですけども、中ごろから、山本町長時代から田中亀三さんが助役をおやめになられてから助役という職務を誰もつかずずっと来たんですけども、私、ちょっと耳にしたんですけども、町長が激務、いろいろお忙しいと思ひますけども、副町長を設置しなければならんような今の甲良町の事業、目新しい事業もあまり私も聞いていません。どのようにお考えになられているのか。また、今の甲良町財政では年間1,000万近くの出費も必要になるかと思ひますけども、北川町長、それでもできるんだと。自分は今年は65歳、6歳か、5歳ですか。かなり激務かもしれませぬけども、お一人でぜひ頑張っていたきたいと思ひますけども、ぜひ見解をよろしくお願ひします。

○藤堂議長 北川町長。

○北川町長 首長の仕事というのは、県知事さんも県会議員に比べたらはるかに激務というような話が今年もございました。知事さんは365日休みなしやというような話もありました。首長はどうか。私も選挙に出馬をする決心をした段階から当選すれば当然365日とは言わなくても、それに近い仕事は待っているであろうというような覚悟を決めて出馬をさせていただきました。そして、当選後、約1年と10カ月になるわけですが、非常に毎日が忙しい、そういう思いをいたしております。幸い寝込んだことがございませぬので、この真夏もこの2年間、町長室のクーラーは入れたことはございませぬ。それだけ暑さに強い。夏場、山田議員と一緒にゴルフをしたこともありましたが、私は夏場に36ホールのマッチプレーでもへこたれたことがございませぬ。それぐらい、親に感謝をしなければならぬがタフであります。

したがいまして、今現在では仕事はハードと思つたことはございませぬ。目いっぱい頑張っているつもりでございませぬ。今後もそういう意味では頑張っていきたいというような思いはしておりますが、ただ、私だけでは手に負えない幾つもの仕事がある、同時にそれがあつたというようなことがよくあります。片一方は必ず欠席をしなければならぬ。そういう場合もあります。あそこの町長、また休んでおるとか、また欠席、一体何をしているんやというようなことを言われる場合もあります。だから、そういうことを考えると

それなりの人も必要な部分はあるのかなというような思いはいたしておりますが、これについてはこれからじっくりと考えながら、皆さんとまた相談もさせていただきながら、必要な場合は当然求められるのかなというような思いをしています。

以上です。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 頑張っていただいているのは重々承知いたしております。前町長が教育長さん、そして代理に教育長さんですね。そして、前は主監制をとっておられたので総務主監の立場で代理という形でやられていたんですけども、極力職員の皆さんに協力いただいて職務をまっとうしていただきたいと考えています。どうもありがとうございました。

これで、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○藤堂議長 山田議員の一般質問が終わりました。

次の質問もありますけれども、どうも長くなりそうなので、暫時休憩します。

(午後 2時30分 休憩)

(午後 2時47分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、6番 宮寄議員の一般質問を許します。

宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず、町内の交通安全についてお聞きします。

この質問は、私が議員になってから再三質問している事項でございます。直近ではこの3月議会に一般質問させていただきました。3月以降の町内の事故件数と、そのうちこの交差点というのは、いつも私が言っております長寺区内の山本米穀店の十字路ですね。の事故件数をお聞きします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、町内の交通事故の件数でございます。

平成22年1月から12月までは165件、23年1月から8月25日現在ですけども126件ということで、人傷、物損を含めて聞かせていただいております。長寺のおっしゃっていただいております変則五差路の関係でございますけども、警察の方でお聞きをいたしましたら、けがのある事故としては過去2年間で5件発生をしていると。うち4件が出会い頭で、あと1件が単独事故というものでございました。本年度になっては警察への届けの事

故はないというふうなことでは聞かせてはいただきました。

以上でございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 5件中4件が出会い頭の事故ということで、私が把握している中で、この4件のうち4件とも加害者が他府県の方、もしくは町外の方と思うんですけども、3月議会でも質問しましたが、とまれの標識が色あせているので彦根署に相談するということがあったと思うんですけども、その後どうなっているのか。

それともう1つ、空中でコの字に書いて、中央あたりでとまれという標識をつけてほしいという要望をしておりましたが、県土木や警察とも検討することでしたが、答えが、その後どのように検討されたのか、よろしくお願ひします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、ただいまおっしゃっていただきましたように、雨降野側からですけれども、そこに設置されておりますとまれの標識がかなりはげているというのか、薄くなっておりましたので、その部分については平成23年度、今年度かえていただいたということでございます。確かにわかっておりますと、新しいというふうなことで前回よりは見やすいような状況にはなっておろうかと思ひます。

あと1点ですけれども、上からつるしてということで、それにつきましてはオーバーハング柱のとまれ標示というものだそうでございます。これは聞かせてもらっておりましたら、主には幹線道路、8号線、湾岸道路で速度が速く運行する、車が確認がしやすいようにというところに、スピードがよく乗る場所で設置されているというふうなことで聞かせていただきました。通常でいくと道路の路側柱による左側にとまれというふうなものが大体普通だというふうなことでございました。即今、そちらの方の色あせたとまれ看板が設置されているというふうなことでございますけれども、今またおっしゃっていただいているので、再度彦根署の方にはご要望もさせていただきたいというふうに思ひます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 再度彦根署の方に要望していただけるといふ答えだと思ひますけれども、2年前から私の最終目標は、その交差点に、できれば点滅信号でいいから信号機がつかないものか。その信号機がつくまでの間に暫定処置として、今言われたオーバーハング柱というのをしてもらえないものかという趣旨なんですけれども、どうですか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 あそこの交差点につきましても交差点改良が、議員もおっしゃっていただいていたように必要やというふうな部分でございますので、その間というふうなこともおっしゃっていただいているので、要望をしていきたいとふうに思っています。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今の前向きな回答、しかと聞きました。よろしくお願いします。

では、次に、大きな2番の長寺センターの件についてという質問でございますが、今年の6月7日の朝に発見された長寺センター玄関に雑草や植木鉢が散乱していたというか、していたというか、散乱させられていたという事件というか、事件というのは大げさかもしれませんが、事件にしておきましょう。事件があったと聞いております。以前から夜中に中学生らしき6名、7名あたりの中学生らしき人たちがたむろしていたと聞いておりますが、犯人捜しをしろとは言いませんが、どういう状況であったのか、お聞かせ願いたい。

○藤堂議長 長寺センター館長。

○大野長寺センター館長 お答えさせていただきます。

6月7日の朝に発見されたということでございます。これ、僕、異動になりまして出勤したら入り口のところに、草むしりとかしていて、その草とかが段ボールとか、そういう上にどっと置いていて通せんぼしたみたいな感じでした。それでちょっとびっくりしまして、これはどうかなと思ひまして、これは子どものしわざかなというような感じでした。

それで、長寺の方では月2回の長寿会といって老人会をやっております。その中で子どもがこういうことをしているからというようなことで、一応館報に載せておじいさん、おばあさんに、こういうことがあるさかいに気をつけてくださいよというようなことで、そういう長寿会とかを通じてお願いしたことがありました。このときというのは、私もセンターに来て間もないときでありまして、中学生が夜の2時とか3時ごろにたむろしていた時期がありました。それで、住民から爆竹鳴らすし、夜中の2時か2時半ごろでしたけど、夜電話がかかってきたんです。それで、一緒に館長、見に来てくれませんかということで夜行きました。そして、子どもが逃げていったりもして、そういうような状況でした。

それでちょっと心配していたんですけども、一応そういうような年寄りの人に注意を促したりとか、そして、次の日が土曜日でしたので、ちょっと中学校の方へ寄せてもらって、校長なり、教頭先生に生徒指導の、わけを言いまして強化してもらえませんかというふうなことで、そしてまたその足で駐在所にも夜、夜回りの方をお願いしますというふうなことで、そういうよう

な対処をさせていただきました。それからこういうような、住民に迷惑をかけるということはそれからありませんので、私としてもほっとしている状態でございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 次に、その後の対応、指導、どうするのかという質問をしようと思ったんですが、すべてお答えくださったので結構ではございますが、学校、警察等々と連携をとってパトロールを強化していく、教育指導をしていくということでもいいんですか。

○藤堂議長 センター長。

○大野長寺センター館長 一応そういうふうに対処させていただきましたので、これからも気をつけていきたいと思います。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 結構でございます。

次の大きな3番の、大阪大東市人権教育研究協議会の現地研修会についてという部分で、①から、面倒だとは思いますが、1つずつ質問させていただきます。

この大東市の人権団体の方々が甲良町に来られたと聞いておりますが、この研修会は公務で行われたのかどうなのか。よろしくをお願いします。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 お答えをしたいと思います。

まず、これが公務かということなんですが、去る5月13日の金曜日に、大阪市の公立の小中学校の先生方20名が甲良町の東小学校、東保育センター、支援センターの施設の見学に来られました。事前にそれまでに、5月13日までに大東市の方から打ち合わせに来られておられます。ですから、それぞれの施設の長に施設見学をお願いをし、受け入れをされておられるということからその部分では公務だというふうに、受け入れをした側も公務だというふうに認識しております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、大東市側から事前に来られて受け入れ態勢は整っていたということではありますが、その研修の正式な公文書としての書類等はあるんですか。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 事前に打ち合わせに来られたんですが、残念ながら大東市からの施設の長または教育委員会等への公文書での依頼はありませんでした。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 正式な公文書としての依頼はなかったということなんですが、こ

の③の、この研修会は誰が受けたのか。主催としては誰がなされたのか。よろしくをお願いします。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 教育委員会も実は知らなかったんですが、文書がなかったの  
で知らなかったんですけども、事前に来られて施設見学の分についてはそれ  
ぞれの長が受けておりますので、それはそうなんですが、後の15時から1  
7時までそういう施設の見学をされていたそうです。その後、17時15分、  
夕方5時15分から長寺センターにおいて、長寺子どもを守り育てる会主  
催で研修会、長寺の取り組みと解放合宿というようなテーマで研修会がされ  
たようでございます。ですから、その研修は守る会が主催やったというふう  
に聞いております。

以上です。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、この研修会には誰が出席されたのか。また、その後、愛荘  
町での飲食店で親睦会が行われたと聞いておりますが、それはご存じだった  
のか、教育委員会として。よろしくをお願いします。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 17時15分からのセンターでの守る会主催の研修会には、  
東小学校から9名、東保育センターから6名、中学校の方から3名、支援セ  
ンターから2名、合計20名の先生方が出席をされているというふうに聞いて  
おります。

また、その後、第3部としましてそういう懇親会があったということにつ  
きましては、後ほど聞かせてもらったところでございます。

以上です。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 計20名の教職の方が出席なされたと今お答えになりましたが、  
事前にこの20名の方から教育委員会に出席するという通知というか、連絡  
はあったのですか。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 残念ながら5時15分からというようなこともあったんだと  
思いますし、一部の先生におかれましては、当然大東市の方から教育委員会  
の方に文書が届いているものなりというようなことも思った方もおられたそ  
うです。ですから、出席された先生方につきましては、教育委員会の方には  
この研修会に出るといような報告はありませんでしたので、承知していな  
かったということです。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 先生方の過失を突きとめる質問をしているわけじゃないんですけども、では、なぜこの先生方はそういう錯覚というか、そういう思い込みをなされたのか、誰かが主導して、リーダーがいて、この先生方に出席依頼なさったんじゃないんですか。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 実は大東市の方に、この質問が出ましたので大東市の方にも確認をさせてもらいました。本来私もそうですが、視察にお伺いするときは当然公文書でお願いをするものですというようなことから、何かの手違いで文書が届かなかったのかなという思いもありましたので大東市の方に確認をさせてもらったら、担当の先生、申しわけなかったと。出せていませんということでございました。

と同時に、17時15分、5時15分からの研修会ではありますが、当然そこに出席しようとする、公務を5分、10分前に引き揚げて行かなければならないというようなこともございます。そこで長寺の守る会の会長、山崎会長の方にも面談をしてきました。守る会の方からも一言文書なりで教育委員会の方に出してほしかったというようなことも申してきたところでございます。

守る会会長の方も大東市の方から文書が出ているものなりと思っていたというようなことも言っておられましたし、守る会を代表する者としても申しわけなかったという言葉ももらったところでございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 守る会の会長と守る会の顧問、山崎前町長でございますが、講演というか、お話をされたように聞き及んでおります。

では、守る会の会長が公文書が行き渡っていると錯覚して動いたということなんですか。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 守る会会長は、教育委員会の方には大東市から届いていると思っていたということなんですが、会長は会長名でそれぞれの学校の先生方に会長名の文書をもって依頼をされておられます。守る会といいますのは、登録制でございます。先生方の長寺守る会を、当然行政もそうだったんですが、大事な取り組みでありますし、先生方の全員が入るとかいうことじゃなくて登録制でやっておられるということでございますので、多分会員の先生方に会長名でその文書を配られたというふうに考えます。

以上です。

○藤堂議長 3回を超えておりますので、思う答弁がなかったらやめてほしいし、どうしてももう一度ということでしたら、何か聞き出したいことがあります。

ましたら。

○宮寄議員 簡単にもう一度。ということは、山崎会長の勇み足だったということですね。そうか、その会長は何か錯覚なさって、自分が町長になったようなつもりで教職員に指示をしたと。私はそう受け取れるんですけども、ただの勇み足だったのか、町長代理で動いたのか。どうなんですか。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 守る会主催ですので、町長の代理と、かわりということもなかったと思うんですが、当然行政の方に一言そういう形ですという形で報告をいただくべきだったというように考えております。

以上です。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 以上、4点を質問しましたが、2点に分けて再度質問しようと思いましたが、三度を超えているということで次の質問に移ります。

大きな4番の、全国人権同和研修会の旅費は甲良町から支出しているのかということで、昨年11月でしたか、10月か11月に、佐賀県で全国人権同和研修会があったと聞いております。甲良町からは誰が出張、もしくは出席なさったのか。よろしくをお願いします。

○藤堂議長 長寺センター館長。

○大野長寺センター館長 調べましたところ、長寺センターの市田先生、また呉竹センターの小林先生、また、長寺の子どもを守り育てる会の顧問の山崎義勝氏でございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ということは、その3名ですね。この3名は公費での旅費が出ていると思うんですけども、この支給状況というか、なぜ私がこの質問をするかということ、解放同盟長寺支部から旅費名目か、日当名目か、ちょっと定かではないんですけども、会長とこの顧問に対して幾ばくかの金銭が渡されております。これは公費が十分に出ていないからそういうことをなさったのか、それはよくわかりませんが、この公費の支給はきちとなされていたのか。よろしくをお願いします。

○藤堂議長 センター館長。

○大野長寺センター館長 先ほど述べさせていただきましたように、出張は市田先生、小林先生、山崎義勝氏です。これは一応公費の旅費ということで支出されております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 公費はちゃんと出ているということでよろしいんですね。

それでは、今年度3月議会の予算決算常任委員会で、来年度分、というこ

とは23年度分のこの経費は計上されていませんでした。前町長が長寺支部の顧問の肩書きで、顧問の立場でこの佐賀県の全国大会に行かれております。官製談合疑惑で町が告発した人物には予算は計上、執行しないとの方針のあらわれだと思われそうですが、いま一度確認いたしますが、しかるべき人物ならば予算をつけなくもないと、3月の予算委員会で回答をいただいておりますが、しかるべく人物が行かれるのであればそれに限らないと考えていただけるという回答をいただいたつもりでおるんですが、それでよろしいですか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 新年度の予算でございますけども、職員の分につきましては1名ずつ見られているというふうなことを思っておりますけども、この部分、運動の方からという部分につきましては事業の方で、子どもを守り育てる会の事業で予算措置をするということで、旅費についてはたしか計上させていただいてないというふうな思いをしています。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 だから、計上していないのはわかっているんですよ。私は予算委員長としてしかるべく人物が行かれる場合は考えていただけるんですかと聞いたところ、総務課長は、そのとおりでございますと答えていただいたように思うんですけども、そこを聞いているんですけど。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 一応、今現在はそのような要望があるかどうかもちよっとわかっておりませんので、今ちよっとここでは答えさせていただくのは控えさせていただきますと思います。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、あすの予算委員会で質問させていただきます。

次にですが、5番目の上水道の有収率が昨年より低くなったと聞いております。老朽管の整備は完成したのか、どうなのか。よろしく申し上げます。水道課長。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 お答えいたします。

石綿管の布設替工事につきましては、一昨年に完了いたしました。これは昨年の決算書にも上げさせていただいております。昨年はみな川を横断する配水管の布設替工事を行いました。墓地の手前の県道のところの配水管につきましては、県道との関係で協議が難航しまして、昨年はできませんでした。今年以降にその工事を行って配水管の工事は完了する予定でございます。

以上です。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 それでは、老朽管の一昨年完成したということで、有収率が低くなった理由で考えられることは何なんでしょう。よろしくをお願いします。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 今までは石綿管を使っておりました。この場合、漏水しますと水が表に出るといようなことをございます。ただ、今現在塩ビ管や鋳鉄管を使っております。それともう1つは、下水も併せて行っているといようなところがあります。そういうことで地下の方に漏水した場合浸水しやすい。前みたいに上に出にくいといような現象がありますので、これは水道の運営審議会でもお願いしたんですけど、来年以降、漏水調査を行いたいといことで、それによって有収率が下がったのかなといふふうに考えております。

以上です。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 たしか有収率が90%を切っていると思うんですけども、漏水だけでこの下落率といつか、下がった理由は、ただこの1点のみ漏水だけが原因なんですか。まだあるんじゃないですか。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 前回漏水調査は平成17年から19年、3年間かけてやらさせていただきました。あと、メーターの交換もまた25年から3年かけて行います。そういうことで今のところはそういう漏水をまず一番に考えて調査をしていきたいといふふうに考えております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 だから、的を得ていないんですよ、答えが。一番に漏水が考えられるんでしょう。2番に何が考えられるんですか。それを聞いているんです。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 一応、多分言われているのは盗水といようなことかと思えますけども、今現在では誤差の範囲内といようなことで考えております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 今、水道課長から盗水という言葉が出てきましたが、私は何も盗水という返答を待っていたのではありません。じゃ、ついでと言っては何ですが、お聞きしますが、六、七年前にこの甲良町でも盗水問題があったと聞きますが、その問題は解決しているんですか。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 済みません。ちょっとまだ結果は聞いていないんですけども、盗水に関する方につきましてははやっているといふふうに思っております。

あと、調査につきましては先ほど言いました漏水調査を含めて、済みませ

ん、前回の盗水問題についての回答でございますけども、全部処理はしているというふうに思います。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 六、七年前の盗水問題については解決しているということなんですネ。

もうすぐといいますか、あと4カ月で我々甲良町議会も来年の1月24日ですか、告示がされて選挙が行われるということを知り及んでおります。我々議員が先頭に立って襟を正すという意味ですけども、今でも水道課長の答弁を聞いておられますと、若干なきにしもあらず、盗水がというニュアンスにも聞こえるんですけども、そのように聞こえるのは私だけでしょうか。

ということで、まず我々議員が、先ほども申しましたとおり襟を正すという意味で、任意で水道検査なり水質検査なりをやっていこうじゃないかと。もちろん町職員、農業委員、各字の区長からそういう潔白性というか、何もそういう疑惑が上がったわけじゃないんですけども、そういう調査も率先して水道課としてやっていかなければならないと思うんですけど、どうですか。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 我々盗水についていろいろ情報ももらっております。ただ、もらっている場合には、証拠がない限りは我々としては各家の水道メーターが正常に動いているかどうかという確認はできますけど、それ以外、例えば盗水であるというような場合には、確たる証拠がない限りは盗水ですというのは言えません。ということがありますので、皆さんが各自で自発的にそれぞれがお互いに確認をしてもって調査をするというのであればよろしいんですけど、我々水道課の方から直接漏水の疑いがあるから行きますよというのはできないというふうなことでございます。

○藤堂議長 今、さっき言うたように3回超えましたけども、確かに宮寄議員の言われたように、2番目の原因は何かというところで盗水という言葉は一言も発しておられませんので、襟を正すという意味でもう1回質問を許可します。

宮寄議員。

○宮寄議員 課長の言っていることはよくわかります。それは何も疑いがないのに水道検査をしますと言うて行政の側から強制的に調査するということは、それはもちろんできないと思います。私の言っているのは、我々町会議員、町職員、各区長、農業委員、多少なりとも町の税金からお金が支払われている方々から率先して任意でやったらどうですかと言っているだけなんです。

ということは、任意でできますよと。してくれて結構ですというのをまず我々議員12人いますから、その紙をつくっていただいて、今日中にでもつ

くれると思います、あすの予算委員会の休憩中にでも私は率先して書きますから、まず我々残り11人の議員の方々、そんなものは書かないという人は1人もいないと確信しておりますが、まずそれをやってください、あす。よろしく願いできますか。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 調査をしてもええという同意書をつくって、それを皆さんにお配りして、それで同意を得られたら行うということによろしいですか。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 では、あすその書類をつくって各議員のテーブルに置いておいてください。

次に、大きな6番で、有害図書自動販売機の件ですが、この件も私は去年、ちょっと忘れちゃったけど一般質問の中でさせていただいております。この農免道路の向こうの北海製罐の斜め前の、甲良町民なら誰でも知っておると思うんですけども、あそこの場所です。前回の前議長は、私の質問に対して、今年度中にとすることは、昨年度中に撤去したいという答弁をいただいたような記憶をしておりますが、今現在どうなっておるのか。よろしく願います。

○藤堂議長 参事。

○池田社会教育課参事 お答えをさせていただきたいと思っております。

今ほど宮寄議員がおっしゃいましたように、実は21年6月の議会ならびに9月の議会でご質問、ご指摘をいただいております。実際には21年度から指摘をいただきまして、21年度中にはできておりませんでして、現在まで21年、22年度と地権者等、あるいは県の青少年局、あるいは町の町民会議、もちろん犬上少年センターならびに彦根署および駐在所等の協力のもと、関係者と地権者と協議を進めさせていただきまして、実際には22年3月11日に条例に違反する有害図書ならびに有害の玩具等につきましては、ご指摘のありましたものについては撤去に至っております。

ただし、今現在、私もちょうど台風の時期に見回りでも現地確認をさせていただいたところなんですけれども、4台自販機が残っております。そのうち2台はかぎがついて電気が通っていないような状態で、現実には2台に収納物がまだ現在ございます。それにつきましては下着および避妊具等、そういったものにつきましては一般の飲み物と、そういったものの販売の自動販売機と同じような扱いとなるということで強く要望ができないような状況であります。

現在につきましては、現実に滋賀県下で荒廃をしている自販機以外でそういう条例に抵触しない自販機ではありますが、甲良町のみというように現在は

聞いております。そのことから考えてみても、やはり地権者等につきまして、特に私もちょうど地元の田んぼの近くでもありますし、設置者に、地権者につきましては今後とも直接、本当の設置をしておられる利害関係人の方というのは、どうも町外へ転出しておられるように聞いておりますけれども、家族の方も地元におられますので、引き続き要望していきたいなと思っております。

以上です。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。4台中2台が稼働しておると。しかし、その使われていない2台は本とかそういう読書関係のものは販売していないということなんですね。

今、教育参事がお答えになったと思うんですけども、家族の方、小川原におられるわけなんですね。設置者というか、土地を貸しておられる方が。実際にその家族の方と会ってこられてお話しされたんですか。

○藤堂議長 社会教育課参事。

○池田社会教育課参事 このご質問をいただいてからは、まだお会いはできておりません。一度この土曜日の日の夜、ちょうど田んぼの帰りに家の近くを通りましたので寄らせてもらったんですが、家の前は暗かったので、今現実にはまだ1回もお話、直接はさせていただいていないというのが現状です。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 この質問にいつまでも時間をとられてしまうのもあれですから、極力参事と同じ在所の方なら、時には足を運んでお話をしてくださいます。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

大きな7番というところで、今年度3月議会で議員資格審査について寛大な判断をしたがとありますが、今年の3月に一般質問させていただきました議員資格については、住所要件と兼業禁止要件がある。特に地方自治法127条によって被選挙権の要件である住所とは、生活の根拠地があって居住の客観的事実及び生活の本拠地とする旨の本人の主観的意思により決定すべきものであるとされております。

実際に被選挙権の有無をめぐって資格決定の要求がある場合は判定が困難であり、議会としては住民基本台帳の住民票や選挙人名簿登録の有無などを参考にしながら家族等の居住の状況や勤務をよく調査し、把握した上で生活の根拠地はどこにあるのかを客観的、総合的に判断しなければならないとあります。このことは3月にも触れさせていただきましたが、再度確認の意味でお聞きします。

○藤堂議長 選挙管理委員会委員長。

○上田選挙管理委員長 答弁の許可を得ましたので、行います。

町選挙管理委員会としては、町会議員の選挙を平成24年1月29日に執行予定です。選管としては、平成23年3月22日の甲良町議会の資格決定の議決の判断を尊重いたしながら、その事務を進めてまいりたいと思っております。

3月に問題となった事例の場合、選管も適法ではないと考えますが、町が長い歴史と住民サービスを総合的に推進してきたということ、また115人に影響すること、行政が町民と認めていることなどをしんしゃくしており、行政部局の住所認定がされていることや3月の議会資格見解も議員資格なしとまでは至らなかったことなどから、選挙人名簿を変更することはできないと考えます。したがって、立候補はできるものと解します。

選管としては、そのような立場の方が立候補される場合、公職になるという自覚と責任を持った行動をお願いした議会見解と同じよう、町内の住所地での生活を構えることを望んでいます。

以上でございます。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 公職選挙法10条の被選挙権の要件は、日本国民、満25歳以上で選挙権を有すること。選挙権とは、20歳以上で3カ月以上市町村の区域内に住所を有する者とあります。

まず最初に、市町村の区域内とはどういうことか。また、住基に基づくところがあるが、明らかに虚偽とわかっているのに立候補されれば選管は現地まで出向いて調査に行くのか。もちろん現地まで行ってしっかりと確認してもらわないと困りますが、確認してどうするか。私は何も100名以上の方々、すべての人に言っているわけではありません。議員としての町民の模範となる重責の人が虚偽の書類を作成して立候補することがそれでいいのか。議員としてのモラルをお聞きするものです。1つでも虚偽があればすべてを疑わなければなりません。このようなことでいいのでしょうか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 おっしゃっていただきました住民基本台帳の関係でございますけれども、選挙人名簿の登録につきましては、昭和44年の公選法の改正以降、住民基本台帳に基づいて市町村の選挙管理委員会に登録するということになってございます。すなわち選挙人名簿の登録は住民基本台帳の記録に基づいて選挙人名簿に登録するルールから、住民課窓口で甲良町民であるという見解の場合は選管も選挙人名簿を取り消すということとはできないわけでございます。

住所の認定につきましては、議員もおっしゃっていただきました客観的居住と主観的居住の意思を総合的に判断して決定するというふうなことでございます。3月の議会の資格審査の中でも、また議会全体の決定の中でも特段の事情というのか、歴史、生活の事情によってこの境界周辺の方々につきましても甲良町民として行政サービスを長い歴史の中から総合的にサービスをさせていただいてきた。また税等の義務を履行されてきたというふうなことで町の判断としまして町民ということでの位置づけをさせていただいているところでございます。

そういうふうなことですけれども、先ほど委員長の方でも適法ではないというふうなことも言われておりましたけれども、私どもの方も選管の方も町内の住所地で生活をしていただくというふうなことでお願いがしたいという思いでございます。

現地を調べることににつきましては、先ほど少し言いかけて途中になってしまっただけ申しわけないんですけども、住所要件の調査につきましては、住民課窓口が住所認定の主管ということになってまいります。それについては住基に登録することによっていろんな権利、義務が発生するということになってございまして、選管といたしましては、前回3月の時点でもそうございましたけれども、住民課窓口、町部局の方にその住所についての調査をお願いをし、甲良町民であるという回答をいただいております、今回次のときにも住民課の調査に回っていくということで事務を進めるようにしております。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 いまいち答えが的を得ていないんですけどね。

それでは、もし今の状態、私はこの彦根高宮と呉竹地区の住民と、前回資格審査で問題になられた議員さんがここにおられますが、あえて今、選挙から3カ月以上になりますから、かわりと言っては何ですが、確認のために今質問しておるのです。これは12月議会に質問しておっては遅いのであります。今はまだ9月議会ですから十分に間に合うんじゃないかという意味で質問しておるんです。もし今の状態で資格審査に問われた議員さんが立候補されて当選されれば、また再度資格審査委員会が開かれるやもしれません。議員が議員同士、当選された方を資格審査に問うのは非常につろうございます。今、行政の返答1つで、また来年度、要らぬ混乱を招きかねません。

この3月の資格審査では寛大な判断をしたとなりましたが、今度はそうはいかないと思うんです。明らかに町外に生活の根拠があることは町民誰もが知るところです。そこで議員失職になればさらに町民を混乱さすこととなりますが、今の状況、状態というのは資格審査委員会で問題になった長寺59番地には誰が見ても人が住める状態の建物ではありません。しかしながら、

そこには一応水道が引かれ、街灯もついていると。近所の方から逐一報告を受けております。一応水道、電気は通っているわけです。けど、洗濯物を干しているとか、そういう住んでいるという形跡は見られないと。それでも選管は前回と同じように同じ書類で受けつける。受けつけるのは結構ですけども、やはり確認も行かずにそこに居住していると見込んで受けると言われるんですか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 3月に問題としていただいた事例の場合でございますけども、何回も申しますけども、選管も適法ではないという考えでございます。町の長い歴史と住民サービスを総合的に推進してきたということで、町行政、町長部局も町民と認めているという状況もございますし、また、住所認定がされております。また、3月の議会でも議員資格もなしとまでは至らなかったということでございますので、選挙人名簿の変更についてはそのままを変更することはないと。できないと考えているところでございます。

○藤堂議長 宮寄議員。3回、もう超えているんですけど、どうも……。

○宮寄議員 ちょっと議事進行で。

○藤堂議長 どうも質問と答弁とがかみ合っていないというふうに私は判断しますので、やはりもう少し正確にお答え願いたいというように思います。許可します。どうぞ。

○宮寄議員 ここに資格審査特別委員会の委員長報告、建部委員長の報告書があります。審査経過を読み上げます。この議員さんは、愛荘町常安寺712番地に住まいをされており、甲良町長寺599番地5に住居登録をされている。住居登録地には電気、水道、住居など、生活の実態、根拠がなく、法で定められている住居要件は何もないことから被選挙権を有しないと判断できる。ちょっと飛ばしまして、以上のことを考慮に入れ審査し、経緯、実情をしんしゃくしたことにより、しんしゃくですよ、被選挙権を有しないことから議員資格はないとの決定に至らなかったとありますが、ただし、この議員には住民の代表たる議員として一般町民、有権者とは違う議員としての重み、責任を自覚され、係る違法脱法行為をあらためるべく住居登録をされている地に生活の根拠を移し、名実ともに住所要件を満たされるよう強く求めるものでありますとくくっておられます。

私も全国町村会、県の町村会に問い合わせ、当時、その委員会のときにいろいろ調べさせていただきましたが、どこの答えも実質バツでした。それを、全国の選管が認めないと言われるのに、甲良町の選挙管理委員会だけは認めるとおっしゃるんですね。そう受け取ります。そこのところ、先ほども申しましたが、今、9月議会だから間に合うんですよ。来月から住居地と生

活実態が一致すれば間に合う話なんです。これが意地悪に12月議会でやってノーという答えを引き出そう。そんな私は意地悪を言っているんじゃないんです。今、来月から住めば、一致すれば間違いないんです。間に合うわけなんです。それをのらりくらりと返答されている行政の今の返答は腑に落ちませんね。はっきりと今度は現地まで行って生活根拠があるのか、ないのか、確認してそこで判断しますというのが本当の答えじゃないんですか。違うんですか。

- 藤堂議長 選管の委員長、答えは、そういうことはお聞きですか。ちょっとその点だけ、答えは変わらないのかどうか。
- 上田選挙管理委員長 先ほど申し上げたことのおり変わりません。
- 藤堂議長 適法ではないけれども選挙人名簿からは削除できない。これが見解ですね。
- 上田選挙管理委員長 はい。
- 藤堂議長 総務課長、どうぞ。
- 山本総務課長 選管委員長もおっしゃっていただいたことと同じでございます。選挙人名簿の登録をされておりますと、選挙をする権利、あるいは立候補する権利につきましては切り離すということもできません。そういうふうなことからいきまして、そのまま対応していくということにもなりますし、また、住所認定につきましては選管事務局ではなくて町部局ということになってまいります。前回3月の議会でも町長が町民であると。ただ、全然離れた、全然生活関連がないという意味合いではないんですけれども、このような3月に事例として問題となった方については甲良町の町民であるという認定も町長の方でさせていただいていると、していただいているということから選管の方も現時点では変更することはできないというものでございます。
- 藤堂議長 先ほど聞いてはるのは、現地確認はするのかわからないのか、それを1点答えてあげてください。  
総務課長。
- 山本総務課長 現地確認につきましては、住民課サイドの調査をしていただくということで、選管としては、現時点ではいたしません。
- 藤堂議長 住民課長、どうですか。今の総務課長の答え。  
住民課長。
- 中川住民課長 住民課の方としましては、一応住民基本台帳の事務調査取扱要綱というのをいつくっています。しかるそういう委員会なりから調査依頼がございましたら調査に出向くということになると思います。
- 藤堂議長 今のそういう答えやけども、総務課からは住民課の依頼があれば、話が合っていないんですよね、私の聞くのと。そこら辺を正確に答えてもらわ

んと、ちょっと困るなと思うんですけど、どうですか。もう一ぺん話し合ってみてください。話が合うてないんですよ。住民課と話が。

(「休憩する？」の声あり)

○藤堂議長 あと今日は質問の許可はないので、最後の確認だけをしていますので。

総務課長。

○山本総務課長 一応私の方でございすけども、選管事務局長ということで、立場でお話をさせていただいているわけですけども、前回の3月の資格委員会の中でも住民課へ調査依頼をかけているというふうなことでございす。その見解が出てまいりまして、選管としてはそのまま進めるというふうなことでのお答えを委員会でもしてきているということでございまして、その規則的なものについては変わらないという思いでございす。

○藤堂議長 宮寄議員、最後の質問にしてください。

○宮寄議員 この項目では最後にいたします。

では、どうも住民課長、総務課長の見解が少し相違があるように受け取れるんですけども、住民課長は委員会などから要請があれば現地に出向く。委員会を立ち上げなあかんのですか。そういう指摘があった場合は現地に出向くじゃないんですか。わざわざ委員会を立ち上げなければまたならないじゃないですか。現地まで出向くのか、出向かないのか。明らかにこの議員は今住んでおられるところと住基の599番地、そこには住んでいないわけですよ。愛荘町常安寺712番地にお住まいなわけなんです。ご本人もそれは委員会で認めておられます。599番地に私は住んでいませんと言っておられるのにそこで受けつけて立候補を認めます。おかしいな。甲良町はまさしく伏魔殿ですね。住民課長、どうなんですか。現地まで出向いて実態調査して、オーケーならそれで文句はないんですよ。どうなんですか。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 委員会というのは新たに調査をするための委員会をつくるのかそうじゃなくて、いわゆる既設の、例えば選挙管理委員会とか行政機関からの依頼があれば、要綱上は調査に出向くということになっておりますのに、それに基づいて行動を起こさせていただくという意味で回答させていただいています。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。今後こういう資格審査委員会が立ち上がらないようにしっかりと行政の監視、指導をよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 先ほどの宮寄議員の勇み足という質問について、今、ちょっと十分でなかったかなと思ひまして。

○藤堂議長 先のやつ。

○金田教育次長 先ほどの大東市の件、ちょっと追加答弁をさせていただきます。

○藤堂議長 はい、どうぞ。

○金田教育次長 勇み足という言葉がふさわしいか、適当かどうかということはちょっと別にしまして、長寺を守る会、山崎会長の方からも、今回の件については申しわけなかったと謝罪をされています。それは守る会側の文書も教育委員会にはなかったということでございます。学校の教員なり、保育センターの職員等の出席を求める場合は、当然勤務時間内であるならなおさら教育委員会に文書依頼なり、要請をし、教育長の了解を得るとというのが当然組織としてのルールである。今回はそれが守る会としてできていなかったということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○宮寄議員 ちょっとよろしいですか、その部分で。

○藤堂議長 はい、どうぞ。

宮寄議員。

○宮寄議員 では、最後に1つ、私も先ほど1つ聞き忘れていたことがあるんです。では、この長寺子どもを守る会の会長は、長寺支部に対して大東市、また甲良町教育委員会から許可をもらっているという報告をなさっています。それは虚偽の申請か、発言かは、虚偽か虚偽でないかはご本人しかわからないことではありますが、そういう、来月長寺支部も10月に総会が開かれる予定と聞いております。そこで糾弾するつもりはないんですけども、何らかの支部に対しての謝罪というか、支部内での問題ではありますが、そういうふうな発言があってもいいのではないかと思うんですが、それは支部でやってくださいということなんですね。どうですか。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 そういうことでお願いをします。

○藤堂議長 宮寄議員。

○宮寄議員 わかりました。これで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤堂議長 宮寄議員の一般質問が終わりましたが、今、住民課と総務課、あるいは関係議員さん、これ、やっぱり三者とも納得できない部分があるので、やっぱりしっかりと協議を、こういうなんは、まだ協議がされていないような感じがしますので、協議の場でやはり内部協議だけはしっかりと、一般質問には関係議員さんも含めてしっかりと協議をしておいてほしいとい

うふうに思いますので、今後そのような問題のところ、今の議員さん以外にも当然発生する可能性がありますので、選管もその辺のところを人名簿から削除できない。先ほども指摘もありましたけども、全国どこに聞き合わせてもこれはアウトですよというような、ややこしい地形ではあるんですけども、だめなものはだめ、オーケーなものはオーケー、移してほしい人は移してほしいというような、しっかりとした見解を一般質問ではお答え願いたいというふうに思いますので、お願いしておきます。

ここで、会議の都合上、しばらく休憩をします。

(午後 3時57分 休憩)

(午後 4時12分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

選管委員長の退席を認めましたので、よろしくをお願いします。

続いて、2番 丸山議員の一般質問を許します。

丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 2番 丸山光雄です。質問させてもらいます。

私、4月に補欠選挙で町民の支持をもらって議員にさせてもらったんですけど、ずっと質問をし続けてきたんですけども、質問に対してまともに答えていないのが非常に多い。これは、私ら新人議員でなめられているのかなという感じもしないでもない。ですから、今日は正面からきっちり、正直に質問に答えてもらいたい。そう願ひまして質問に入ります。

交通安全について。甲良町役場前疋田理髪店前の信号機の設置についてお尋ねいたします。町の担当課はどのように対応してきたのか、まずお願いします。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 お答えいたします。

6月議会で丸山議員さんの方から一般質問がございまして、その後に県道の管理者であります湖東土木事務所の方にこの旨をお伝えし、その後、すぐに現場確認を行いました。この交差点が県道の彦根八日市甲西線、そして、敏満寺野口線、甲良多賀線が集まる交差点で非常に交通量が多いということ、をまず説明いたしまして、朝夕の通勤時は自動車、自転車、また歩行者が多く行き交うということで議員指摘の箇所、信号機が立っていて通れないというような状況と段差がきついというような状況を現場で県の職員さんに要望をいたしたところでございます。

その後、7月になりまして県の方がまず信号機の、通行の邪魔になっておる信号機の移設について、そのときに湖東事務所の職員さんと今度彦根の警察署の職員さんに来ていただきまして現場を行い、信号機の移転の手續に入

っていると考えております。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 移転の設置について仕事をしてくれるという答えですけど、県の方ではどのように改善しようとしているのか、その辺をお答えください。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 今ほど申し上げましたように、まず信号機がちょうど支障となっているので、信号機を移転後に、そこに付随する水路が低くなっておりますので、その水路をかき上げを行って、とりあえず道路との、水路を上げて、レベルにはちょっとならないらしいんですけど、できるだけ上げて自転車とか歩く方が通行できるようにしたいという計画でございます。

○藤堂議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 その工事にかかる、いつごろからかかるか、日にち、時間、大体日にちを教えてください。お願いします。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 ちょっと時期までは、まず信号機が移転が先行するという事ですので、今度の補正予算でもこの分について県からの町の負担金が今年減るということで報告がございまして、ちょっと今の段階では年度内にやってくれるということしか今のところ報告できません。

○藤堂議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 実は私も湖東土木事務所に行ってきました。このことは信号機設置のことで用事があって行って、そして、土木課の課長に会っていろいろな話を聞きました。そうしたところ、移転をすることが決まったと。側溝も直してやってくれると。大体私の行った理想のようにやってくれたんです。だから、課長の方ではよくやってくれたんだと思いますけどね。

それから、工事のかかる日は、私の聞いた説明では11月半ば、遅く。その辺でかけられるようにすると言っていましたので、ひとつ、またよくやってくれたと思っています。

ですから、こういういい話は私らに早く知らせてほしいんです。ということは、私らも訴えられた町民に早く知らせる。ということは、町民にもこういういいことは、町の行政は正しいことをやっている、いいことをやっている、そういういいイメージが出てくるんです。町民の方から行政がいいイメージを持つということはものすごく大事なことです。ありがとうございます。そういうことです。

次に、段差の解消についてお聞きいたします。

6月議会のときは道路法の24条に当たるので工事をしないと答弁されました。なぜ道路工法24条を持ってきたかといったら、私らを何となくだま

すような感じで、私、正直言って24条というのはどういう意味かさっぱりわかりませんでした。やっぱり説明でももう少しわかるようにしていただきたい。

この24条に当たらないのではないかという気がします。なぜなら、あの段差の道路は、あそこの家の人が家を建てる前にできた歩道なんです。ですから、あとから家が建てたもので、そこに段差に、確かに1カ所通れるようになっていました。そこに合わせて家を建てるというのは家の方でも難しいと思いますので、そういうことなので、これは町の方に責任があると思うんですよ。ですから、これは町の方の責任で工事をしていただきたい。そう思うんですけど。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 答弁いたします。

6月議会でも説明いたしましたとおり、この歩道付きの町道は昭和50年代に同和対策事業で整備されたもので、その後町道の認定をし、現在甲良町が管理しているものと考えられます。

また、工事施工当時は、車道と歩道を分離して交通事故のない道路を進めることを地元役員さん等らと協議を重ね、県の指導を受けながら当時の建設省の指針にあったマウンドアップ式の歩道を施工したものでございます。議員の質問の住宅地への進入箇所もこの時期に施工されたものと考えられます。その後において宅地所有者さんの都合により進入口の変更、もしくは増設が必要となった事例とも考えられます。

24条申請というものは、道路は沿線の利用者にとっては日々出入りするもので、日常的に使う公共施設であり、その出入り口のためなど、道路の形状を変更する必要があることから道路法24条で道路管理者以外の者が行う工事として、その認証制度を設けております。議員の考えとちょっと異なりますが、自己の都合による出入り口の変更または増設と思われるので、この道路法24条の申請をいただき、承認後、自己の負担で工事をしていただくことにご理解願いたいと思います。

○藤堂議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 おかしいな。そしたら、もう1つ、違う方向で聞くんだけど、今お願いしている道路のすぐ横に、前町長の山崎義勝の家があるんですね。あそこの段差の入り口のところに改善工事をつい1カ月ほど前にしたんです。その工事は、私らが議員になってからこういうものが出ているということを知っていないけど、なぜ山崎義勝の、前町長のところだけはいとも簡単に工事できるのか。そして、私の今お願いしているところの工事はなぜできないのか。どことどう違うのか、説明してください。

- 藤堂議長 建設課長。
- 若林建設課長 改善工事と言われましても、道路が非常にそこは陥没しておりましたので、危険な状態になっておりましたので舗装の補修をさせていただいた工事でございます。
- 藤堂議長 丸山光雄議員。
- 丸山光雄議員 そんなに非常に陥没するようなどころではなかったと私は思っているんです。実際やる前を見えています。だけど、これは何らかの癒着というか、そういう何らかの気持ちでやったのかなと疑いを持たれると思うんですよ。ほんのわずかなところでいとも簡単にやった工事と、やってもらっても当然だと思える工事ができない。この差はどういうことなんですか。
- 藤堂議長 建設課長。
- 若林建設課長 今の山崎前町長の箇所につきましては、非常に危険な状態でした。これ、私が確認してうちの課員に指示して補修をしていただいたところでございます。たしかもう、下水道が原因だと思われるんですけども、横断水路のある際がよく下がるというもので、10センチ以上は下がっていた箇所でございます。
- 藤堂議長 丸山光雄議員。
- 丸山光雄議員 ここの私のお願いしているところは、道路へ車が入りにくい。入りにくいから路上駐車せざるを得ないときもあるんです。それで、ぶつけられてちょっとへこんだこともあります。ですから、甲良町では路上駐車禁止で結構うるさく言っていますよね。こういうことをなくすためにもいっそきれいな、すきっとした道路にさせるためにも、やはりこの工事は必要ではないかと思っているんです。車1台きっちり入れて納めておけば、見た目もいいし、整備環境においてもすぐれていると思う。そういう意味でこの段差は改善する必要があると思う。そういうことでお願いしたいんですけど。
- 藤堂議長 建設課長。
- 若林建設課長 やはり自己の都合での入り口の変更ならびに増設ということでございますので、再度申し上げますが、自己の負担で、まず申請を出していただいて自己の負担で工事をお願いしたいと。ご理解願いたいと思います。
- 藤堂議長 丸山光雄議員。3回を超えて答弁が同じですので、新しい答弁ができるようなことでしたら許可しますけども、全く同じような質問の繰り返しはちょっと。
- 丸山光雄議員 それでは、路上駐車を町の方では認めるんですか。
- 藤堂議長 ちょっとそれも外れてますのでね。質問にもないし、ちょっと外れていきますので、新たな質問をお願いします。
- 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 それでは、新たな質問に移ります。

燃えるごみの収集について、7、8は2回収集してくれましたが、9月からは1回になっています。この収集の統計を見ても、豊郷から思うと、豊郷では2回やっています。この収集のトン数を見ても甲良町の方が圧倒的に多い。ですから、1回のところを年通じて2回の収集をお願いしたいんです。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 7月、8月の週2回の収集につきましては、ごみの量と申しますよりも、むしろ環境面を配慮してということで週2回ということをごさしていただいているということでございます。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 7、8は2回だったんですけど、9月になった途端にごみの収集ができないもので、このように写真を撮ってきたんですけど、住民の訴えを。ごみが既にいっぱいです。これは先週の金曜日だったかな。こんなふうにも外にも出ているんですね。これはかっぱのシートのようなものをかぶせてありますけど、こういうのがなかったら犬やら鳥がつついて非常ににおいもするし、汚い。そういうことで何とか2回に検討していただきたい。これ、担当課長、一ぺん見てください。それほどたまるものですので、何とか週に2回にできるようにお願いします。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 おっしゃるとおり、町としては全然問題意識を持っていないということではございません。いつも同じ答えになってどうやねんと、先ほどありましたけれど、ごみの収集については字の役員さんとか、いろんな方の協力も必要になってくるということもふまえて、どういう方法がいいのかということはさらに検討させていただきたいというふうに思います。

○藤堂議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 6月議会も同じ答えでした。また検討させていただきますと。このごみ収集2回やっていないのは、甲良町だけなんです。多賀、豊郷、犬上では既にやっています。そういう意味で、ごみの量からしても豊郷よりはるかに多い。そういう意味でも2回は必要ではないかと思えます。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 今写真を見せていただきましたし、現状は一応つかんでおるつもりはしております。そのことをふまえて、先ほども言いましたけども、その方法について検討したいと思えます。

また、さらにごみの減量ということについての取り組みということももう少し検討させていただきたいと思えます。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 何かいつ聞いても検討、検討、検討だけだったら何の苦労も要らない。2回実施してはじめて住民に伝えられると思うんです。検討もいいけど、早急にできるように検討してください。

それじゃ、次、手抜き工事についてお尋ねします。

手抜き工事の疑惑に伝えるためにも検査体制の確立が必要ではないかと思いますが、水道課長、どうですか。お願いします。教えてください。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 検査体制につきましては、先ほど回答にありましたように、職員の資質向上、専門員的な職員の設置をとというようなところで検査員につきましても研修をしていくというふうな返事がありましたので、これからもそういうような形で職員の資質向上というか、いろんなところに研修に行つて、より正確な検査をしていきたいと、かように思っておりますし、企画監理課におきましても、それぞれ検査に対しましても今後の検査体制につきましても変えるようにというようなことで通知をいたしております。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 ちょっとだけ前進した答えだったけども、まだ不十分です。やっとコア抜きをしたんだけど、コア抜きしたときの設定、ここをやりなさいといった設定は誰がしたのか、ちょっと聞かせてください。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 コア抜き検査をした経過からまず申し上げたいと思います。

業者から提出された写真では、中央部の舗装厚が不明というふうなことでありましたので、それを確認するために自然色舗装のコア抜きを行ったというふうなものでございます。場所につきましては、内部で協議をいたしまして、車が通るところはやはり舗装厚が欠けてはならないというようなことがありまして、それと、あと中央部が不明というようなところがありますので、それに該当するところを私の方から場所を指定いたしました。

○藤堂議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 そんなことを聞いているのと違うんですよ。誰が設定して抜いたのかと聞いているんです。誰が。もう1回答えてください。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 私が指定をしてコア抜きをしました。

○藤堂議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 そうですか。わかりました。

そしたら、あの検査をするのに私が立ち会いするからと言って出ていく前に、ここの役場へ来てあんたと話をした。だから、立ち会いを、わしを立ち会いのもとで抜くようにと言った。だから、私は実は運動公園のところへ行

って待ってた。そしたら、業者らしい1台車があったので、何か工事でもするんですかと聞いたら、ちょっと手洗いを借りに来たと言うんですわ。それで、そうですか。手洗いは2階ですと言って下へおりていったら、あんたがうちに電話があって、そして、私にうちのから私に電話があって、ここにいうことであんたらが来た。役場員と業者とあんたらと2人で来た。そして上へ上がるから上がっていったら、既にコアを抜いたと。あんなやり方で検査は通りますか。勝手に抜いて。検査というのはちゃんとした立ち会いがいて初めて検査でしょう。検査になってへん。そんないいかげんな返事をしたら困りませ、ほんまに。

さっき町民、信号機の設置について工事をするように言ってくれた。そして、工事をするようになった。町民も喜んでいる。こういういいイメージを持ちながら、一方ではこういういいかげんな手抜き。これは私らの前でこういう仕事ができない、立ち会いのもとで抜けないということは、これは明らかに手抜きの工事ということがはっきりわかっているんですよ。どうですか。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 検査につきましては、不備なもののコア抜き検査という形で行いました。それでございますので、場所につきましては私の方から電話で指示をしてここを抜けというふうな形で行いました。

以上です。

○藤堂議長 水道課長。ちょっと質問してはるんですが、立ち会いのもとでコア抜き検査をするという約束であったにもかかわらず、私は立ち会ってないと。だから、それは違法やと言うてはるんやけど、今の答弁とは違います。その辺、しっかりしてください。

町長。

○北川町長 この件については、まず、コア抜きの検査をする。これは、先ほど水道課長が言いました。ピンポイントでランダムに、いわゆるテストピースを抜く。そこの指示は水道課長がする。それによって業者がそれを抜く。それに対して検査員が立ち会う。これは基本なんです。だから、議員さんが、私が立ち会うとか、住民が立ち会うでそこでせえというようなこと、これは今までからかつてないことなんです。あり得ない話です、これは。これは一々議員さんや住民が一々立ち会うてすることじゃないんです、はっきり言って。だから、これからも今までもこれからも、検査をするのは今言うた手順で責任を持ってやらせてもらおうと。やった中で、結果として何かそういう問題点が起こった。じゃ、これはどうなんやと言われたときには原因究明をきちっとする。これは行政の責任。したがって、今後もそういう意味では皆さんの、議員さんが一々指摘したさかいに立ち会うてもらうてやるということ

は絶対ありません。

以上です。

○藤堂議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 町長の言うのはわかるんですけど、実際このコア抜きは、最初の検査のときには立ち会っていないんですよ。職員も立ち会わなかったら、検査員も立ち会わない。それが、私はこのコアを抜け、抜けと言っている前にあった。その前に担当していたのは内田君、それと茶木課長。2人と私ら会っていろいろ話をした。だから、コアを私らの前で抜けと言っていた。それをやらない、いつまでも。ですから、私らの立ち会いのもとでやれと、こういうことを言っているんですよ。

ですから、初めからちゃんと立ち会いのもとでやっていたらそんなことないんです。これは手抜きだということははっきりわかっているんですよ。ただどんだけかということはまだ知りませんがね。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 議員がおっしゃるように、確かに前回水道課長が言いました。立ち会い検査員も立ててない。コア抜きもしていないというような部分もございました。ただコア抜きの場合は1,000平米に1カ所というようなことが決められていますので、それに見合う分の検査は、コア抜き検査はするということが鉄則です。ただし、自然色については今までからそういう経緯がなかったというようなことで、たまたま今までしていなかったということですが、今回議員に指摘もされて、検査員も立ち会っていなかった。だから、今回に限って自然色もやる。そして、今後はそういう指摘を受けたから自然色の方もコア抜き検査を立ち会いのもとに、検査員の立ち会いのもとに実施するというようなことで改善もさせていただくというような水道課長の答弁もあったんじゃないかなと思うんです。

したがって、私もそのことを受けて、今まではこういうずさんな部分があったんやなということは、これは大変申しわけないというような思いもしておりますし、水道課長にもそのことを強く意見もしておりますので、ご理解いただきたい。このように思います。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 その前に、町長、言っているのは、検査する前に逃げ口上をいっぱいつくっているんですわ。というのは、茶木課長と検査員の方が、カラーのコア抜きの場合は県でも国でもやっていないとはっきり言っているんですよ、6月議会の中で。今でもそうですか。もう一度聞きますが。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 原則としてやっていないと。だから、やっていないとは言っ

ていないんですけど、ただ、後の復旧というか、穴埋めの関係があるので、私が聞いた範囲ではやっていないというふうに聞いております。

○丸山光雄議員 やってないと聞いた。どこで聞いたのかな。それはわからんけど、多分そういうふうに逃げているだろうと思って、私、調べてきたんだ、県庁へ行って。道路課の本庄という人、この人に、カラー舗装は、黒の舗装も必ずやりますと言っていましたよ。ただし、やらないのはあることはある。それは何か。例えば自転車の通る軽いところとか歩道、こういうところは薄いアスファルトにするからコアが抜けないのでこれはやらないけど、車の通るところは全部します。間違いなしにすると、こう言っていたんです。あんた、そういう発言をする前にもっと勉強するべきでないの。だから、こういういいかげんな答弁になってけんかになってくるんとちゃうんか。

笑っている場合と違うんやぞ、おい。わしら、真剣にこれやってるねんで、おまえ。町民から訴えられて、これはぜひ取り上げてくれと言われているわけや。それに、この不正に対して、ある業者からこういう資料をもらっているんですわ。前回6月のときは、公表してもいいかと聞いたら、そのときはまだ返事をもらえていなかった。だから、今回、この提供者の人に、公開してもよろしいですかと聞いた。そしたら、「ああ、どうぞ、やってくれ。もし何ならわしも証言に行く」と、こう言ってくれるんですよ。もっと、私ら正直に答えてやってくれたら、いろいろあると思うんだけど、ここまでうそをつかれたら私も公開しないわけにはいかない。やっていきますよ。

引き続き、一応、これだけじゃないけど質問をします。コア抜きは1カ所だけでは疑惑の解消にはならないので、こういうコア抜きがおくれた場合は2カ所なりやって、信用をつくっていくのが本当じゃないかと思うけど、こういうコア抜きなしで検査を通すこと自体が癒着を感じる、第三者から見たらどうしてもそういうぐあいに見えるんですわ。そういう意味でコア抜きは必ずやってほしい。いいですか。どうですか。

そしたらまた、次、最後、町長に、こういう不祥事があることに対してちょっとお尋ねします。

山崎町長から北川町長にかわって、いろんなことがあって、百条委員会ができて、官製談合があったと見て、町長が、前町長山崎義勝、議員の濱野議員、それから職員の野瀬主監、それから、今ここにいる議員の山田壽一議員、この4人を告訴したことによって町民はもろ手を挙げて喜んでいます。それで、告訴したものが大津の裁判所の方で受理された。捜査が始まった。これは大変いいことで、私らも今甲良町自身がこういうことで今少しずつイメージがよくなりつつある。要するに発展途上の途中ですわ。その発展途上を途上の途中を戻さないようにいい方向で進めてほしいので、町長、最後のこう

いう不祥事についてどう思うか。答弁をお願いします。

○藤堂議長 通告にはないけど、答えますか。

○北川町長 4の下や。一番下。

○藤堂議長 違う方へ回っていましたので、裏へ回ってましたので。

どうぞ、町長。

○北川町長 4の一番最後の項目ですね。

○藤堂議長 はい。町長。

○北川町長 いろんな貴重な意見をいただきまして、大変ありがとうございます。

私も不正を許さない、そういう気持ちで今日まで当選以降、取り組んでまいりました。したがって、今回の官製談合疑惑についても、特にしっかりと町民の皆さんに結果報告ができるよう、そのために行政としても告発をさせていただいて、あとは司法の場でしっかり判断して、その結果を出していただく。そのことを町民の皆さんに報告する。これが私の役目ではないか。このように思っています。

従いまして、例えば今回の自然舗装についても、確かに行政の手落ちがございました。慣例か知りませんが、県や国もそういう検査は自然色はしていなかったというような答弁を水道課長が申し上げましたが、議員みずから県の担当者に伺って、カラー舗装も当然コア抜き検査はしているというようなことでありますので、そのことについては完全な判断ミスか、今までの行政の怠慢さがあったのか、そこらはしっかり私も見させていただいて、それなりに悪いところはただすだけじゃなしに、しっかりとした責任説明をしてもらって、処分は処分ということでしていきたいなというような思いをしています。

今回、町道が三カ所認定をいただきます。小川原で2カ所、正楽寺で1カ所、この正楽寺が実は自然舗装。そこを自然舗装をした業者はコア抜き検査をやったということなんです。したがって、すべてが全くやっていなかったというわけではなくて、業者さんとうちの検査員が立ち会って自然色のコア抜き検査もやったというような経緯もございますので、そこら辺が少し連携ミスがずれておったのかなというような思いもしております。

したがって、今後はそういうことのないように周知徹底をして、皆さんから疑念を抱かれないように、そして、業者からもそういう意味では不正のないような、そういう指導もやっていきたい。

今回、コア抜きについては、検査はあとしっかりしていただいております。そのことについては、また水道課長から報告もいただけるのではないかなというように思っておりますので、今後はそういう意味では襟を正して頑張る

決意でございます。

以上です。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 町長が襟を正してやっていくということでしたので、1つ、最後にちょっと難しい質問をします。

この業者は、小川原の採石においても不祥事をやっている業者なんです。この業者をこのままほっておくわけにはいかないと思うんですよ、私は。ですから、どんな処分をしていくのか、今後、この業者に対して。ひとつ、お願いします、答えを。

○藤堂議長 丸山議員、業者名が出なかったからいいと思いますけども、4の1の部分の手抜き工事が明らかになった場合の業者の処分を聞かれたんですね。それでいいですか。そうとって。それなら答弁願いますけども。それでよろしいか。

町長。

○北川町長 先ほども言いましたように、コア抜きをやっております。従いまして、そのコア抜き検査を水道課長の方から報告をいただいて、正常か、あるいは手抜きをしていたのか。その判断を、結果を待って判断をさせていただきたい。このように思います。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 わかりました。結果においては業者をどういうふうに分するか、また聞きたいと思いますので、しっかりと、そのときには処分をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

これで、私の質問を終わります。

○藤堂議長 丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

西澤議員もまだ1時間ぐらいかかると思うので、5分だけでも休憩させてもらいます。

(午後 4時55分 休憩)

(午後 5時05分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたしますが、先ほど丸山光雄議員のときに、答弁者が笑いながら答弁したということで怒られておりました。これは当然ですので、答弁者は本当にしっかりとお答えをお願いします。

続いて、11番 西澤議員の一般質問を許します。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、5時を回りまして、立場は違いますが、いろいろと活発な議論が交わされまして、最後になりました。5時を回りまして手抜きはするつもりはありませんが、的確な答弁で議論が発展的に、また前進で

きますよう、よろしく願いいたします。

1 番目は、一般廃棄物の広域化事業についてであります。

今日配られました一般質問の通告書の質問の相手のところに、私が出していた通告書とは違う、いわゆる町長としての立場の答弁を求めた箇所が幾つかありますので、流れによっては町長としての見解をお尋ねしますので、ぜひよろしく願いいたします。

ごみ問題については、丸山議員も質問をいたしました。私たちの一番身近な課題の1つとなっています。住民と行政がよく話し合い、合意をつくりながら進めることが肝要でありますし、県が示しました平成13年度広域化事業に当たっての分厚い冊子がございます。その中にも地元住民との、また関係住民との合意を丁寧に進める、より丁寧にということがわざわざ書かれています。そういう点で、この問題を、このことを認識しながら幾つかの点、質問させていただきます。

1つは、この広域化事業、石寺地先の候補地が断念となりました。これは以前から軟弱地に非常に巨大な施設を建設するということから危険が指摘をされてきました。私どももその一員としてその計画のずさんさ、不安さ、これを指摘をしてまいりましたが、これが断念になりました。その後、進展がさまざま協議がされ、また、内部協議がされていると思いますが、現在の進捗の状況、そして課題をどう整理しているのか。インターネット上ではこの計画が出されていますが、それも含めて、その外でもありましたらよろしくお願ひします。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 まず、候補地の選定の作業がまだ思うようには進んでいないというのが現状でございます。平成20年に彦根の石寺地先という話があったんですけど、それが終わってからは候補地の選定がまだ進んでいないという状況であります。

促進協議会の動きなんですけれども、候補地の選定は急がなければならないという認識は持っております。加えて、まず、今進んでいますのは循環型社会形成推進交付金というもので、財源を確保していくところで循環型社会形成推進地域計画という1市4町での新たなごみ処理施設をつくるに当たっての計画まではできております。平成22年8月に策定されまして環境大臣の承認を得ているというところまでは来ております。

あと、その後の動きとしましては、今議員がおっしゃられたとおり、住民に対しての十分な理解ということも含めまして、こういった、いわゆる一般的には迷惑施設というふうにとらわれがちな施設でございますので、その施設に対しての理解を得るという意味で平成21年から今のところ4回、講演

会ということで住民に対する理解をしていただくというようなことの講演会を開催させていただきます。来たる10月19日にもそのような講演会がありますので、ちょっとお知らせをさせていただきます。今のところはそういう状況で、候補地の選定でまだ進んでいないという状況でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 先ほども言いましたけども、インターネット上で公開を、先ほど言いました計画は、大臣が認定した計画は公表されています。たしか100ページ近い膨大な資料だったというように思いますが、後のところでも書いています。平成30年が事業の完了目標という形で提示をされています。そうなりますと、まず、候補地の選定から始まります。私は2つ目の質問の中でもお尋ねをしますが、ごみ行政は非常に身近なところでもあります。そういう点からも広域化、広域の中での論議、つまり広域の議会がありますが、甲良からは私と木村議員が代表で出させていただいています。彦根市が過半数を1超えるという構成でありまして、言うてみれば物理的にも、また心情的にも住民の立場から、また目線からも離れるところで論議がされていきます。そして、そこで決まった予算上の措置を各議会が論議をする。つまり計画が決まってから各議会が決めていきますので、なかなか作成論議の中に議会が入れません。住民が入れません。

という点から見ますと、あと7年という設定がされているわけですが、そうしますと、ある情報なんです、平成23年5月、これは来年のことですよね。ごめんなさい、24年5月、これ、来年の5月までに候補地選定、そして住民合意を図っていくという計画図が出されていますが、これ、インターネットでずっとスケジュールを見るんですけども、そういう候補地選定の情報は今のところまだ出ていません。

そういう点から言いますと、水面下でこの計画が進んでいるのかなと思いますが、私は石寺の計画もずっと、どの地で行うか、いつ行うかというものもずっと水面下でした。そして、ある区の役員さん、つまり今は石寺の彦根の荒神山の向こうですけども、その情報からわかってきて私たちが問題にしてきたわけですけども、そういう点から彦根市主導で候補地の選定がなりかねないという点で候補地選定の手法は今のところどういう形で進めようとしているのですか。

まず、5月までにという情報がある中で、そうしますと幾つか選定をされていくというように思いますが、その用地選定の手法なり、手続はどういうように現在進めているか。それとも全くの白なのか、お尋ねします。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 候補地につきましては、1市4町の管内の中でというようなこと

になろうかと思いますが、正直申し上げて、この議論が1市4町の首長の中でしっかり議論がされたということはまだ一度もございません。ただ、去年も彦根市長は私の方にも見えて、甲良町さんも1カ所どこか手を挙げてくれる場所はないですかというようなお話がございました。私のところはなかなかそういう部分では山がないので、あえて言えば大林さんの土地はあるけども、私どもが持っている土地でもない。大林さんの所有の土地である。まして大林さんの土地に行くには307から西明寺さんの土地の中を通っていかなければならない。そのためには西明寺さんの許可もないと道路の取りつけ道路もつけられないというようなこともありますので、非常に難しいですねという話はしております。

そういう中で、市長いわく、彦根市としては、彦根、先ほど議員がおっしゃるように彦根が主導で彦根が一番焼却するごみの量が多いから進めていきたいというようなことはちらっと言われた。今の場所に実は建てたいんやという気持ちもあるということは、し尿処理場が隣にあります。湖東衛管が彦根のし尿を受け入れてくれるのであれば、そこをつぶしてというような話もございました。

ところが今、湖東衛管とちょっとぎくしゃくしております、その話は多分難しくなるのと違うかなというような思いもしておりますので、し尿処理場をつぶしてそこに建てる。そして、隣にある今現在のやつを除却すること。同じ敷地の中やから除却するのも補助が出るというようなことで、本来はそれが一番第1候補になるのではなるのではなかったかなというような思いもあったんやけども、今、湖東衛管とのし尿の問題がちょっとトラブルっていますので、ちょっとここは難しいのと違うかなと。それ以外にあと2カ所、彦根の自治会が手を挙げているところがあると。どこですかと聞いたけども、それは言えないというようなことで、今のところは市長の口からは未公開で、言われていません。

したがって、彦根市内で私は焼却場を建てたいねん。そして、彦根市の自治会もそういうところ、誘致を希望しているところが2カ所あるというような話をされたんです。そこで今現在とまっています。

それから後に、今年に入ってから改めて4町に、どこか候補地はないですかと打診がございました。愛荘は、ないことはないかなというような感じぐらいのニュアンスで、豊郷と多賀は、私のところにはありません。甲良は、大林さんの土地は今後大林さんがメガソーラーでひよっとしたらやりたいという思いがありますので、ちょっとこれは無理ですよということもはっきり申し上げています。したがって、犬上3町はどこも候補地になる場所が今のところはございませんというように彦根市には申し上げます。

したがいまして、今後、この場所選定については早いこと議論をして進めていかないと間に合わないのと違うのかなという思いをしています。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 いずれにしましてもごみ問題、どこが引き受けるかというのは非常に難しい問題であります。また逆に、正論を通して、また道理尽くせば住民の方にもわかってもらえるということから県の指導書もより丁寧に公開で進めることが望ましいという指導文になっていると思いますが、ぜひとも町長にお願いしたいのは、彦根市が主導をされて進めるにしても、公開でぜひとも論議がされて、一つ一つ丁寧な合意が進められるようお願いしたいなと思っています。そのことが活かせるかどうかは次の課題とも関連をします。

私、疑問に思っていますのは、広域化の、これ、略して促進協議会と呼びますが、その協議会と彦根愛犬の犬上の行政組合との位置づけですね。これは両組織の役割分担、これはどういうように考えればいいのか、また、どのような位置づけになっているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 簡単に申し上げますと、いわゆる促進協議会の方は、候補地の選定までの業務を行うということでございます。

広域行政組合の方は、それを受けて実際の事務を進めていくと。建設も含めての事務を進めていくということになると思います。

促進協議会の方は公開ということとさせていただきます。傍聴ということですので、そこで傍聴人からの意見をもらうということとはできませんけれど、一応協議会そのものは公開で行われるということになっております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 今回のごみ処理の広域化事業については、先の8月に行われましたんですが、広域行政組合の組合の議会で担当者がそのものずばりの言葉がありませんが、こういう要旨で答えておられます。各町で十分ごみ減量の努力をした後、それでも処分のし切れないものを焼却処理するという計画であるということを答えて説明されています。努力した後と言いますが、各町で努力した後と言いますが、各市町でどんな努力がされているかとは無関係に、今計画は進んでいるというように私は思うんです。インターネットで調べてみますと、日量の処理のトン数、そして、財源の内訳、それから総事業費、ここに示していますのは、ちなみにその一部を紹介しますと、計画全体の財源の内訳を計画案の1、2、3というように示しています。その事業費たるや、計画案の第1は、82億4,200万です。それから、計画案の第2は、97億8,200万です。そして、計画案の第3は、総事業費の合計が91億6,600万となっています。これは間違いありませんか。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 3つのお話をさせていただいたんですけれど、先ほど申しました循環型社会形成推進地域計画書というのは、各議員さんにもお配りさせていただいていると思うんですけれど、その中に廃棄物の処理施設という計画が載っております、いわゆる大きく分けて2つの整備をすると。場所が2カ所という意味じゃなくて機能が2つあるという意味で、リサイクルセンターの整備と熱回収施設の整備事業という大きく2つがございます。その計画書によります事業費としましては97億8,200万という計画になっております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この広域組合と、それから、この計画を進めていく促進協議会、広域化事業の促進協議会が互いで連携をしながらということではなくて、位置づけ関係から言うても私は現在の甲良町議会、それから甲良町の町民、他町ももちろんそうですけども、そのことが関係住民や、それから議員が知らないところでこういう計画が既に進められているんですよ。一例を言いましたが、この事業費でもそうですし、それから、日量のトン数、つまり減量をしていくという計画なんですけども、今現在進められている日量のトン数は156トンでしたですかね。78トンの日量の機能を2基つけるという計画だったと思いますが、私の記憶間違いでありましたら訂正願いたいんですけども、つまり促進協議会と、それから事業を進めていく広域化組合、そして、そのもとで開かれる議会との関係で、一番私たちに身近なごみ事業がそういう点で離れているのではないかというのが私の問題意識なんです。その点はどうでしょうか。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 ただ、例えば候補地1つにしましても、当然各市町の議会を無視して候補地を挙げるということはないと思いますので、仮にどこかの候補地が挙がってきたとしても、それは各市町の中で候補として挙げるという理解をしていただいたということで協議会の方に上げていただくというふうに思っておりますので、それと、協議会の方は公開されているということで、全くブラックボックスでやっているということではないのではないかとこのふうには考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 私も全くブラックボックスでやっているとは思いません。情報公開もされていますし、そして、広域化のこの組合が連携をとりながら進めているという点ではわかります。けども、広域行政組合の議会で各町が努力をした後、処理し切れない燃えるごみを処理することを引き受けると

いうわけですから、それぞれの町が努力をしていることは待たずに実際の計画が進んでいるということで私は指摘をしています。

そのことが次のところでも、3番の質問に移りますが、平成30年の事業完了の目標としているようでありますが、あと7年です。そういう点でも、この7年の間にざっとですけれども、どういう方向で、どういう手順でこの広域化事業を進めていくかという点でご説明をお願いしたいと思います。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 その前に、各町の減量の取り組みなんですけれど、各町においてはそれぞれ地域でのごみ減量化とかいうことに対しての補助金を出したりですとか、いろんな取り組みはされておりますので、報告させていただきます。ちょっと細かい内容まではよくわからないんですけど、それなりの努力はしているということでございます。

今、広域行政組合の方からも聞いていますのは、一応30年事業目標ということになっていきますので、それに向けて鋭意努力をしていくんだというふうな返事は聞いております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 冒頭でも言いましたように、広域化に当たってのより住民合意を丁寧に進める。その手法をぜひ甲良の議会、そして甲良の町民に示しながら勧めていただきたいというように思います。

その点では、県が作成した広域化事業に当たってのテキストではありますが、住民合意のところ、つまりごみ行政の重要な部分はわかりますが、選定地、機種を選定、それから進め方なども書かれていますが、その点でどういうように進めるのか、計画のところ、お願いします。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 住民合意という点では、協議会でいろんな話を出していただくということもありますし、先ほど言いました、協議会では公開でその場での新しいごみ処理施設のあり方であるとか、機能であるとかいうことの勉強会を住民対象にもさせていただいています。協議会の方でも最新のごみ処理施設ということでの研修あるいは現地研修、8月にも岐阜県の方にちょっと寄せていただきましたけれど、こういったものがコスト的にも、あるいは機能的にもいいんだというような研修を進めていただいております。

それらをふまえて、もちろん住民さんへの理解ということは大変な点でありますので、総合的に進めていくというふうに聞いております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひよろしくをお願いしたいと思います。

次のKモール前交差点の信号機設置についてであります。議会の冒頭、9

日に請願書が採択をされ、8対3という多数で採択をいただきました。改めて御礼申し上げます。

同時に、この事業は県の事業、そして警察の所管ということになります。そうしますと、議会も要請書を出していく予定になってはいますが、町としてもこの設置の位置づけをぜひ重要な課題として取り組んでいただく必要があるかというように思います。それは信号機の、交差点の危険度はもちろんであります。他のところでも5カ所だと聞いているわけですが、この点もおろそかに、私はできるものじゃないというように思っていますが、町のにぎわい施設を設置した関係からも、町の役割は非常に大事だというように思いますが、この点、どう取り組まれるのか、よろしくお願いします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 Kモール前の信号機の関係でございます。

信号につきましては、絶えず行政としても要望をしているところでございますけれども、議員もご存じいただいているようになかなか難しい状況でありました。彦根管内の5カ所の県警への信号要望の中の1つとして県警の方には要望が上がっているということでございますけれども、交通量の関係やらでも西澤議員さん、今おっしゃっていただいたようになかなか難しいところがございます。

今回、9月9日の議会によりまして、Kモール前交差点の信号機設置を求める請願書が採択をされました。行政といたしましても老人や子どもたちなどの交通弱者の方を含めた町民の方の安全・安心が図れるように、議会ともども重ねて早期に設置いただけるように要請してまいりたいと思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 このKモール前の信号機設置の要望と含めて警察の担当者の方から町内の要望箇所5カ所、先ほども論議がありました。養護学校前の出先の307のところの交差点があります。その5カ所のところがどこなのかという点と、人命の尊重に優劣をつけることはできません。どのところでも大事なところではありますが、町民全体の合意に近い緊急度の点では、集中をして要望し、そのほかの4カ所についても早期に実現ができる。こういうスタンスが必要だと思いますが、改めてお聞きいたします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 一応私の方が5カ所と申し上げましたのは、彦根管内で5カ所の信号要望を県警の方に出している。うち2カ所が甲良町。1カ所がKモール前でございますし、もう1カ所が長寺の変則五差路の関係でございます。そういうふうなことでございますので、出しているというふうなことでございますけれども、同時に重ねて町の方でも設置についてお願い

をしてきているということでございます。

人命についての優先されるという議員のおっしゃっていること、十分に感じておりますので、そのことも含めまして議会の要請書等が出ましたときには、行政ともども頑張ってもらいたいと思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひこの問題で足並みそろえて力を尽くしていきたいというように思います。

次に、3番目のところですが、住民の心に寄り添った事務運営、課税をめぐるトラブルといいますか、行き届かないところ、また行政側の間違いのところを相談を受けてまいりました。

今年の盆以降、幾つかの納税、納付をめぐる相談を受けましたが、初歩的行政事務のところの一つ一つの実情をよく調べているのか。関係事務は、実務はどうなっているのかという点で疑問に思うことが続いています。そこで、次の質問の事項を立ててまいりました。

今年度以降に絞ってですが、事務間違いを指摘されたケースの有無があったのか、なかったのか。そして、件数とその内容の報告を求めます。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 西澤議員の質問にお答えいたします。

今年度、町県民税で1件、住宅取得控除の適用漏れがありました。それと、事務間違いといいますか、納税義務者の通知の変更により1件相談を受けております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そのうちの1つであります、国保の事例です。同一世帯でもない方を世帯に入れて課税通知を出したものでありまして、そして、もう1つは固定資産税の事例であります、こちらは町が法律に基づいた諸手続をしてこなかった落ち度、これを率直に伝えなかったことから問題が生じてきました。ずさんな対応を批判されています。これは引き落とし承諾書を受理をして8年近く支払い続けた町民がいるにもかかわらず、その支払い通知の先を何の断りもなく一方的に変更したころから親族間の不安と行き違いを生み出したケースになっています。改めてこのケース、2つのケースですが、報告を、どんな対応をされましたか、求めます。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 まず1点目の国保税のことについては、ちょっとわからないんですが、教えていただけないでしょうか。

○藤堂議長 西澤議員、国保税の質問の内容がわからんという税務課長の指摘ですので、わかるように。

○西澤議員 これは、世帯に入れるべきでない方が世帯に入ったために更正通知を出されています。それで、その方は間違いを指摘をされて申し出られて、間違いだったので訂正の通知を後に、つまり9月15日付で出しますという回答があった方であります。この件です。わかりましたでしょうか。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 今回の国民健康保険税での世帯にない人の納税通知が来たということですが、国民健康保険は住民票の同一世帯内で国保に加入している方については世帯主が納税義務がありますので、世帯主に同居人が国保に入られたことによって通知したものであります。

固定資産についてですが、22年度から死亡者課税をやめ、死亡者の相続人に通知することに変更したことで今回の事例は、現に所有していて21年度まで支払っていた親族の方と、22年度に通知をした相続人の方の個々に説明ができていなかったことについて相談を受けました。今回の相談者の相続対象の固定資産は、いろいろ事情があるようで相続人代表者指定届けが届いたことで大変不安になったと、この相談をお聞きをしました。今後の対応については、よりよい方向で納得していただけるよう相談をしていきたいと思えます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この固定資産税の件ですが、このの始まりは死亡者通知、これが間違っていてみなし相続をされる。この点を町がとっていなかったという落ち度が始まり。このことが通知の中に全く書かれていないんですよ。しかも説明の、問題を指摘された方に対してのこういう役場の側が過去にそういう手続をしてこなかったことについて率直に、言うてみたらおわびですよ。人間、おわびはなかなかしづらいですけども、こういう手落ちがあったんだということを言わなければそのことをわかってもらえないと思うんですが、そのことはどうでしょうか。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 確かに今まで、21年度までは法的な処理としてできていなかったことはこちらの、税務課の方の落ち度でございます。そのときにちゃんとした、一度説明というのか、窓口で相談に来られたときにそういうことを含めた相談をしていればこんなことにはならなかったかと思えます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 これは昨年の12月、17年間ご主人が亡くなられてから一切通知がなかったけれども、事情で固定資産税の支払い、これ、17年間のうち5年分、つまり12年間は役場が徴収できない状態だったことについて、私、12月議会で言いました。この具体的作業が検証されなかったのではないか

というように思っています。

つまり、昨年の12月議会で指摘をしていたにもかかわらず、またそういう同じような死亡通知を、そのときに改善していたんだと思いますが、そういう率直な役場の間違いを本人に伝えられなかったというケースではないかと思うんですが、いかがですか。

○藤堂議長 税務課長。

○建部税務課長 確かにそういう説明をしていなかったんだらうと、ちょっと私が説明を、この間の分については説明をさせてもらって、その前に相続人に通知したことによって相続人がこちらの窓口の方に見えたときにはそのような説明ができていなかったことによって今回今まで、現に所有されている方で納付されている方からの相談のときに、そのときに初めてわかりましたので、今後そのような相談があったときにはきっちり相談を、説明をしていきたいと思えます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ役場の側が法令を守っていなかったために町民の方に迷惑をかけた。けども、今回法令に従って改善をしますということをごひ伝えていただきたいというように思えます。

そこで、次の同和対策事業の延長を続けていいのかというところの質問に移ります。

地域を限定して特別な体制と特別な財政支出を決めた法律は終了、失効しました。継続するという事は行政が守るべき大前提の法令遵守義務と根本から矛盾をしてまいります。法令遵守義務が平然と無視される背景となつてまいりました。

私たちが指摘をしてまいりました無法放置の土地の裁判の判決で、的確にその問題が指摘されました。これは純然たる法律解釈で判決があり、確定がしました。元町長の在任期間と外れることで彼の違法性は免れましたが、処分はこのように長期におくれたことは違法と認定されたのです。同対事業が特別に継続してもやむを得ない。法のあるなしにかかわらず差別の実態がある限り同対事業は継続するとし、同対事業はとにかく甲良町では特別だとする行政の姿勢、これは卒業をしていく、そして終了していくことが大事ではないかをお尋ねいたします。

○藤堂議長 人権課長。

○中山人権課長 ただいまの質問でございますけれども、ご指摘があったとおり、法の失効に伴いまして、現在事業の延長はしていないという認識でございます。

ただ、今言われましたように、その事業失効に伴いまして残された課題も

ないわけではございませんので、一般事業での対応策を行っているという現状でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 新築資金の償還事業や、それから同対事業で生じたそれぞれの残務事業は、これは継続をすべき事業でありまして、新たに同対事業でやるということではありません。そうなりますと、その立場ですと、以前山崎町長の時代に、法のあるなしにかかわらず差別の実態がある限り同対事業は継続する、こう答弁されていましたが、その立場は終了するという理解でよろしいでしょうか。

○藤堂議長 人権課長。

○中山人権課長 現在、取り組んでおります事業につきましては、今ほど述べさせていただきましたように、同和対策事業の延長としては行っていない。一般事業に切りかえているという対応でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、次の論議にも進んでまいりますので進めてまいります。

そうしますと、防火水槽をはじめとして資料をいただきました。10%の事業の割合、それから防火施設の補助金、事業費の3分の1、町は限度200万等の資料をいただきましたが、これの説明を求めたいと思いますが、地域による格差、つまり負担の格差をとっているのかどうか。下にあります固定資産税、下から2行目ですね。1行目と2行目は、地域とそうでないところとの差を明示をしていますが、それ以外のところでこの負担の差はあるのか、ないのかと説明も続けてお願いいたします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、防火水槽をはじめ各種の事業の負担率の関係でのご質問でございます。

まず、防火水槽につきましては、事業費の10%の地元負担ということでいただいております。消防施設の補助金につきましては事業費の3分の1、そして、一時避難所の耐震改修補助金、これにつきましても事業費の3分の1、町道の関係でございますけども、道路改良および農道の舗装の地元負担を平成18年に見直しをかけまして、全体に地元負担は軽減をされております。

例えば、4メートル以上の町道の改良は地元負担はございません。4メートル以下は10%、道路の道路側溝の改修および新設工事は地元負担なし、維持補修の地元負担はございません。地元事業の里道改修、河川改修の負担率につきましては50%、また農道の舗装も50%の地元負担ということで

現在お願いをしているところでございます。

現在は、旧の同和対策ということで両地域の方では、大きな道路改良の計画はないわけでございます。基本的には一般事業として対応するようなことで考えておりますし、また、地元の方には負担が必要であるということもお伝えをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 一番上にあります防火水槽ですが、これを実施をする場合には、現在私どもの字で防火水槽完了に近づきましたが10%の負担であります。地域の格差、つまり同和事業で提供されていまして呉竹、長寺の場合の負担は求めていると聞いていますが、それで間違いありませんか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 同和対策事業関連でさせていただいたときにはなかったというふうなことを思っています。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 1つずつ格差を是正をし、平等の原則を広げていっているというように思いますが、下のこの2つの点が残っているのです。それで、法のもとの平等、それから地方自治法における等しく受ける権利の確保、こういう点からも、まず私は防災という町の責務を進める上でも、この格差をなくして、私は事業費の10%といえども非常に多い負担になります。小さい字ですと防火水槽、安くても800万から900万、場合によっては1,000万近くします。防火水槽の少ない金額でも600万ぐらいだというように、私、聞いていますが、その負担でいっても地元負担は大きいものになります。その点でも防災の役割、責任を町が果たすという点でも、負担をなくすべきだという、まずは防災施設ですね。思うんですが、この見解を求めます。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 防火水槽も農村総合整備関係の事業が対象になっているときにかなり高率な補助ということで地元負担が少ないという形での整備のされ方をしているというふうなことで、それに基づきまして今回防火水槽の地元負担の見直しをかけたということでございます。

今、大体600万前後ということかもしれません。40立米級で。10%のご負担をいただいて前年度は金屋、そして本年度は在士ということで設置をさせているところでございます。次年度の計画関係のことも見てまいりましたが、今のところのご要望はないというふうなことでございます。安心・安全のためというご意見もちょうだいしておりますけども、そのことも含めて思っておりますけど、今現状は次は計画はないということでござい

ます。

あと1点だけですけれども、消防施設整備補助金というのを前年度させていただきました。これは呉竹の消防の車庫を新しくし直していただきましたけれども、これにつきましては、地元が3分の1負担をしながら地元が整備されているということがありますので、一步ずつでございますけれども、そんな形で進んでいただいているということもご紹介をさせていただきたいと思えます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 防災に必要な、呉竹が地元負担した分も含めて町の負担、ないしは県・国の補助で設置をされるというのが望ましい姿だというように思います。

そこで、人権の定義がゆがめられているのではないかという点で私は人権の定義自体どういうように行政が向かうべきかという点で申し上げていきたいと思えます。

人権尊重の課題で、正味の問題は国民全体を覆う貧困と格差の増大こそ大問題にしなければならないと思っています。ほんの一例ですが、厚生労働省が8月29日発表した全労働者に占める非正規の割合が38.7%を占め、過去最高を更新したと新聞記事が載せています。それに比べてヨーロッパでは正規と非正規の同一労働、同一賃金の実態を紹介して、原発事故処理での下請労働者の過酷なピンはね、つまり東電が10万円払っても下、末端の労働者は1万数千円しか届かないという実態がテレビでも報道されていました。

つまり、社会の権力機関、また巨大企業がこのような人間の尊厳を押しつぶす権利侵害を行っています。甲良町の人権を名乗る団体が、こういう問題に立ち向かっていく必要を私は痛感をしています。そういう点で取り組みの現状、どういうように分析をされているのか、報告を求めます。

○藤堂議長 人権課長。

○中山人権課長 ただいまの件についてご報告させていただきます。

人権がゆがめられているという現状ということはあってはいけないというふうに感じております。町の行政の分野で言いますと、今、そのような現状は生じていないと。先ほどありました事業の関係につきましても、総務課長の方が答弁がありましたようにそのような対応を行っている。ただいま根本的に町の制度だけでなしに、大きな考え方の中で労働者の問題なり、制度の問題、いろんな大きな問題が出ました。この件につきましては、私の方からの見解答弁は遠慮させてもらいたい。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 それにあらわれる滞納の問題や貧困は、甲良町でも起きています。

そのところをきちんと見て衣食住、つまり人間としてまともに生活できるという大前提の人権のところが必要なところになっています。

時間もありませんので、次に進めます。

町民の暮らし・健康支援こそ町政の中心に据えるべきだという点を申し上げていきたいと思えます。この点では、3つ続けてご答弁願いたいと思えます。これは、以前の質問でも2回繰り返しています。さらに町を挙げての取り組みが必要だと考えています。県下一番の平均寿命の低いまち、これを返上する上でどうのように町全体が取り組むのか。そして、その原因除去を、それを達成するための具体策が展望をつくっていく必要があります。そして、今回直販所がプレオープンであります但滑り始めました。この目的を達成する1つの柱に据えた運動として、また行政の取り組みとして進めることができるのではないかと考えています。見解を求めたいと思えます。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 滋賀県下での寿命が一番低いまちの返上ということで、甲良町の平均寿命は男子78.4歳、女性85.6歳でございます。滋賀県の平均寿命と比較しますと男子では1.2歳、女子では0.6歳短くなっている現状がございます。死亡の原因につきましては、第1位は急性心筋梗塞、2位は脳梗塞、脳出血であります。生活習慣病が原因の死亡が一番多いというふうになっています。死亡が多いということは病気にかかっている人も多いということで、介護保険認定者のうち65歳以下の方の病気のほとんどが脳血管疾患であります。長期にわたる療養が必要になり、介護保険財政を圧迫することになっております。この生活習慣病を予防、悪化防止は、自分の血管を守るためには自分がしなければならぬということでありませけれども、このことを自覚して食生活、運動生活の改善ができるよう支援することが甲良町の行っていく役割だと思っております。そのための保健師、栄養士がいるわけでございます。

2番目の、原因除去とそれを達成するための具体策策定をということでございます。

まず第一に、やはり特定健康診査の受診を増加させることが一番であると考えております。受診することによって自分の血管が今どうなっているのか、自分で考えてどうしたらよいのか、自分で答えを出してもらおう。それを支援するのが保健師、栄養士の役割だと考えています。

具体的には、甲良町におきましても受診率の低い集落がございます。その集落の受診率を少しでも上げるために今年度初の試みといたしまして、外部委託をいたしまして戸別訪問をし、受診の勧奨を行ったところでございます。

3番目の直売所がこの目的を達成する中心の柱の1つに位置づけられるの

ではということでございます。

平成23年3月に甲良町食育推進計画および健康増進計画を策定し、食から始める健康づくりをキャッチフレーズに直売所と連携して食の改善をしていくためにまず地元で取れた安全・安心な野菜をしっかりと食べて健康な体づくりを子どものうちから考えていく力をつけていくという取り組みを今後計画していきたいと思っています。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 行政を挙げて取り組む必要がある点は最後の直売所の問題です。その1つに、甲良町における直売所の位置づけで、町民挙げて論議をする必要があるというように思っています。

例えば、野菜たっぷりのみそ汁、学校給食での地元食材の拡大、出荷を担う生産者を300人、400人に増やす展望、そして、その中から個人所得が向上し、生きがいを持って、元気で高齢を重ねても働けること、これが非常に大事でありますし、健康増進の発信基地になるというように思っていますが、その位置づけについて再度お尋ねします。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 先ほども説明がございましたけども、学校給食におきまして地元農産物を利用することは将来の食と農の担い手であります児童に地元で生産された農産物に対する理解を深めるとともに、生産者に安全・安心な農産物の生産意欲を起こさせます。このことから直売所の活動の1つといたしまして、学校給食への農産物供給を積極的に行っているところです。

現在、直売所の総売り上げのうち、給食への供給が20%を占めております。直売所で食育の一貫といたしまして保険福祉課でつくっておりますトマトの効能とか、湖東地域での直売所の取り組みに関しましてもこういうようなポスター等の掲示を行いまして、町の施策と連携を保ちながら取り組んでいきたいと考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ課内のチームワークが、外から見てもよくやっているというようにしていただきたいですし、どの課もそうであります。

次に進みます。

濱野前議員の審査請求にかかった経費の請求についてであります。審査請求を濱野前議員がみずから取り下げたことで、濱野前議員に請求できるのではという問題点が出てまいりました。法的にも実際の手続でも検討が必要だということに思いますが、見解を求めます。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 濱野前議員の審査請求にかかった経費の請求については、もともと兼業禁止にかかって議員失職になったわけで、濱野前議員が県の方に不服を申し立てたことによって弁護士費用が発生したというような経緯だった。この件については、実質的な代表者としての位置づけと議員は兼業できないとの議会の判断によって、3分の2の議員の皆さんの賛成多数によって失職ということになったわけです。それによって濱野前議員はそれに対する不服申し立てを県にしたことで弁護士費用など、事務的な費用が発生したということについて、その見解として、議会がいろんな費用として議会費に計上し、町議会で予算承認をいただいております、請求は伝票によって会計室より支出をしているところであります。

費用の請求については、私どもの顧問弁護士さんとも相談をいたしました。請求金額の回収までは非常に難しいのではというような指導もいただきましたので、現時点では町行政としては考えていないということであります。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この取り下げは、取り下げしたことによって2月の資格決定に戻るというようになるわけですし、審査請求にかかった経費は、本来議会が払うべき費用でなかった。つまり異議の申し立てをする権利は留保されていますし、ございます。しかし、みずから取り下げたという点が重くなってきて、この点から濱野前議員の請求に対して起こし得る価値ができるのではないかというように、今後の検討課題だと思っておりますのでよろしくお願いたします。

もう一度、そういう点では検討できるのではないかと思います。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 私もその点については、西澤議員がおっしゃるように、もともと濱野前議員は兼業禁止、それに抵触をした。そのことによって失職をする。ところが、失職したわ、それに対しては不服やということで県に申し入れをしたと。

ところが、最終的には自分から、みずから取り下げをしたというようなことでもございまして、その段階の中で費用が発生したことに対して、県に不服申し立てをしなければ費用の発生はなかったというようなことにもなろうかというようには思いますが、ただ、今回、議会の中でいろいろと議論がされて、そして最終的に議会の中でこうした結論になるところまで運ばれた。そのことによって私は費用が発生してきたという経緯がございまして、確かに濱野前議員には、個人的には自分がまいた種やで、ちっとは持ってくれたらどうやというような思いはあるんですが、ただ議会の中でこういう部分できたということについては、弁護士さんとも先ほども言いましたように相

談した結果、今回は行政の方で処理をさせていただこうというようなことに決定をさせていただいた。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 今後の課題だというように、私は思っています。

そこで、山崎前町長の過去のさまざまな疑惑、不正疑惑の問題が北川町長、通常の業務以外にそういう課題を引き受けながらやっただいていてというように私は思うんです。

1つに、百条委員会の中で出されていたタイからの贈り物の金の仏像の件ですが、山崎町長が団長として参加をされたわけですから、疑惑がまだ晴れていないんです。敬意をあらわす贈り物だったのではないかというように考えるのはごく自然でありますし、贈り物であれば町の大事な財産となります。その点での見解はどのようなものでしょうか。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 以前、議員より全員協議会で質問に対して回答した担当者に再度そのときの様子というのか、それを聞き取りをいたしましたところ、中学生海外派遣事業でタイへ、当時の町長が参加されたときに訪問先の方より個人的にお願いをしていただいたものと認識しているとのことであったということです。

それと、また同じくほかの人で同行した人に対しても確認を電話ですけれども、他の人にも確認いたしました、その方たちは覚えていないということでした。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 個人的に行っていないんですよね。団長として行っているという点からも、いただいたものは、これは団長、つまり町長として委託をされた、譲られたものというように考えるのが妥当だと思いますが、今後の調査にかかっていると思います。

もう1つの東小学校の教育基金の金銭の疑惑の問題が、私、複数の方から聞いてまいりました。そういう点ではどのような対応をされるのか、お尋ねいたします。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 ただいまのご質問の件でございますが、昭和62年3月に、甲良東小学校体育館が竣工されました。その体育館の竣工式とあわせまして東小学校創立100周年記念式典が開催をされております。このとき甲良東小学校創立100周年記念事業実行委員会というものが結成されたようです。その方たちが寄付を集められたものであるということでもあります。

ですから、多分その方たちは同窓生の方だと思っておりますが、その方たちが

寄付を集められた。ですから、この集められたお金につきましては教育委員会が管理運営しているものではございません。当時どのように使われたのか、また、残ったお金をどのようにしているのか等につきましても、今、私ども教育委員会の立場で答弁をすることではないというふうに考えております。よろしくお願いをします。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 自主的団体という点では、これは自主的団体の側の問題という点で理解できます。しかし、私の手元にいただきました資料によりますと、体育館の床改修230万8,000円、それからテント10張り129万1,500円、それから、ステージわきの部屋の改修153万3,000円というように教育施設の改修に使われているという点がありますので、自主的な団体といえども地方自治法、地方財政法の4条の5、それから9条、そして27条に、住民に寄付を求めてはならないという規定があります。そういう点からも町の財産で進めることが必要な改修ということですので、再度この点、関連するところはきちっと行政側がただしていくというのが大事だと思いますので、見解を求めます。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 確かにおっしゃるとおりだと思います。ただ、今おっしゃられた何点かの工事につきましては、当時の町長が寄付されたお金を預かっているということでもございますので、そして、町長がされたということになりますので、そこらについては私どもでは何とも言えないというふうに考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 町の財政から出ていないという点から、これは解明が必要だということを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤堂議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(午後 6時18分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 河 上 達次郎

署 名 議 員 山 田 壽 一